

令和6年第2回宇城市議会定例会 会期日程表

会期16日間

月 日	曜	会議の種別	件 名
6月18日	火	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開会・開議 ○ 会議録署名議員の指名 ○ 会期の決定 ○ 諸報告 ○ 報告第5号から諮問第3号までの20議案を一括上程・提案理由説明・詳細説明 ○ 特別委員の選任 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
6月19日	水	休 会	○ 議事整理
6月20日	木	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般質問（高橋、原田、河野（正）） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
6月21日	金	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般質問（永木、中山） <p style="text-align: right;">【 延 会 】</p>
6月22日	土	休 会	○ 市の休日
6月23日	日	休 会	○ 市の休日
6月24日	月	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 一般質問（村上、三角） ○ 報告第6号から報告第10号までの質疑 ○ 承認第6号の質疑・討論・採決 ○ 議案第43号から議案第50号までの質疑・委員会付託 ○ 請願第1号及び請願第2号の上程・委員会付託 ○ 同意第5号から諮問第3号までの質疑 <p style="text-align: right;">【 散 会 】</p>
6月25日	火	休 会	○ 議事整理
6月26日	水	休 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設経済常任委員会 ○ 民生常任委員会
6月27日	木	休 会	○ 総務文教常任委員会
6月28日	金	休 会	○ 議事整理

6月29日	土	休 会	○ 市の休日
6月30日	日	休 会	○ 市の休日
7月1日	月	休 会	○ 議事整理
7月2日	火	休 会	○ 議事整理
7月3日	水	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ○ 開議 ○ 議案第43号から請願第2号までの委員長報告・質疑・討論・採決 ○ 同意第5号から諮問第3号までの討論・採決 ○ 同意第7号の追加上程・提案理由説明・詳細説明・質疑・討論・採決 ○ 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙 ○ 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 <p style="text-align: right;">【 閉 会 】</p>

第 1 号

6月18日 (火)

令和6年第2回宇城市議会定例会（第1号）

令和6年6月18日（火）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸報告 |
| 日程第4 | 報告第5号 | 専決処分の報告について（専決第9号） |
| 日程第5 | 報告第6号 | 令和5年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第7号 | 令和5年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第7 | 報告第8号 | 令和5年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第8 | 報告第9号 | 令和5年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第9 | 報告第10号 | 令和5年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第10 | 承認第6号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第10号） |
| 日程第11 | 議案第43号 | 令和6年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第44号 | 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第45号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第46号 | 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第47号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する等の条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第48号 | 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第49号 | 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番 |

号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第18 議案第50号 宇城市三角駅前フィッシャーマンズワーフ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 同意第5号 監査委員の選任について（河野 真理氏）
- 日程第20 同意第6号 固定資産評価員の選任について（岩竹 泰治氏）
- 日程第21 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（丸目 通隆氏）
- 日程第22 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（太田黒 睦氏）
- 日程第23 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂田 慶子氏）
- 日程第24 熊本天草幹線高規格道路整備特別委員の選任
- 日程第25 内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員の選任
- 日程第26 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |
| 9番 永木誠君 | 10番 山森悦嗣君 |
| 11番 三角隆史君 | 12番 坂下勳君 |
| 13番 高橋佳大君 | 15番 溝見友一君 |
| 16番 園田幸雄君 | 17番 福田良二君 |
| 18番 河野正明君 | 20番 豊田紀代美君 |
| 21番 中山弘幸君 | 22番 石川洋一君 |

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野 修君 書記 河村 聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長	守田憲史君	副市長	天川竜治君
教育長	平岡和徳君	総務部長	木見田洋一君
市長政策部長	元田智士君	市民部長	岩竹泰治君
福祉部長	岩井智君	保健衛生部長	井住寿宏君
経済部長	浦田敬介君	土木部長	平木恵一君
教育部長	舛井貴男君	市長政策部次長	田川大輔君
市民部次長	吉崎賢二君	福祉部次長	平松洋介君
保健衛生部次長	田嶋真君	経済部次長	池田真一君
土木部次長	星津章博君	教育部次長	米田年宏君
三角支所長	佐藤幹雄君	不知火支所長	木下秀典君
小川支所長	坂本優子君	豊野支所長	西村光代君
上下水道局長	福田真治君	会計管理者	永田康之君
監査委員事務局長	井上まゆみ君	農業委員会事務局長	園田弥生君
財政課長	田尻勇樹君		

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） ただいまから、令和6年第2回宇城市議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、5番、吉良邦夫君及び6番、田中美君君の2人を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（豊田紀代美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月18日から7月3日までの16日間
にしたいと思えます。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から7月3日
までの16日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（豊田紀代美君） 日程第3、諸報告を行います。

議長の諸般の報告として、ただいまタブレットにて送信しましたが、まず1ページから8ページのとおり、監査委員から宇城市の例月現金出納検査の結果に関する報告について、令和6年1月分から令和6年4月分までが提出されております。

主な公式行事については、9ページのとおりであります。

次に、陳情書等について申し上げます。去る6月5日の第8回議会運営委員会において、机上配布と決定した2件の陳情書につきましては、ただいまタブレットにて送信したとおりであります。

最後に、議員表彰受賞者の紹介をいたします。全国市議会議長会第100回定期総会におきまして、全国市議会議長会会長による議員在職10年以上の表彰を高橋佳大君が受賞されました。高橋議員の永年の御労苦及び功績に対しまして、改めて敬意を表しますとともに、栄えある受賞に心からお祝いを申し上げます。後日、高橋佳大君には、表彰の伝達を行うことにいたしております。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

次に、市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

○市長（守田憲史君） 発言のお許しをいただきましたので、行政報告をいたします。

はじめに、新広報プロモーション大使就任についての報告です。

宇城市出身で東京都在住のクリエイター景井ひなさんを広報プロモーション大使に任命し、4月15日に委嘱状交付を行いました。これは、令和3年に就任されたモデルの松村佳奈さんに続き、2人目となります。

景井さんは、SNSのT i k T o k フォロワー数が1,000万人を超え、国内女性No.1のフォロワーを持つクリエイターです。現在はテレビ番組の出演やモデルなど多方面で御活躍されています。

これから大使として、主にSNS分野において、市の魅力ある地域資源や地元の良さを発信していただくことで、市のPRに貢献いただけるものと大いに期待しております。

次に、元寇所縁（ゆかり）のネットワーク加入についての報告です。

4月22日に福岡市で開催された発足式に出席し、副会長に就任しました。

発起人及び会長は長崎県松浦市の友田市長で、今年が1度目の元寇（文永の役1274年）から750年の節目の年を迎えることから、元寇に所縁（ゆかり）のある地域が連携することで、先人たちの活躍を改めて掘り起こし、現代版蒙古襲来絵詞を創造、これを広く国内外にPRすることで、地域の活性化に結び付けたいという目的から構築されたものです。

全国で25自治体が加入し、今後様々な企画を展開していく予定です。

次に、第3弾物価高騰対策商品券事業についての報告です。

近年の物価高騰による生活への影響緩和や市内経済活性化のため、国の交付金を活用し、第3弾となる全市民対象の商品券事業を実施します。

今回は、1人につき5,000円分の2次元コード付きカード型商品券を採用し、今月に入り全世帯へ郵送を開始しました。

累計発行枚数は約58,000枚で、使用期間は7月1日から9月17日まで、加盟店311店で使用できます。

次に、クーリングシェルター指定について報告します。

気候変動適応法の改正に伴い、熱中症への対策が強化され、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）が規定されました。そこで本市でも、熱中症による重大な健康被害の発生を防止するため、主に市立図書館などの市内8か所をクーリングシェルターに指定し、6月6日から熱中症警戒情報の運用期間が終了するまで、市民に開放することとしました。

なお、この8施設については、熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわら

ず、暑さをしのぐため誰でも休憩できるスペース、クールシェアスポットとしても開放しております。

今後も、クーリングシェルターの指定に向け、民間施設を含めた募集を継続してまいります。

最後に、自動運転の社会実装事業について報告します。

国土交通省が行う自動運転の実現に向けた実装事業に採択されました。

これは、地域の移動手段、担い手の不足の解消のため、無人で走行を行う社会実装事業で、費用は全て国から補助されます。JR小川駅からイオンモール宇城の区間を本年中に1週間程度、オペレーターが同乗し走行する予定です。

以上、行政報告といたします。

○議長（豊田紀代美君） 市長の行政報告が終わりました。

これで、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4	報告第5号	専決処分の報告について（専決第9号）
日程第5	報告第6号	令和5年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について
日程第6	報告第7号	令和5年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第7	報告第8号	令和5年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
日程第8	報告第9号	令和5年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
日程第9	報告第10号	令和5年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について
日程第10	承認第6号	専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第10号）
日程第11	議案第43号	令和6年度宇城市一般会計補正予算（第1号）
日程第12	議案第44号	令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13	議案第45号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第14	議案第46号	宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第15	議案第47号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関

する利用者負担額を定める条例の一部を改正する等の条例の制定について

日程第 16 議案第 48 号 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 17 議案第 49 号 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 18 議案第 50 号 宇城市三角駅前フィッシャーマンズワフ条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 19 同意第 5 号 監査委員の選任について（河野 真理氏）

日程第 20 同意第 6 号 固定資産評価員の選任について（岩竹 泰治氏）

日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について（丸目 通隆氏）

日程第 22 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について（太田黒 睦氏）

日程第 23 諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂田 慶子氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第 4、報告第 5 号専決処分の報告について（専決第 9 号）から、日程第 23、諮問第 3 号人権擁護委員候補者の推薦について（坂田慶子氏）までを一括議題とします。市長から一括して提案理由の説明を求めます。

○市長（守田憲史君） 本日からの令和 6 年第 2 回市議会定例会では大変お世話になります。

今回提出しますのは、報告案件として令和 5 年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告書等を 6 件、承認案件として令和 6 年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算の専決処分を 1 件、予算案件として令和 6 年度宇城市一般会計補正予算等の補正予算を 2 件、条例案件として、宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定等を 6 件、同意案件として監査委員の選任同意について等を 2 件、最後に諮問案件として人権擁護委員候補者推薦を 3 件、合わせて 20 件をお願いするところでございます。詳細につきましては、それぞれ関係部局長が説明いたします。

これらの案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 市長から提案理由の説明が終わりました。

これから、議案ごとに詳細説明を求めます。

まず、報告第 5 号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案集 7 ページから 8 ページです。報告第 5 号専決処

分の報告について（専決第9号）を説明します。

本件は、後期高齢者医療特別会計において、熊本県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施している特定健康診査に係る受託事業収入が1,000万円を超えており、本来であれば消費税を申告し納税する義務がありましたが、これを申告していなかったものです。

このいきさつは、令和5年5月17日付け厚生労働省事務連絡において、本市が広域連合から受託して行う特定健康診査は、対価を得て行われる役務の提供にあたり、これを特別会計の業務として行い、当該特別会計が課税事業者該当する場合には、消費税の申告を要することが示されました。

また、同年11月7日付けで広域連合から、厚生労働省の通知を踏まえ、必要に応じて、消費税申告の対応を行うよう通知があったところです。

これらを受け、本市の状況を整理し、令和6年1月に宇土税務署に相談を行ったところ、時効期間分を除く直近5年分の消費税申告を行う必要があることが確認されたものです。

消費税について本来の申告期限よりも遅れて申告したことにより、延滞税及び加算税が発生したことから、これらに係る額を定める専決処分を行ったものです。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第5号の詳細説明が終わりました。これで報告第5号を終わります。

次に、報告第6号から報告第8号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 報告第6号令和5年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について説明いたします。議案集9ページをお願いいたします。

本報告は、令和4年度宇城市一般会計補正予算（第8号）及び令和5年度宇城市一般会計補正予算（第3号）で、継続費として御承認いただきました小川中学校グラウンド整備事業及び松橋中学校校舎建替事業の2事業について、令和6年度に逐次繰越した金額を報告するものです。

10ページに移ります。継続費、全2事業の総額は、合計欄のとおり47億4,934万2千円です。令和5年度の継続費予算現額は、前年度逐次繰越額を含めて24億4,590万3千円で、支出済額及び支出見込額を差し引いた残額が6億6,781万5,800円です。この残額を翌年度逐次繰越額として、令和6年度に繰り越しています。

財源は、繰越金6,968万6千円のほか、特定財源で国県支出金を1億8,082万9千円、地方債を4億1,730万円見込んでおります。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

続けて、報告第7号令和5年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。議案集は11ページです。

本報告は、昨年2月から本年2月までの定例会で御承認いただきました公用自動車購入事業など全44事業の繰越明許費について、実際に令和6年度に繰り越した金額を報告するものです。

12ページから16ページにかけて、事業ごとに繰越明許費の繰越しを行っております。

それでは、議案集の16ページをお願いいたします。翌年度繰越額の合計額は、16ページの一番下の合計欄に記載しておりまして、翌年度繰越額が27億7,829万9千円、うち既収入特定財源が7,420万1千円、未収入特定財源が23億3,076万6千円、一般財源を3億7,333万2千円としております。

繰越しの具体的な理由につきましては、事業ごとに理由がそれぞれ異なりますが、いずれも予算成立後に思わぬ支障が生じたことで、年度内の完成が困難となり、改めて令和6年度の歳出予算に計上する対応では確実な執行を期することができないことから、必要な財源をつけて繰り越すものです。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

続きまして、報告第8号令和5年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について御説明いたします。議案集は17ページです。

本報告は、令和5年度予算で計上していました介護基盤緊急整備特別対策事業補助金や、令和4年度予算から令和5年度予算へ繰越明許しておりました小川中学校旧校舎解体工事について、県補助金の内示通知の遅延や工事に要する人員不足に伴う工期延長及び地元住民対応の影響により、令和5年度内での事業完了ができなくなりましたので、事故繰越しとして令和6年度に実際に繰り越した金額を報告するものです。

18ページに移ります。2つの事業の事故繰越しの総額としての翌年度繰越額は2億1,679万8千円です。財源の内訳は、既収入特定財源が9,050万円、未収入特定財源である国県支出金が5,772万3千円、地方債が6,500万円、一般財源を357万5千円としています。

以上で、報告第8号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第6号から報告第8号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第9号の詳細説明を求めます。

○上下水道局長（福田真治君） 議案集の19ページをお願いいたします。報告第9号令和5年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について説明いたします。

20ページに移ります。建設改良費の繰越額です。翌年度繰越額は、資本的収支

予算の款1資本的支出、項1建設改良費、事業名が雨水対策事業で3億7,635万4千円となります。繰越しの理由は、高良雨水ポンプ場建設における制御盤・ポンプ機器等の部品調達、仕様書及び単価の精査に不測の日数を要したためです。

続いて、21ページをお願いいたします。事故繰越し額としまして、収益的収支予算の款1下水道事業費用、項1営業費用、事業名が汚水処理施設整備構想及び全体計画見直し事業で2,027万9千円となります。繰越しの理由は、下水道区域の見直しにあたり、熊本県が所管する八代北部流域下水道全体計画との調整に時間を要したためです。

以上で、報告第9号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第9号の詳細説明が終わりました。

次に、報告第10号の詳細説明を求めます。

○市長政策部長（元田智士君） 報告第10号令和5年度宇城市土地開発公社の経営状況報告について説明します。

市が出資する宇城市土地開発公社の令和5年度の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項及び地方自治法施行令第173条の5の規定により、議会に報告するものです。

議案集は22ページです。併せて別冊の資料、令和5年度宇城市土地開発公社の経営状況をご覧ください。説明は別冊の資料で行います。

1ページ下段をお願いいたします。2、事業実施状況について、令和5年度における公有用地の取得はありませんでした。

なお、収益費用は、経常利益104円に特別利益30,675円を加えた30,779円の当期純利益となりました。

経常利益は、受取利息の104円。特別利益については、未払金の過大計上額30,675円を前期損益修正益として会計処理したものです。

2ページから収支決算書、6ページから損益計算書、貸借対照表等の財務諸表、11ページから付属明細表、13ページに監査結果を添付しております。

なお、14ページ以降は、令和6年度の事業計画、予算計画を掲載していますが、現在のところ公有地取得等の事業計画等はありません。事務的経費のみを計上しております。

以上で、報告第10号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 報告第10号の詳細説明が終わりました。

次に、承認第6号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案集23ページ、別冊の宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）です。承認第6号専決処分の報告及び承認を求めること

について、令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について説明します。

本件は、令和5年度国民健康保険特別会計において、歳出に対する歳入が不足するため、歳入歳出決算額が3,754万7千円の赤字となる見込みです。

この決算補填を目的として、令和6年度の歳入財源を令和5年度に繰り上げて充てる必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、本年5月31日付けで、市長において専決処分を行いました。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,014万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億5,954万6千円とするものです。

歳出の主なものは、款10前年度繰上充用金3,754万7千円を増額し、併せて款3国民健康保険事業費納付金を5,769万5千円減額しています。

歳出の増減に伴い、歳入についても款3県支出金について2,014万8千円を減額しております。

以上で、承認第6号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 承認第6号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第43号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案第43号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。資料は別冊の令和6年度宇城市各会計補正予算書、宇城市一般会計補正予算（第1号）の1ページをお願いいたします。

はじめに、予算の総額を説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,173万2千円を減額し、予算の総額を350億745万1千円としております。

また、第2条から第3条で債務負担行為、地方債の補正を併せて行っております。

補正の概要は、新型コロナウイルスワクチンのB類疾病定期接種移行に伴う予防接種事業の増額や国庫支出金の内示に伴う漁港海岸メンテナンス工事の減額など、新たに発生した財政需要等に対し予算対応を行うものです。

2ページから3ページをお願いいたします。第1表、歳入歳出予算補正です。

歳入歳出ともに予算の補正については、補正総額を3,173万2千円の減額とし、各費目において補正しています。主な補正は、事項別明細書にて後ほど御説明いたします。

それでは、4ページに移ります。第2表、債務負担行為補正です。1追加で、ふるさと納税事務一括代行業務委託を紙面のとおり追加しています。

5 ページに移ります。第3表、地方債補正です。1 変更で、水産業施設整備事業費を紙面のとおりに変更しております。

続いて、歳出の主なものと特定財源を説明いたします。

10 ページに移ります。款2、項1、目6 企画費の113万円の増額は、熊本県農業研究センター果樹研究所敷地内に残る土地を時効取得するための費用です。

続いて、款4、項1、目2 予防費の1億4,200万円余の増額は、新型コロナウイルスワクチン接種が、B類疾病に移行したことに伴い、市が主体となって定期予防接種を行うための費用です。財源は、諸収入の新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金で一部賄われます。

11 ページに移ります。款5、項1、目3 農業振興費、節18の攻めの園芸生産対策事業補助金1,182万9千円は、生産力強化と労働生産性の向上等の取組等を行う農業経営体に対し、必要な農業用機械・施設等の導入を支援する県10分の10事業の補助金となります。

続いて、款5、項3、目4 漁港改良費の2億200万円の減額は、国庫補助金の内示に伴い、田井ノ浦漁港の海岸メンテナンス工事の減額と併せ、国庫補助金及び地方債の特定財源を減額するものです。

12 ページに移ります。款7、項5、目3 駅周辺開発推進事業費の84万7千円の増額は、本年7月から新たに発行されます日本紙幣に対応するため、小川駅西口に設置している券売機を改修するための費用です。

以上で、主な歳出予算の説明を終わります。

続いて、歳入予算の説明をいたします。

特定財源は、主な歳出予算の説明の中で説明しておりますので、一般財源の主なものを中心に説明いたします。

8 ページをお願いします。款20、項2、目1 財政調整基金繰入金で5,456万1千円を増額しています。歳出予算に対し不足する歳入予算の財源調整を当該基金で行っております。

以上で、議案第43号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第43号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第44号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案第44号令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。別冊の補正予算書の1ページをお願いします。

今回の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ490万1千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ80億6,444万7千円とするも

のです。

歳出の主なものを説明します。7ページをお願いします。

款1総務費490万1千円の増額は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修事業によるものです。特定財源として、6ページの款8国庫支出金として費用全額を受け入れるものです。

以上で、議案第44号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第44号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第45号から議案第47号の詳細説明を求めます。

○福祉部長（岩井 智君） 議案集の25ページから26ページをお願いいたします。

議案第45号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明をいたします。

現行の本市の当該条例は、子ども・子育て支援法第34条第3項及び同法第46条第3項で規定されているとおり、内閣府令で定める基準に従い定めており、その大部分が内閣府令に準じた内容となっておりますが、府令が改正された際には、その改正に合わせ、本市の当該条例を逐一改正している現状です。

今回、本条例中の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準について、「府令に定める基準とする」と明記し、内閣府令を引用する方式にすることにより、事務の効率化及び改正事項の漏れ防止のために、その全部の改正を提案するものです。

以上で、議案第45号の説明を終わります。

続きまして、議案第46号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案集の27ページから28ページにより説明を行います。

現行の本市の当該条例は、児童福祉法第34条の16で規定されているとおり、内閣府令に基づいた厚生労働省令で定める基準に従い定めており、その大部分が厚生労働省令に準じた内容となっておりますが、省令が改正された際には、その改正に合わせ、市の当該条例を逐一改正している現状です。

今回、本条例中の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準について、「省令に定める基準とする」と明記し、厚生労働省令を引用する方式にすることにより、事務の効率化及び改正事項の漏れ防止のために、その全部の改正を提案するものです。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

続きまして、議案第47号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する等の条例の制定について、議案

集は29ページ、説明資料集は4ページから5ページで、議案集により説明をいたします。

市では平成28年度から令和5年度にかけて、市立保育所6園を社会福祉法人に民間移譲してまいりました。また、市内唯一の公立保育所であった戸馳保育園が令和5年度末に閉園されたことにより、令和6年度からは児童福祉法第39条に規定される公立保育所は存在しなくなりました。

このことから、今回、宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例中の市立保育所に関する記載を削除するとともに、宇城市立保育所の延長保育事業及び一時保育事業利用者負担金徴収条例の廃止を提案するものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第45号から議案第47号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第48号及び議案第49号の詳細説明を求めます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 議案集30ページから31ページ、説明資料集6ページです。議案第48号宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

本件は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に合わせ、対象者が医療機関等を受診した際の自己負担額を改正するものです。

具体的には、これまで入院の場合は、ひと月当たり1医療機関につき2,040円でしたが、これを2,000円とするものです。外来は、ひと月当たり1医療機関につき1,020円でしたが、これを1,000円とするものです。

なお、改正後の自己負担額につきましては、8月1日以降の診療分から適用します。

以上で、議案第48号の説明を終わります。

引き続き、議案第49号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明します。議案集32、33ページ、説明資料集7ページから10ページです。

本件は、令和6年12月2日に現行の紙の保険証が廃止されることに伴い、個人番号を利用して情報連携ができるよう規定を整備するものです。

これまでも情報連携を可能とする規定はありましたが、情報連携ができる事務等について、より明確にするための改正です。

具体的には、別表第2の7の項で規定する重度心身障がい者に対する医療費の助成の事務において、対象者の加入する健康保険の情報等を確認することができるよ

うにするための規定の整備でございます。

以上で、議案第49号の説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第48号及び議案第49号の詳細説明が終わりました。

次に、議案第50号の詳細説明を求めます。

○経済部長（浦田敬介君） 議案集は34ページ、説明資料集11ページです。議案第50号宇城市三角駅前フィッシャーマンズワープ条例の一部を改正する条例の制定について説明します。

観光物産振興を目的に設置しました三角駅前フィッシャーマンズワープ施設は、ここ1年以上2店舗に入居がない状態が続いています。

その間、賃貸物件をお探しの飲食店数社から問合せを受けましたが、いずれも採算が合わないとの判断で入居を断念されています。

今回、地域課題でもあります空き店舗の解消を促進するため、使用料を1平方メートル当たり900円から500円に減額改正するものです。

なお、金額の設定は、フィッシャーマンズワープ敷地に対する港湾使用料や建物の減価償却費、維持管理に係る費用などを考慮した上で設定しています。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 議案第50号の詳細説明が終わりました。

次に、同意第5号から諮問第3号の詳細説明を求めます。

○総務部長（木見田洋一君） 議案集35ページをお願いいたします。同意第5号監査委員の選任について御説明いたします。

本案は、市議会選任の嘉古田茂己監査委員から、令和6年5月28日付けで5月31日をもって退職の辞職願が提出され、市長が退職を承認いたしましたので、新たな監査委員の選任同意をお願いするものです。

地方自治法第196号第1項の規定に基づき、市議会選任の監査委員として河野真理議員の選任同意について御提案申し上げます。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集36ページをお願いいたします。同意第6号固定資産評価員の選任について御説明いたします。

本案は、令和6年4月1日付けの人事異動に伴い、固定資産評価員を新たに選任するためのものです。固定資産評価員を選任するにあたっては、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を要することから、この議案を提出するものです。

以上で、説明を終わります。

続きまして、議案集37ページから39ページ、説明資料集は12ページから14ページとなります。諮問第1号、第2号及び第3号における人権擁護委員候補者

の推薦について説明いたします。

諮問第1号は、現委員であります不知火町の丸目通隆さんが、令和6年9月30日付けで任期満了になりますので再推薦をし、また、松橋町の平中孝子さん、豊野町の横尾七生子さんが同じく令和6年9月30日付けで任期満了になりますので、後任といたしまして、諮問第2号で松橋町の太田黒睦さん、諮問第3号で豊野町の坂田慶子さんを推薦したく議会の意見を聞く必要があり、提案するものです。

丸目通隆さん、太田黒睦さん、坂田慶子さんは、人権擁護委員としての熱意、人権に対する理解に加え、地域社会で信頼されるに足る人格識見や中立公正さを兼ね備え、人権擁護委員にふさわしい方です。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 同意第5号から諮問第3号の詳細説明が終わりました。

-----○-----

日程第24 熊本天草幹線高規格道路整備特別委員の選任

○議長（豊田紀代美君） 日程第24、熊本天草幹線高規格道路整備特別委員の選任を議題とします。

熊本天草幹線高規格道路整備特別委員の選任については、委員会条例第14条の規定に基づき、永木誠君が辞任し、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、新たに吉良邦夫君を指名します。

以上であります。

-----○-----

日程第25 内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員の選任

○議長（豊田紀代美君） 日程第25、内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員の選任を議題とします。

内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員の選任については、委員会条例第14条の規定に基づき、原田祐作君、豊田紀代美が辞任し、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、新たに次の3人を指名します。田中美君君、永木誠君、園田幸雄君。以上であります。

-----○-----

日程第26 休会の件

○議長（豊田紀代美君） 日程第26、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日6月19日水曜日は、議事整理のため休会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、明日6月19日水曜日は休会することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午前10時44分

第 2 号

6月20日 (木)

令和6年第2回宇城市議会定例会（第2号）

令和6年6月20日（木）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勳君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
16番 園田幸雄君	17番 福田良二君
18番 河野正明君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 天川竜治君
教育長 平岡和徳君	総務部長 木見田洋一君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 岩竹泰治君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 井住寿宏君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 平木恵一君
教育部長 舩井貴男君	市長政策部次長 田川大輔君

市民部次長	吉崎賢二君	福祉部次長	平松洋介君
保健衛生部次長	田嶋真君	經濟部次長	池田真一君
土木部次長	星津章博君	教育部次長	米田年宏君
三角支所長	佐藤幹雄君	不知火支所長	木下秀典君
小川支所長	坂本優子君	豊野支所長	西村光代君
上下水道局長	福田真治君	会計管理者	永田康之君
監査委員事務局長	井上まゆみ君	農業委員会事務局長	園田弥生君
財政課長	田尻勇樹君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、13番、高橋佳大君の発言を許します。

○13番（高橋佳大君） おはようございます。13番、彩里、高橋佳大でございます。今日は通告しておりました案件につきまして議長のお許しがありましたので、大きく4つの質問をさせていただきます。

1点目、宇城市市制20周年記念事業について、2点目、工業団地の誘致について、3点目、空き家問題について、4点目、スポーツ振興についてです。今まで10年間の議員生活の中で初めての初日の一発目、よろしくお願ひいたします。

まず、今何かと厳しい政府は、経済政策のスローガンとして新しい資本主義の構築を目指し、賃上げを含む人への投資や働く人の学び直し、デジタル社会への移行を柱とする企業支援などを通じて経済成長を促し、そこから上がる収益を賃上げによって労働者に分配し、更なる成長につなげる成長と分配の好循環を目指すと言われております。また、農業の分野でも食料・農業・農村基本計画を年度内に改定し、農産物の価格転嫁を後押しする新たな法制度について検討を進めているとのことでありました。政府に期待をしたいと思います。

それでは本題に入ります。これまで幾度となく繰り返されてきた合併、昭和と平成の大合併、合併特例法の改正に伴い、1999年から2010年まで11年間にわたり続いた市町村合併、全国の市町村数は3,232から1,727に減少したわけです。県内も18の自治体が新しく誕生し、その中の宇城市も5町合併から約20周年の月日を迎えたわけで、どこの自治体もそれなりの記念行事が執り行われていると思います。本市でも現在市民にチラシを配布してあります、開運！なんでも鑑定団、出張！なんでも鑑定団 in 宇城が開催される予定ですが、そのほかの記念事業及び今後のスケジュールについてをお伺ひいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 平成17年1月15日の宇城市市制施行開始から、来年1月で20年を迎えます。本年度を20周年の年度として位置付けており、周年行事を計画しているところでございます。

その目玉イベントとしまして、テレビ東京制作の出張！なんでも鑑定団を誘致し、11月9日にウイングまつばせでの収録が決定いたしました。現在、収録の実施に向けて、お宝出品と観覧希望についての募集を行っているところでございます。収

録時の集客数は限られておりますが、その後のテレビ放映を通して、全国の皆さんに向けた市のPRと市内のにぎわいにつながることを期待するところでございます。

この目玉イベントを皮切りに来年1月頃までの期間に、既存のお祭りやイベントなども含め、20周年の記念事業として実施できないか、関係部署と調整しているところであります。また、なんでも鑑定団に続く目玉イベントにつきましても、まだ誘致活動の段階ですが、複数の案について検討しております。

なお、20周年を迎える来年1月には、広報うきの創刊号から最新号までの展示企画を計画しております。この企画を通して、多くの市民に20歳を迎えた宇城市の歩みを振り返っていただくと同時に、未来の宇城市の創出につながるきっかけになるものにしたいと考えております。

- 13番（高橋佳大君） 出張！なんでも鑑定団は、テレビを通じて全国に向けた市のPRと市内のにぎわいにつながるすばらしい企画だと思っております。また来年1月頃までの期間に、祭りやイベントなどほかの記念事業は関係部署と調整中であり、目玉イベントも誘致活動の段階で複数案検討中とあり、市のPRとなるような開催を期待しております。

そこで再質問ですが、10周年記念事業のNHKのど自慢で、市民のカラオケ人口の多さを実感したわけでございます。そこで、20周年記念事業の1つとして市民の方々のカラオケ大会など、また違った観点から市民参加型の行事もひとつ考えてもらいたいと思います。また、いくらか予算を立てておられます。予算が余るようでしたら、日頃の疲れの癒しの空間となるような歌手のコンサートなどもいかがでしょうか。

- 市長政策部長（元田智士君） 市制施行10周年記念事業として実施いたしましたNHKのど自慢については、放送前日の予選会から多くのにぎわいを見せ、記念事業にふさわしい行事となりました。

議員御提案の市民参加型の行事につきましては、先ほど申し上げたとおり、既存の祭りやイベントなどとの兼ね合いもあるため、実現に至るか不透明な部分はございますが、20周年の冠事業として実施する各種行事を通して、市民の郷土に対する誇りや愛情の更なる醸成につなげていきたいと考えております。

- 13番（高橋佳大君） 行事については兼ね合いもあるため、実現には不透明だと理解しております。20周年記念事業が大成功に終わることを市民の一人として応援いたします。

次の質問に入ります。2番目の工業団地についてです。小川町の宇城氷川スマートインターチェンジと国道3号を結び、国道3号周辺のアクセス道路を利活用した工業団地の誘致についてお伺いいたします。

宇城氷川スマートインターチェンジのアクセス道路と国道3号の交差点付近は、企業の誘致に適していると思います。そこで、本市の昨年度の企業誘致の状況はいかがなものか。また、当該地への誘致状況についてをお伺いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） まず初めに、昨年度の企業誘致につきまして、立地協定を締結した件数は5件でございます。その投資予定額は73億8,500万円となり、5町合併後、過去最高の金額を記録しております。

次に、氷川スマートインターチェンジのアクセス道路と国道3号の交差点周辺への企業誘致について御説明いたします。

本市では、企業の進出先に必要な用地を確保するため、令和4年度に施設等用地候補地の取扱いに関する要綱を定め、市が官民の遊休地等を企業誘致の候補地として登録し、企業に情報を提供する制度を創設しております。

議員御指摘の場所についても既に登録されており、HP上で情報発信するとともに、企業訪問の際も進出先の1つとして提案しているところです。

実際、昨年度も数社から問合せや現地視察の依頼があるなど興味も示されております。今年度も引き続き情報発信や企業への紹介に努め、1つでも多くの投資案件を獲得できるよう、企業誘致を進めてまいります。

○土木部長（平木恵一君） 議員お尋ねの宇城氷川スマートインターチェンジにつながります市道学校稲川線と国道3号との交差点の西側には、JR鹿児島本線までを1つの区画としますと、約80ヘクタールの広大な区画が広がっております。そしてその90%以上が農振農用地区域となっているエリアでございます。

大規模な区域を開発する際には、その開発区域の広さであったり、住宅街や工業地・商業地などのどのような性質の施設を誘致するかで区域内に配置する道路計画は変わってまいります。

ほかにも様々な規定がございますが、一例を示しますと利用用途が工業団地でありますと、1,000平方メートル以上の区画は9メートル以上の道路に接道しなければならないとなっております。そのため9メートル以上の道路計画が必要となります。

また、9メートル幅の道路規格であれば、20ヘクタールまでの団地開発が可能な道路幅員となります。また、当該地区は国道3号に接する区域となりますので、接します交差点形状については、関係機関であります国土交通省や熊本県警などとの綿密な協議が必要となります。

企業誘致は人口が減少する中、にぎわいを創出するための有効な施策と考えておりますので、当該地域の区画利用状況に速やかに対応できるよう、必要に応じて道路計画を行いまして、宇城市発展のために前向きに道路整備を検討してまいります。

○13番（高橋佳大君） 昨年度の立地協定は5件、投資予定額は73億8,500万円で、投資金額は過去最高額となったとあり、市では令和4年度に施設等用地候補地の取扱いに関する要綱を定め、市内の遊休地を登録し、企業に情報を提供し当該地に登録され、数社からの問合せや現地視察の依頼があり、引き続き情報の発信や企業への紹介を努め企業誘致を進めていくとあり、市の熱意と企業立地の施策に重点を置いているイメージが伝わってまいります。それから、土木部長の答弁で、宇城氷川スマートインターから国道3号西側の交差点には、約80ヘクタールの広大な区画があり、その90%以上が農振農用地区域のエリアであり、どのような性質の施設を誘致するかで配置する道路計画も変わってくるとあります。ほかにも様々な規定があるようではございますけれども、9メートル幅の道路規格であれば、約20ヘクタールの団地開発が可能な幅員となり、また、国道3号に接する区域となっておりますので、交差点形状には、その関係機関である国土交通省や熊本県警などの協議が必要とあり、企業誘致には人口減少の中、にぎわいを創出するための有効な施策と考え、区画状況に速やかに対応できるよう必要に応じ道路計画を行い、本市発展のために前向きに道路整備を検討するとの答弁で、心強く思っております。国土交通省や熊本県警との交渉には、話によれば最低約2年ぐらいは時間を要するようでございます。迅速な対応をよろしくお願いいたします。

そしてここで再質問ですが、今回、この国道3号とスマートインター出口の交差点から西側へのアプローチを可能とする道路整備は、宇城市にとっても重要な役割を果たす路線と考えますので、市長の見解を伺いたいと思います。

○市長（守田憲史君） 先ほど土木部長からの答弁のとおり、スマートインターの利便性の向上や地域振興の核として、国道3号西側へ誘導する新設道路についても前向きに検討してまいります。氷川町と連携を取って、まずは、小川インターから国道3号に突き当たっている道路を突き通した4方からの交差点建設を目指したいと考えます。

○13番（高橋佳大君） 市長、答弁ありがとうございます。なかなか心強い答弁で感謝しております。このスマートインターの国道3号の西側、ここに開発をされれば今八代市の新八代駅に4つの構想があり、4つに区画を分けて2028年度にはそのような施設が完成するような予定があります。また、八代港のクルーズ船、インバウンドを考えますと、八代にできればやはり宇城市もそれだけの波及効果はあると思います。お互いの相乗効果で市と市と発見、そして氷川町との連携をしながら、このスマートインターチェンジの利便性の向上、地域の振興の核として国道3号西へ誘導する新設道路を前向きに検討するとの市長の答弁、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に入ります。一番難しい3番目の空き家問題についてです。

今、社会問題となっている空き家、本市には、老朽化が著しく修復不可能な空き家があるが、住宅密集地内で自然災害による隣家に危害を与えるような空き家への対策を市はどのように受け止めているか。また、その解決策についてお伺いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 令和元年度の調査によりますと、本市には1,533件の空き家が存在し、その中には議員御指摘のとおり、著しい損傷があり、隣家や道路など、周辺に危害を及ぼすおそれのある物件の存在も認識しております。

ただ、そうした物件であっても持ち主の所有権が認められています。そして、本来、空き家所有者には周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、適切に管理する責任がございます。

そのため、市では御指摘のような空き家があった際には、所有者へ通知文を発送し、適切な管理をするよう求めているところであり、昨年度は、この通知をきっかけに4件の解体が行われました。

空き家が長期化すると、相続が発生して権利者が多数に及んで複雑化したり、所有者が県外にいて空き家の管理に対する責任感が薄れてしまったりするなど、解決が困難になってきます。

そうさせないためには、空き家の所有者はもちろん、地域の方々の協力が必要です。

今年4月から相続登記が義務化されるなど、国も空き家対策に力を入れております。市としても引き続き、所有者に対して適切な管理を求め続けるとともに、関係機関と連携し、空き家を出さない、長期化させないための意識啓発に注力してまいります。

○13番（高橋佳大君） 答弁では、市内には1,533件の空き家があり、周辺に危害を及ぼすおそれのある物件もあり、空き家の持ち主は所有権と併せて物件を適切に管理する責任があることから、市は、所有者に対して管理を求める文書などを送付しているとのこと。今年4月から相続登記が義務化され、国も空き家対策には力を入れておられると、市の関係機関と連携して空き家を出さない、長期化させないために意識啓発に注力するとあり、市も努力されていることは理解できます。数年前から、私もこの問題に携わってきましたが、大変難しい難題だと受け止めております。現場を見てみますと、周りには民家が点在し、近くには保育園、飲食店に來られる方々の通路でもあり、通行量の多い街中がございます。老朽化で隣の家に残骸が寄りかかり、木材が腐れ白蟻がまん延して、手を加えられるような状態ではありません。何も打つ手がないのが現状でございます。個人の倫理観とか、自己中心

的なものの考え方とか、様々な要素があると思いますが、一番のやはり理由は解体にはそれなりの費用がかかる。費用がかかるからそのままの状態でも月日がずっと流れていきます。空き家は不在地主でなければ、県の代執行などの予算も取れないと聞いております。ならば、問題②での質問で、支援策として、本市独自の予算などを組み入れられたらどうですか。周囲に危害を及ぼすおそれのある空き家は市内に何件ぐらいあるのか。また、解体補助事業について昨年度の予算、申請数、実績などを現在物価高の影響で解体費用も高くなっております。そのため、物件所有の負担軽減のためにも、現在補助金上限50万円の引上げを検討されたらどうでしょうか。お伺いいたします。

○市長政策部長（元田智士君） まず、周辺に危害を及ぼす空き家の件数につきましては、市内全体の数を網羅したものではございませんが、区長さんや地域の方々からの苦情を受けて調査した物件のうち、解体補助金の対象となる程度まで老朽化が進んだ物件は11件あり、この件数が1つの目安となるかと思えます。

次に、解体補助事業の予算、実績につきましては、昨年度は予算額600万円に対して17件の申請がございました。解体実績は4件となっております。予算に不足はございませんが、補助金の対象となるためには、一定程度、老朽化が進んでいることが条件となるため、申請と実績に差が生じております。

最後に、補助上限の引上げにつきましては、議員御指摘のとおり、老朽化し、危険な空き家の解体が進まない理由の1つとして、その費用負担が問題となる場合があります。

そこで、本市では今年度から解体補助金の運用を見直しました。これまで、空き家所有者は、一旦、解体費用を全額支払う必要がありましたが、見直しにより、解体費用から補助金を差し引いた金額だけを支払うことができるようになり、負担軽減につながるものと考えております。

一方、解体が必要と思われる物件の大きな課題といたしましては、所有者との対話の機会が持てないことがあります。市では、周囲に危険を及ぼすような物件について、所有者に対して対応を求める文書を送付しておりますが、県外にいらっしゃるなどして対応いただけないケースが数多くあります。

昨年12月には改正空き家対策特措法が施行され、早い段階で行政による指導・勧告が可能となるなど、予防的措置を講じることができるようになりました。

つきましては、まずは、こういった制度を最大限に活用して空き家所有者にアプローチし、所有者としての責任を果たしていただくよう、働き掛けを強化してまいります。

○13番（高橋佳大君） 解体の補助の対象となる老朽化した物件が市内に11件、昨

年度の予算として空き家対策に600万円、申請者数が17件、実績が4件、補助には一定の条件があるため、申請者数と実績の件数には差があるとあります。昨年度の補助金の上限が50万円で、4件の実績で予算的にはかなり余裕があったようです。これは私の1つの案ですが、どうしても危険な物件、周囲に危害を及ぼすような物件・空き家に対しては、5段階ぐらいの空き家にはランクを付けられ、周囲に危険な物件などには上限とかではなくて、自然災害防止策の観点から何らかの予算の組替えなどできないものではないでしょうか。なかなか難しいとは思いますが、それに係る費用のできれば60%から80%ぐらいの補助率の負担ぐらいはできないものですか。また、年間予算のアップと上限50万円も、他市との比較もあると思いますが、もう少し引き上げる必要を感じます。これは私の案ですので、ひとつ市長政策部で検討をよろしく願いいたします。そしてこの前から、いろいろと新聞で玉名市の空き家問題が掲載されていました。そして昨日の熊日に玉名市の空き家解体費用34件補助を実施したとあり、年間の予算が1,400万円、上限が60万円で財源は2分の1が国費で、困難な面もありますが、ニーズを精査しながら国に財政支援を要望していくとありました。今後、空き家はますます増えていき、この空き家に対しては法律の問題もあり、難しい問題もあります。でも最低限として、現行の制度の拡充、補助率のアップ、今後は県からの支出等も各市町村で足並みを揃えて、県の市町村会、全国市町村会への宇城市としての要望をされることを期待します。そして、先ほど答弁にありました、昨年12月に改正されました空き家特別措置法に基づき、所有者に働き掛けを強化していくとありますが、そこで再質問です。特別措置法の変更の内容をお尋ねいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 今、議員から申されたとおり、この特別措置法もそうなのですが、どうしても国の施策の中である一定の枠組みの中で該当するか、しないかというのを審議した上で、補助金が出されるということが前提でございます。そのこれまでの空き家対策特別措置法という意味では、この特定空家という周辺に著しい悪影響を及ぼす空き家への対応を中心とした制度的措置を定めております。

ただ、状況が悪化してからの対応には限界があるという認識から、悪化を防止するという観点が盛り込まれています。

具体的には、放置することで周囲に著しい悪影響を与えるおそれのある空き家に対して、市町村が指導・勧告ができるようになり、勧告された空き家については、固定資産税の減額が解除される仕組みも設けられました。

市としても、まずは、こうした制度を最大限に活用し、空き家所有者にアプローチすることで、議員御指摘のような危険な空き家を減少・改善できるよう努めてまいりたいと思います。

○13番（高橋佳大君） 特別措置法の変更によって、空き家対策がますます進展しますことと、空き家の状態が悪化してからは限界があり、悪化の防止をする観点から市町村による指導や勧告ができるようになったということでございます。また、特例の固定資産税が解除される仕組みができ、市も制度をフル活用しながら、そして空き家の所有者と接触をされて減少・改善に努めるとあり、どうぞよろしく願いいたします。

次の質問に入ります。4番目のスポーツ振興についてです。

本市には、現在公認の陸上競技場がないため、周回400メートルなどの様々な要件を満たした公認競技会を開催し得る精度ある適切な施設として、検定できる競技場を設置はどうでしょうか。また、新しくするためには経費がかかります。経費削減の意図から、既存の施設を利用しての設置を市民の方々からお聞きいたします。小川の観音山総合運動公園は、宇城氷川インターチェンジから車で5分、山々に囲まれ自然も豊かで、広さからして400メートルのトラックも確保でき、観客席もあることから、観音山グラウンドを公認陸上競技場として整備されてはいかがでしょうか。

○教育部長（舛井貴男君） 公認陸上競技場とは、日本陸上競技連盟が定める規則等に基づき、日本陸連が公認する陸上競技場のことであります。日本陸連が認めた記録である公認記録は、公認陸上競技場で開催される公認競技会でマークされた記録となります。

公認陸上競技場は、1周の距離、走路のレーンの数、収容人員等の項目により第1種から第4種までの4種類に区分されています。

現在、本市に公認陸上競技場はございません。県内では最もグレードの高い第1種が熊本県民総合運動公園のえがお健康スタジアム、続いて、第2種が熊本市水前寺競技場、第3種が熊本県営八代運動公園陸上競技場、阿蘇市阿蘇農村公園あびか陸上競技場、天草市陸上競技場あましんスタジアム、第4種が荒尾市、益城町、多良木町などにあります。

公認陸上競技場の整備費といたしまして、昨年度に整備されました天草市の例によりますと、トラック部分が一般的に使用されている全天候ウレタン舗装で、インフィールド部分が天然芝で整備されております。トラック及びインフィールド部分の整備費は約6億円となっております。

議員御指摘の観音山グラウンドに公認陸上競技場を整備できないかのお尋ねであります。敷地等の物理的状況により、収容人員5,000人以上が必要な第1種及び第2種の競技場は難しいと考えられますが、第3種及び第4種については、収容人員の規定がなく、広さ的に400メートルトラックも設置可能であることか

ら整備することは可能であります。

しかし、観音山グラウンドの現状は、グラウンドゴルフ、サッカー、野球での利用が多く、令和5年度において市内のグラウンド施設の中で利用者が最も多かったグラウンドであり、利用率は高い状況であります。

このため、観音山グラウンドにおける公認陸上競技場整備については、整備費用が高額であることに加え、グラウンド利用率が高い現状を踏まえると、現状を維持していくことが妥当だと考えており、現状の施設の整備にしっかり取り組んでまいります。なお、公認陸上競技場整備の必要性等については研究してまいります。

○13番（高橋佳大君） まず答弁書を見れば、都会に近く、人が集まるようなところに競技場が整備されているような気がいたします。公認陸上競技場は、1周の距離、レーン、収容人員等により第1種から第4種まであり区別され、県内で最もグレードの高い第1種のえがお健康スタジアム、続いて、第2種の熊本市水前寺競技場、第3種が熊本県営八代運動公園陸上競技場、阿蘇市阿蘇農村公園あびか陸上競技場、天草市陸上競技場あましんスタジアム、第4種が荒尾市、益城町、多良木町と、県内では8つの公認陸上競技場があることが理解できます。昨年整備されました天草市のあましんスタジアムのフィールドの整備費が約6億円とあり、昨年会派で研修に行きましたが、そのスケールの大きさと会場の豪華さには圧倒されました。陸上を愛する陸上愛好家の方々にとっては、最高のプレゼントだと思っております。私は観音山グラウンドの件も、第3種、第4種については条件をクリアしているとはありますが、既存の施設を利用しての設置はいかがかと思ひ、質問いたしました。話によれば、観音山は25年前、熊本国体サッカー会場として利用され、国体が済んだら陸上競技場にする構想もあったようです。しかし、現状ではグラウンドゴルフ、サッカー、野球の会場として利用者が多く、市内で最も利用率の高い、愛好者が多い方々の利用で、やはり利用者が多い、競技人口の多いスポーツをやはり優先的に捉えていくのが妥当な気がいたします。これは私の余談ですが、今小川町にも2人の女性でプロの陸上アスリートの方がおられます。1人の方はパリを目指せるような方です。もう1人の方はまだ若く、これからの成長が楽しみだそうです。今後の活躍を期待したいものです。

今回は4つの質問をさせてもらいました。いろいろとありがとうございました。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、高橋佳大君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番、原田祐作君の発言を許します。

○8番（原田祐作君） 皆さん、おはようございます。議席番号8番、会派宇城市民の会、原田です。本年2024年は、1945年、昭和20年8月15日に、昭和天皇が国民に対し敗戦を伝えられた年から79年目となります。1941年、昭和16年12月8日に真珠湾攻撃を皮切りに突入した太平洋戦争。この戦争により日本各地に空襲を受け、人類史上初の、また現在においても唯一の原子爆弾被爆国と、この日本はなりました。ここ宇城地域も空襲や戦闘機の機銃掃射などにより、甚大な被害を受けており、各地にその痕跡が現在も残っているのは皆さんも御存じのとおりと思います。戦争体験者も御高齢となり、戦争の記憶を語り継ぐことも年々困難になっていきます。テレビ等のメディアを通じて世界の戦争がたびたび報道されておりますが、それを眺める私たちにどれほど戦争の悲惨さと平和の尊さを自分のこととして捉えられているのか、考えてみる必要があります。現在、熊本県では、くまもと戦争と平和のミュージアム設立準備会という法人が設立され、ミュージアム建設に向けて県民運動を起こすべく活動が始まっています。既にミュージアム設立を要望する署名も設立準備会が目標とする10,000筆を超え、およそ16,000筆集まっております。設立準備会の理事長は、日本赤十字社熊本健康管理センターの名誉所長を務められております小山和作先生であり、蒲島郁夫前熊本県知事も顧問として団体に就任され、さらに広く県下にこの運動を広げていく活動を行っております。この活動の一環としまして、6月25日から30日まで宇城市立不知火美術館におきまして、宇城戦争の記憶展が開催されます。小山先生をはじめ、くまもと戦争遺跡・文化遺産ネットワーク代表として、県下各地の戦争遺産を調査研究されていらっしゃる高谷和生氏のオープニングトーク、またこの宇城地域の戦争体験者によるクロストークを皮切りに、不知火町在住の上村真理子先生の収集品、また現在も松橋で御活躍の夏目信弘先生の絵画を中心に、また私たちが独自で収集した戦争関連資料を数多く展示しております。戦争の悲惨さだけではなく、戦争に突入していく当時の異様な高揚感のある社会背景を感じることができる、そんな記憶展です。多くの皆様には是非ご覧いただき、平和の尊さを感じていただきたいと、このように考えております。

それでは、先般御通告いたしておりました内容に沿って質問を進めてまいります。大きな1つ目、農業施策について、小問の1としまして、農業振興地域について、農業振興地域の制度の概要についてお伺いをいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 法整備に至るまでの農地に関わる国の農業政策の変遷も含め、御説明いたします。

戦後まもなく民主化を進めるGHQの強い支持の下、農地改革が断行されました。耕作している小作人に農地を売り渡し、自作農を創設したものです。

農地改革が一段落した昭和27年には、耕作者の地位の確保、所有権移動の規制及び農地転用の規制などの法制度を集大成し、体系的な法律として農地法を制定しています。

その後、農地法制定から約10年を経た昭和30年代半ばにおいて、高度成長期を迎え、他産業への農村労働力の流出が顕著となる中で、離農者の農地を専業農家に集積して自作農の規模拡大を目指した農業基本法が制定されています。

他方で、昭和43年に本格的な高度成長による都市部への人口、産業の集中を懸念して、国土の総合的計画的な利用を目的とした都市計画法が制定されました。

農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法はその翌年の昭和44年に、優良農地を主体とした農業地域を保全・形成し、農業投資を計画的に行うための長期的な土地利用計画制度として制定されたものであります。

制定された要因として、食料の安定供給もさることながら、都市部で開発規制が導入されると農村地域で開発が無計画で行われるおそれがあることや、一方で都市部にも相当の農業地域があり、農業的土地利用の確保が必要であったことが挙げられます。

御承知のとおり、農業振興地域制度では、集団的農用地や基盤整備などの公共投資の対象となった優良農地を農用地区域として設定し、原則として転用を禁止しています。

○**8番（原田祐作君）** ただいまの説明によりまして、農地というものを歴史またその当時の時代背景等によって、様々な法で守っていかうというその背景、その経緯が理解できたと思います。

それでは、この経緯を踏まえまして小さな2番目の質問、農業振興地域の指定についてということで、それではこの宇城市におきまして、現在指定されています農用地区域、これはどのような考えに基づき指定されているのか。それについてお伺いをいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** まず、農業振興地域の指定ですが、国が農振法に基づき農用地等の確保に関する基本指針を定め、都道府県が指針に沿い、市町村に農業振興地域を指定します。

農業振興地域は、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、都市計画法の用途地域、そのほか森林区域など、明らかに農地として利用できない箇所を除いた、農業の振

興を図ることが必要であると認められる地域になります。

市町村は、指定された地域の農業振興地域整備計画を定め、その中で、農地や農業用施設など農業目的に利用すべき土地に対して、農用地区域を設定しています。

なお、一般的に会話の中で農振地域と口にされる場合は、農業振興地域ではなく農用地区域を指す場合がほとんどです。

また、農用地区域は、おおむね10年を見通して農用地として利用すべき土地と判断された区域となりますが、具体的には、10ヘクタール以上の集団的農用地、基盤整備実施地、農道・用排水路等の土地改良施設用地、農業用施設用地、その他農業振興を図るために必要な土地、以上5つの要件のいずれかが該当することになります。

本市の農用地区域は、旧5町で設定していました区域を引き継ぎ、農地ごとの個別協議または5年ごとの全体見直しで除外と編入を決定し、現在の区域へ至っています。

○8番（原田祐作君） 一般的な御説明として受取をしました。再質問に入ろうと思えますけれども、この宇城市の地域を眺めてみますと、小川町の海東につきましては山間地、段々畑とまでは言いませんが、そういったところで形が不揃いなどところもあり、そこでショウガを主に生産をされている。それとそこから下ってきますと、平野部についてはトマト、メロン、米、様々な水田地が広がり、またそこから三角の方に行きますと、また山間地の畑になり果樹等が栽培をされている状況にある。つまり、この宇城地域はその場所によって様々な状況が異なり、ましてやその栽培される作物も異なっている状況にあります。

そういったところを踏まえまして、再質問なんですけれども、まず大きく2つあります。大きく1つは農業振興地域の整備に関する法律、これの第3条の2基本方針の作成の部分に、この2項の2には「都道府県において確保すべき農用地等の面積の目標の設定の基準に関する事項を定めるものとする」と定めてあります。であるならば、この熊本県にその目標値は設定されているのか。若しくはそれを踏まえた上で、この宇城市はどのような目標を設定されているのか。これは設定の必要がある場合はですね、あるのかないのかも含めてのお伺いなんですけれども、その設定があれば、その数値をお伺いしたい。また、先ほど申し上げましたけれども、地域ごとによって農作物に特色があるこの宇城市においては、農用区域の指定についても一定の基準はありながらも、やはり地域ごとのその特殊性というか、そういったものは考慮すべきではないかなというふうに考えますが、そういった場合の地域的な特殊性はどのように考慮をされているのかという点について、お伺いをいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 令和4年5月に、熊本県農業振興地域整備基本方針が変更されました。農地に復旧することが困難な荒廃農地などを考慮し、県内に確保すべき農用地等の面積の目標を、前回見直し時と比較して1,453ヘクタール減の89,803ヘクタールと設定しています。

市も当該基本方針で本市に割り当てられた目標面積6,942ヘクタールに沿い、宇城農業振興地域整備計画書を見直しております。基盤整備実施地の周辺部分の取り込みなどの編入要素、復旧困難な荒廃農地や企業誘致などの除外要素を併せ、前回見直し時と比較して100ヘクタール減の6,900ヘクタールに設定しております。

また、農用地区域における編入・除外は、周辺の地形や農地の状況を考慮して、国の要件に準拠して判断しています。

御指摘の地域的特殊性ですが、当該要件の中で「地域の農業者の意見を聞いて将来あるべき土地利用の方向性を見定めつつ、優良な農用地等の確保に努める」という項目があり、それに当たるかと考えますが、本市ではこれまで特殊性がある土地として審議した経緯はございません。

○**8番（原田祐作君）** 確かに特殊性というのはちょっと言いすぎかなというふうに、私も話を聞いて思いました。何というか特色というかですね、特殊に何かをつくっていることではないので。ただ、各地域において状況が違うというのは、たぶん理解はされているのかなというふうに思います。また、一般的に農地を守らなければいけないという前提でずっとこの法律、この施策は進んでいるのですけれども、現状として、やはり農地が守られていないということではなくて、守りたいけれども守れない状況が今出てきているのかなと、それがこの宇城市の農用地の減少にもつながっていると思います。企業誘致の部分でこういったものを開発して行って、農耕地が減っていくというのもあるのでしょうかけれども、どちらかという宇城市においては、やはり後継者不足や耕作放棄地が多くあるような気がしています。明確な根拠はありませんので、あくまで気がしていますという発言にとどめますけれども、そのような気がしております。自分の土地がそこにあるにもかかわらず、農業振興地域と指定し法で守られているがゆえに、なかなか自分の思いどおりにならないというような状況も数多くあるというふうに聞いています。できればそういったところは、どちらかというとその所有者さんの思いというのも多く考慮いただき、土地を運用できるような幅というかゆとりというか、そういうのを持った対応も望むところではあるのですけれども、国の施策として農地を守るというような観点も大切にしたいと思います。そのバランスをもって、今後もこの議論は進めていきたいというふうに思います。

それでは、先ほども少し触れましたけれども、小さな3番目の質問に入ります。農業人口の推移と農業用地の在り方ということについて項目を挙げておりますけれども、農業人口が高齢化等、様々な問題で年々減少傾向にあるということは、これはおそらく皆さん御承知のとおりだというふうに思います。であるならば、その農業人口の推移、また農業用地ですね、これはどのように変化をしているのか。先ほど大枠の中での減少傾向にあるというお話がありましたけれども、もっと具体的にこの辺をお聞きしたいというふうに思います。

○農業委員会事務局長（園田弥生君） 農業従事者の高齢化によるリタイヤは進む一方、若い世代や新規就農者の農業参入が少ないことなどを要因としまして、全国的に農業人口は年々減少傾向にございます。

国の調査であります農林業センサス2010年調査結果での本市の基幹的農業従事者数、いわゆる普段仕事として主に自営農業に従事している人は4,327人で、うち75歳以上の従事者は全体の16.4%でございましたが、直近の調査であります2020年調査結果での基幹的農業従事者数は3,374人、75歳以上の従事者は24.1%と全体の約4分の1を占めており、本市におきましても従事者の大幅な減少と高齢化が進んでいる状況です。

また調査の結果、本市における荒廃度が重度とされます、森林の様相をし農地としての再生利用が困難な農地は、令和4年度が234ヘクタール、昨年令和5年度が230ヘクタールと農地台帳面積の約3.1%を占めております。

次に、荒廃度重度の予備軍でございます荒廃度中度とされる、人の背丈以上に生育した雑木があるものの、重機などを使って木の伐根等を行い大規模な整備をすれば耕作可能となり得る農地は、昨年度が145ヘクタールで、令和4年度と比較いたしますと10ヘクタール増加しており、今年第1回定例会にて答弁いたしましたように、土地持ち非農家の増加や農業者の高齢化、後継者不足が要因していると考えられます。

○8番（原田祐作君） ここでもやはり明らかにあるのが、耕作放棄地また荒廃地が増えているということですね。その要因としては、これも何回もこの議場でも出ておりますけれども、やはりその農地を守る人がいないというようなところに原因が大きくあるというふうに分かっております。この荒廃農地は、本来であればちょっと質問したいところでもあるのですけれども、ちょっと通告を行っておりませんので控えますけど、例えば荒廃農地や荒廃予備軍の農地、こういったものが地理的にどういったところに分布しているのかというのは、当然分析をされていると思えますし、それに伴って、この荒廃した農地をどのように守っていくかというのも、同時におそらく議論がされているというふうに理解はしています。そのままでいいわ

けはないと思います。例えば、その周辺に誰も住んでいない集落で、それがかなり交通の利便性が悪いところにあり、それがその雑木が茂ったような状況であるのであれば、それはさすがにこれをまた復活させるというのは厳しいと思いますし、またそういったところを、そういった荒廃農地にならないように常日頃から管理をしていくというのも、これは非常に難しいということは十分理解をしております。ただ、見渡しますと、そういった言わば山間部の奥地にまで行かなくても、ちょっと見渡したところでもやはり雑木が茂っているのが点々と見渡せると。やはりこういったところは、法律でこれだけその土地を農地として強く守るのであれば、しっかりとそこが使える農地になるように維持をしていかなければならないなというふうに、最近強く感じております。ですので、荒廃農地にならないようにどうするかというところは、また改めて今後もしっかり考え、適宜また質問等に取り上げさせていただきたいというふうに思います。しっかり調査分析をされているというところで、ここはとどめておきたいなというふうに思っております。

それでは、小さな4番目の質問に入ります。国営基盤整備事業に伴う農地整備についてということで項目を挙げております。これはちょっと1つ具体的な事業を申し上げますけれども、現在整備が進められております、ほぼ完了はしておりますけれども三角の大口地区の基盤整備事業、これをちょっと念頭に置いて話を進めます。就農者に対する財政的な支援など、様々な補助を組み合わせ運用に苦心をされているその御様子は、私も建設経済常任委員会におりましたので、都度都度聞いております。またそこについては職員さん非常に御苦勞をされているというふうには理解をしております。ただ、整備された農地を見ても、これは国道からもよく見ると確認ができるんですけれども、大小様々な石が混在し、就農者の方に聞くと、場所によっては排水不良も疑われるような状況も見えるというような話を聞きます。確定ではありません、そのような話があるということです。そこで、現在行われております国営基盤整備事業において、同様にそういった耕作に不向きな不良な土砂が混入した場合、若しくは一部河川等を埋立てする場所もあると思いますけれども、そういったところとか区画を整備する中で、不陸ですね、平坦ではないということです、大きな不陸があって農作業または栽培に支障を来す状況が出た場合の対処方法、また基盤整備することによって、土地改良区の賦課金ですかね、そういったものにも変動があると思います。そういったものの変化、また基盤整備はしたものの、高齢等様々な理由によって離農された場合、そこが誰も耕作できないような農地になった場合、その賦課金も含め、そのような状況が生まれたときにはどのように対応していくのかということについてお聞きをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） まず、現在基盤整備をしています三角町大口地区の沿岸部

は、低湿地の水田地帯で水稻栽培もままならない、葦が生えた荒地のようでありました。そのため基盤整備を実施する13.8ヘクタールにおいては、他の場所から土を搬入し、80センチ程度の客土をしています。

客土は、表層部30センチを耕作土、それ以下の部分を基盤土として位置付け、それぞれに土の確保をしています。

基盤土は、事業費を軽減するため、他事業による建設発生土を地区内に受け入れ、当地が樹園地として整備される計画であることや、多量の土を短期間で確保する必要から、地元と協議の上、営農に支障が少ないと思われる程度の大きさの岩石の混入を許容しています。

耕作土については、農作業に支障を来さないよう、あらかじめ岩石の混入が少ない土を選定していますが、やむを得ず混入していた岩石については、営農に支障のない大きさまで砕く作業を実施することで対応しています。

一方で、国営基盤整備事業では、ほ場区内の高低差を揃える場合には、耕作土をはぎ取った上で基盤となる部分の均し作業を実施し、最後に耕作土を戻す作業になります。大口西部地区と違い事業区域内での土の移動となるため、客土する予定はありません。

しかしながら、基盤土の均し作業の際や区画を拡大するために道路や水路を除去する際に、その部分に含まれていた岩石が農地に混入するおそれがあります。

トラクターで耕す際に気づかれたならば、申出いただくと、引渡し後1年以内に限ってはありますが、状況を確認し対処しています。

そのほか、農地のほ場面が平らでないといった声も寄せられています。農地の引渡し前の検査段階では、分からなかった凹凸が代掻きなどの作業時に露見する場合がありますようですが、これも同様に1年以内であれば対処できますので、耕作者や地権者には、申し出いただくよう説明を行っています。

その他の不具合についても、申し出いただいたのちに、国と協議しながら解消に向けて進めていくところです。

次に、土地改良区の賦課金ですが、土地改良法の規定により本事業区域の農地の耕作者または所有者が支払うこととなります。基本的に耕作者に賦課されますが、何らかの理由で離農された際は所有者に変更されます。

離農される際に御相談いただければ、耕作放棄地になることを回避できるよう農業委員会、農業公社などと連携して、規模拡大意向のある担い手に引き継げるようマッチングをいたします。

この賦課金は、事務的経費や維持管理費など土地改良区運営費を賄う経常賦課金と、ほ場整備事業や農道整備等の工事を行った場合の負担金を賄う特別賦課金の2

種類があります。それぞれの賦課金の具体的な金額については、土地改良区が計算を行っています。

経常賦課金については、事務費と維持管理費に分かれ、事務費は統一した単価で、維持管理費は受益地ごとに管理する施設に差がありますので統一した単価ではありません。

特別賦課金については、実施する工事によって異なっています。

○8番（原田祐作君） 基本的には、この基盤整備事業につきましては、やはり農家さんたちの今後のため、より良い状況を一にらんで行われているということは十分理解をしております。しかし、やはり変化が伴うことにつきましては、不測の事態についてはやはりある程度予見し、またそれについて対応を考えている状況があると思います、質問をいたしております。三角大口地区の基盤整備事業についても、基盤整備完了後はすぐに作物が栽培され、十分な農作業ができるというふうな前提の下進められ、多くの農家さんたちもそのように考えていたというふうにお聞きをしました。しかしながら、整備された畑を見てみると、石がある、トラクターが壊れそうになる、また水がたまる場所がある、このような話があります。やはりそういう状況がある場合においては、そこで農作業はできない、農作物の植え付けもできない。ということはその農家さんたちの収入はどうなるんだと、生活はどうなるんだということに直結をしますので確認をさせていただきました。業者さんが対応するというような話を今いただきまして安心はしておりますが、大口の整備事業におきましても、一定程度までは対応はするが、その後は農家個人の負担でやってくださいというようなお話もあったというふう聞いております。ストーンクラッシャーという数千万円もする大きな機械をそこに投入し、その運用についても反の数百万というお話をお聞きします。それを各個人で負担してくださいというようなお話もあったというふう聞いております。そのような予見しない負担が農家さん方に及ばないようにしっかりと管理をしていただき、より良い農業環境をつくっていただくよう御尽力いただきたいというふう考えております。

それでは、（5）番目の質問に移ります。今までのお話を総括いたしまして、今後の農業施策についてということで質問いたします。

農業というのは、やはりこれは守り、存続をさせていかなければなりません。農地を守るだけではなく、そこに働く方々、今人口減少そのほかの要因で大きく減ってきておりますけれども、そのような方々も今後もそれが継続してそこで農業が営めるような環境、このようなものをつくるために国県との関わりはあると思いますけれども、市としてはどのような策を実施していこうというふう考えられているのか、また、されているのかについてお伺いをいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 今後の農業を考えるにあたって、最も大きな課題は、後継者不足と農業者の高齢化による基幹的農業従事者の減少、それに起因した耕作放棄地の増加、加えて世界情勢による原油や資材の高騰であると考えています。

どれも困難な課題で大変苦慮するところではありますが、初めに取り組まなければならないものは、やはり農地の集約化と作業の効率化ではないかと感じております。

農業経営の継承いわゆる跡継ぎをしないのは、農業での収益性に不安を抱いているからとよくお聞きします。作付面積を拡大しても、農地が複数の場所に分散していると農作業の効率化に支障が生じ、農地を連続的に使用し作業効率を高める農地の集約化による大型機械の導入も進まないこととなります。

さらに、その基盤を活用し先端技術を取り入れたスマート農業の導入も視野に入れなければ、コストを抑えた上での大幅な収量増は望まれず、所得の向上による経営の安定にはつながっていかないのではと考えております。

一方で、規模が小さく、個々で経営の効率化を図ることが困難な農家も多く存在します。

機械を更新するにも高額な費用を要しますので、高齢になることと併せてそのことにより離農を考えられている方も少なくありません。これまでのように農家単体で作業するのではなく、農地や農業用水などを共同で維持管理してきた集落を単位とした営農組織を立ち上げなければ、農業者の減少はさらに加速するのではと危惧をしております。

機械の共同利用や作業受託の組織づくりから取りかかり、担い手の確保がままならない現状において、少しでも人手不足を補完することが、ひいては耕作放棄地の解消にもつながるものであります。

特に耕作放棄地は、病虫害の発生や有害鳥獣のひそみ場の増加とも連動しており、隣接する耕作地に悪影響を及ぼしかねない状況にあります。

貸し手と借り手を仲介する農地中間管理事業、いわゆる農地バンクも思うような結果が出ていない現状にある中、集落での組織運営が軌道に乗るまでは、意欲のある借り手に積極的にあっせんする方法を構築していかなければならないと考えております。

また、半島地域や過疎地域を含む中山間地域においては、担い手不足も同様ですが、農地の不整形、狭小及び排水不良等の問題があり、平坦地域に比べ特に営農に支障を来しています。

このことを解消するためにも、中山間地域の多面的機能を確保することを目的とした中山間地域等直接支払制度への参加農家数の拡大を図り、農業の多面的機能の維持と耕作放棄地の発生防止に努めてまいります。

○8番（原田祐作君） 確かに農業施策につきましては、法律ですね、食料・農業・農村基本法の第13条、農業者等の努力の支援ということで、国や地方公共団体は、ちょっと省略しますが、農業及び農村に関する団体がする自主的な努力を支援することを旨とするというふうに言っています。あくまで主体としてやるのは農家さんたちだと、自治体はそれを支援しなければならないというふうに法的にも規定をされていますので、今のお答えはまさにそのとおりであるというふうに思います。ただ、具体的なところが、もうちょっといるのではないかというふうに思います。今、日本は人口減少、現在の状況はまさに日本国が消滅するペースで進んでいると、このように言っても過言ではないと私は理解をしております。またその全体的な人口減少に比例してではなく、それ以上の減少曲線を描きながら農業人口は減少していると。やはり、一番身近にいる自治体がどうにかしなければならないと私は考えます。これは、単に地域の農家さんをどう守るかというような議論ではないと、私は思います。これは、日本の食糧安全保障につながる大切な議論、私はこのように捉えて今議論を進めています。今まで答弁の中でも出ておりましたけれども、今後の農業を存続させるためには、大型化、集積化と効率化ですね。これによって農家さん方の負担を減らしていくというような、そして効率を上げていくというような議論が主だったと思います。しかしながら、最近聞き及んだ話によりますと、トマトでは八代地区がやはり大型化、集積化して独自にやられている。しかしこのような大型化、効率化された地区の農家さんでさえ、現在のこの原料費の高騰、また収益性の不安定、こういったものによってビニールを張り替えるのも厳しいよと、そんな声を上げられている農家さんもいるようです。やはり集約化、大規模化、効率化だけでは厳しいと、やはりこれからもう一歩先に進んだような支援、施策が必要ではないかと、このように考えております。まずは私が思いますのは、農家さんのそういった効率化の部分では今までやってこられた。では今度は、その収益を上げる部分ですね、これについてもやはり行政も今後は関わっていくべきではないかと思っております。建設経済常任委員会に所属していましたときに、視察に行きました。青森県の十和田市におきましては、とわだ産品販売戦略事業と銘打ちまして、市役所内部にとわだ産品戦略課というものを設置し、農産物の販売に特化し力を入れている、そんなことを行っております。記憶によりますのではっきりはしませんが、県庁職員であった市長の経験だったと思うのですが、そういった市長のトップダウンによって、産・官・学それに銀行まで含んで地域の一次産業振興に力を入れている。まさに販売の部分も市がサポートする。これを背景にJAが統合されて、なかなか地域の細やかなところまでJAの手が届かない状況もあると聞き及んでおります。おそらくこの宇城地域もJAは将来的にそういった形になるかもしれませ

ん。であるならば、先進地として自治体が主導的にやっている例もありますので、宇城市も是非取り入れていただきたい。まさに具体的な事例だと思います。また、同じ研修でお伺いしましたのが青森県平川市、ここはグリーンツーリズム推進事業として地域の農家さんたちの担い手不足、これを解消するために都市部から修学旅行生を受け入れて、この子たちに農業体験とまた農家さんにはその収穫の補助、手伝いとして活かしていただく。このような活動も行っております。ただ、これには若干問題もありまして、農繁期に修学旅行生を受け入れるということで、やはり農家さんの負担が非常に増えていると。だから、取りかかりの部分ではかなり多くの農家さんが協力農家としてあったようですが、やはり年々厳しい状況にあると。そしてまたもう一つは、そうやって都市部から学生たちが経験には来るのですが、やはりその人たちが地域の新規就農にはつながらないと。やはり体験して良かったというところで止まっていると。ただ、今後はこういった地元の農家さんだけではなくて、自動車免許の教習所、自動車学校と連携をして、それを合宿免許取得とかいような付加価値を付けながら、今後も発展させていこうと。やはり市が主体となってここも努力をされています。こういった先進地もあります。やはり農家さんたちをアピールする、国県の制度をうまく利用して農家さんたちの補助をするだけではなくて、この市がどうするかというような具体的などころまで、この両市は踏み込んでいるというふうに私は理解をしておりますが、再度質問いたします。このような事例もあります。この宇城市が独自に農家さんたちを支援する、そんな施策は具体的な事例は今後新しいのは何かありますか。これは市長政策部でも市長でもどなたでも結構ですけども、もしお答えがあればお伺いしたいと思います。

○**経済部長（浦田敬介君）** 原田議員の研修の復命の方は拝見させていただきました。

今、御質問の内容をまとめますと、基盤整備だけではなく販売の方も力を入れなければならないというふうに受け取ったところでございます。

御指摘の内容については、所得の向上において重要な課題であるということは十分認識しております。

まず、本市の農作物の流通はJ A、生協、農事組合法人などへの出荷、飲食チェーンとの契約栽培、インターネットでの販売、直売所の利用、ふるさと納税返礼品など多様化されつつあります。少しでも高値で販売できるよう、それぞれが努力をされているともお聞きします。

昨年、日本農業新聞に掲載された記事によりますと、J Aが肥料費や動力光熱費など増加するコストを卸売会社へ提示しても、反映できるのは一部であるとのことでした。これは、冷え込む消費を意識してスーパーなどが値上げに慎重となる現状は深刻であり、生産コストの増加に見合った適正価格の実現は容易ではないとのこ

とでした。

J Aの共同販売いわゆる共販は、数量がまとまり、一定レベルの品質が均一に揃うことから、市場で良い条件での販売が可能だとお聞きしていましたが、それでも相当な努力を強いられるのが現在の状況ではないかと考えます。

ただ、あらゆる消費者ニーズの調査結果に共通すると感じていますのが、国内産を買う人は、新鮮で低価格であればよく、地元産を買う人は、新鮮や低価格より安心を求めているとのことであります。先ほど申し上げましたとおり、所得の向上による経営の安定にはコストを抑えた上での大幅な収量増が必要となってきます。現在の食品流通において品質も数量も求められるのであれば、まずはその要望に沿うことができる生産基盤を築くことが、今、市が取り組まなければならない最も大きな課題であると考えております。

共販、生協出荷など現在の多様化した流通形態を見ると、それぞれに肥培管理、出荷検査基準等が設けられ、ブランド化に取り組まれています。販売戦略など市全体で一本化することは容易ではありませんが、それぞれの事業主体で加工品開発など取り組まれるならば、積極的に協力するよう考えております。

なお、独自の支援策を制度化するまでには至っておりませんが、例えば、稼ぐ農業のための基盤づくりとして行っております、総事業費が350億円をゆうに超える国営基盤整備事業においては、地元負担金として20数億円の市費を投入いたします。農業政策には前向きに取り組んでいますことに御理解いただきたいと思っております。

○8番（原田祐作君） 先ほども申し上げましたとおり、私も建設経済常任委員会におりましたので、2年間みっちりとその予算、またその条例の審議について関わらせていただきました。御苦労されていることは重々承知であります。本当に大変な部分に挑まれているというふうに理解しております。ただ、そこに一言付け加えさせていただきたいなというふうな思いで、今回の質問をしております。農業には、もう一つの側面があると思うんです。例えば農地法第1条、目的の部分に、これは一部抜粋をしておりますけれども、耕作者自らによる農地の所有が果たしてきている重要な役割という文言があります。農業というのは農家さんがその地域で生活の糧として農業を営む、これは1つ役割があります。でももう一つ、私はこの条文にあった役割というのは、やはり農家さん方はこの地域、国土ですね、国土を保全する、その管理をするという役割を担っているということ、私はこの条文に書いてあるのではないかなというふうに理解をします。ですので、今行っている農業支援というのは、まさに農家さんたちが生活の糧として営んでいくための支援であるというふうに思います。では、他方に翻りますと、この地域を守っていただく管理者としての管理費としての部分の支援もできるのではないかなというふうに思います。な

ぜならば、農家さんがいなくなれば誰がこの国土を守るんですかというような、今状況になると思うのです。多くの地域が農業振興地域に指定され、農業以外には使用できない現状にある今は、そこにやはり農家さんがいて、その皆さんにしっかりと継続して働いていただかなければならない。であるならば、農地を管理する管理人としての役割、こういった意味での支援もいると思います。ただ、支援ばかりやっていると限りある財源が底をつきますので、やはりここは独自で稼いでいただくという支援もしながら、やはり農地をどう守るのかというこのバランスをうまく取りながら、非常に難しいと思うのですけれども、ここに注力しながら今後もこの地域がこの国土がいつまでも守られますように、また農家さん方がいつまでも誇りを持って農業に従事できるような環境を今後もつくっていただきたいと、そのために私たちも地域で声を拾い、問題提起を今後もさせていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大きな2番目の質問に移ります。マイナンバーカードについて、小さな(1)番、交付状況についてまずお伺いをいたします。

○市民部長(岩竹泰治君) 本年5月末現在の宇城市のマイナンバーカードの交付者数は46,233人で、交付率は80.3%となっております。令和5年5月末時点では交付者数42,766人で、交付率は73.8%でしたが、この1年間で6.5%ほどの伸びとなっております。

次に、マイナンバーカードの保有枚数率について御説明いたします。

マイナンバーカードの交付枚数から、死亡や有効期限切れなどにより廃止されたカードの枚数を除いたものを保有枚数といいます。住民基本台帳人口、これは令和5年1月1日現在の人口になりますが、これを分母といたしまして、カードの保有枚数を分子に、その割合が保有枚数率となります。保有枚数率は、これまでの交付率のように右肩上がりに上昇していただくだけではなく、分子のカード保有枚数、死亡や有効期限切れなどで廃止されたり、新しく交付されたりで日々変化するため、率は上がったりがったりと変化していくものでございます。

今回、令和6年4月時点での本市の保有枚数率の年代別特徴を御説明いたします。まず、全世代の平均保有枚数率は75.3%、その平均を上回っている世代といたしましては10歳代と40歳代から70歳代までで、これが80歳代になりますと70.4%となり、この年代から減少傾向に転じております。90歳代では50%を切る保有枚数率となっております。

80歳代以降の減少の要因といたしましては、介護施設等の入所や医療機関への入院、またはお一人で窓口へ来庁されることが困難であることなどが考えられます。

そのため本市では、引き続きマイナンバーカード取得推進及び多様なニーズへの

対応を可能とするため、マイナンバーカード申請サポート業務委託を実施いたしまして、商業施設や福祉施設あるいは自宅等に出向き、市民の方の申請のお手伝いを行う予定といたしております。

○8番（原田祐作君） 廃止されたカードもあるということで、期限切れ、様々な理由はあるのですけれども、その中には使いづらいかという理由はないのかなとか、ちょっと心配もするのですが、そこもおいおい分析をしていきたいなと思います。

2番目の質問に移ります。利用状況について質問をいたしますけれども、現在、主に利用されている状況というのはどのようなものがあるのかをお伺いいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） マイナンバーカードは、国民一人一人に割り当てられました12桁の個人番号を基に、様々な行政手続やサービスを効率的に行うための重要なツールでございます。

マイナンバーカードを取得された市民の方の主な利用状況をいくつか申し上げますと、代表的なところでは、戸籍・住民票・印鑑証明書等をコンビニエンスストアで取得できる証明書のコンビニ交付が挙げられます。コンビニエンスストアや庁舎内マルチコピー機での証明書発行状況につきましては、令和5年度コンビニ交付対応証明発行件数が54,063件、そのうち21,883件、およそ4割を占めており、利用される方が年々増加している状況でございます。

また、令和4年度末から実施されておりますパスポートのオンライン申請につきましては、それまでパスポートの申請時と受取時の2回、市役所への来庁が必要でございましたが、マイナポータル上でオンライン申請をされますと、原則受取時の来庁1回で取得が可能となります。令和5年度では宇城市パスポート申請件数837件のうち103件、約1割の方が利用されております。

そのほかとしましては、マイナンバーカードを利用しマイナポータル上で行う転出・転入ワンストップサービスや所得税の確定申告がございました。さらに健康保険証としての利用が挙げられます。医療機関や薬局での受診時にマイナンバーカードを提示することで、健康保険証としての機能を果たし、医療情報の一元管理が進むことが可能となります。

○8番（原田祐作君） 今、御説明をいただきましたけれども、一番最後の方で触れられました、今これは非常に話題にもなっておりますけれども、健康保険証としての利用という部分について、再度質問を申し上げます。

マイナンバーカードと健康保険証の紐づけについて、今この宇城市におきましてはどのような状況になっているのか。また、それを紐づけされない方への対応、また、この紐づけをすることによっての事務的な業務負担というか経費といいますか、紐づけしない人には資格確認書を交付するというような話もありますけれども、こ

の辺の部分について質問をいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 本市の国民健康保険の被保険者のうち、マイナンバーカードを保険証として使えるように登録している方の割合は、今年の3月時点で約6割となっております。そのうち、医療機関を受診した際にマイナンバーカードを保険証として提示された方は、約8%にとどまっております。

マイナンバーカードと保険証の一体化により、現在の紙の保険証は本年12月2日以降は発行されませんが、それまでに発行している紙の保険証は、令和7年7月31日までは利用できます。

なお、マイナンバーカードの所持はあくまで任意であるため、マイナンバーカードを持っていない方、持っているが保険証として登録をされていない方もいらっしゃいます。そのため、今年の12月2日以降は、これらの方が国保に加入された場合や保険証を紛失された場合においては、保険証の代わりとなる資格証明書を発行することになります。

この資格証明書を発行するためには、システム改修を行う必要がありますが、そのための費用として約290万円の補正予算を今定例会に提案しているところです。なお、システム改修に要する費用は、全額国庫補助金が交付されます。

最後に、マイナンバーカードと保険証の一体化による事務の負担につきましては、一体化により保険証発行の事務はなくなりますが、マイナンバーカードを持たない方に対しては、資格確認書を発行する必要があります。

今後、マイナンバーカードを保険証として登録される方の割合が7割、8割と増えていき、受診の際に保険証として利用される数も増えれば、事務負担の軽減につながるものと思われまます。

○8番（原田祐作君） 確かに多くの方々がこの制度を利用され、活用されれば、国が言うメリットの部分だけを考えれば、かなり効率化され事務負担も軽減されるんだろうと思います。ただ、いまだかつて様々な不安な点が明らかになり、またそれが解決されないまま、様々な強制力を持った形でこのマイナカードの推進に進んでいる、そんな様子が見受けられます。やはりここは、私たちはしっかりと立ち止まって考えなければならないのかなというふうに考えております。

再度質問いたします。資格確認書を発行するというようなお話がありますがけれども、資格確認書というのは、具体的にはどのような形で発行されるのかお尋ねをいたします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） まず資格確認書のサイズですけれども3種類ございます。カード型、はがき型、A4用紙型の3種類の形態から各保険者が選択することとされております。また、交付対象者については、原則本人の申請に基づき速やかに交

付することとされております。

有効期限については、5年以内で各保険者が設定することとされております。

現時点において、資格確認書のサイズ、有効期限等については、本市における取扱いとは確定しておりません。このことにつきましては、県内でサイズや有効期間等を統一すべきとの意見もありますので、今後、県主導での協議を踏まえ、決定する予定としております。

○8番（原田祐作君） マイナンバーカードまた保険証につきましては、先ほどもマイナンバーカードの取得率の話がありましたけれども、やはり100%にはならないですね。その体が動かないとか様々な事情もあると思うのですが、やはり心情的にこの制度に賛同できないというような思いがあられる方も多くあるように見受けられます。またさらにそれに保険証を紐づけてしまうことに多く不安が解消されないというところで、やはりこの利用率も非常に低いパーセンテージにとどまっている。これはやはり課題ではないかなと思います。私たちは、国が進める制度についてある程度理解を示し、それに沿った働きをしていかなければいけないというふうに理解はしておりますけれども、やはり国と地方自治体というのは独立してあるというのが前提でありますので、地域の方にそういう不満の声があれば、私たちはそれを発言して、やはり国に届けていくというような役割も果たさないといけないのかなというふうに思いますので、しっかりと声を聞きたいと思います。また、資格確認書を受け取られる方の大部分は、やはり高齢者の方です。しかもこの方たちは、非常にマイナンバーカードを所持されているパーセンテージも高いということが先ほど分かりましたので、御不便がないような形でしっかりと不安を解消されて次の段階に進めばいいかなというふうに思います。

では、最後ですね、個人情報保護の取扱いということで質問を挙げておりましたが、おそらく時間も少なくなってきましたので、御説明が時間内でできればお願いしたいと思います。

○市民部長（岩竹泰治君） コンビニエンスストアでの住民票・印鑑証明書等発行時、別人の証明書が発行される等の誤交付事例につきましては、本市は問題があったシステムとは別のシステムを利用しており、誤交付はあっておりません。

マイナンバーカードのシステムにつきましては、デジタル庁によりセキュリティの強化と改善が進められているところです。

しかしながら、万が一、マイナンバーカードの紛失や盗難、悪用被害に遭われた場合には、被害を最小限度に抑えていただくため、警察や市役所、その他関係所へ届けていただくと同時に、マイナンバー総合フリーダイヤルというのをございまして、その窓口で連絡を取っていただきたいと思っております。

本市でも国の方針や動向・状況に準じ、必要に応じ広報紙や宇城市ホームページ、LINE等を通じ、市民の方への周知や注意喚起を行ってまいりたいと思います。

○8番（原田祐作君） 以上で、質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、原田祐作君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

18番、河野正明君の発言を許します。

○18番（河野正明君） 皆さんこんにちは。18番、会派公明党の河野正明でございます。本日最後の一般質問となりました。本日は6人の傍聴者の皆様方においていただきました。いつもより少し緊張はしておりますけれども、最後まで全力で質問をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。それでは、早速議長よりお許しをいただきましたので、今回は大きくは3点について質問をさせていただきます。

まず1点目、行政窓口サービスについてということで質問をさせていただきます。耳の聞こえがよくない、また聞こえづらいといった来庁者の方に対して、現在窓口ではどのような対応をされていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 現在本市では、窓口において耳の聞こえがよくない、または高齢などで言葉が聞き取りにくい方に対しては、まずは対応する職員が分かりやすい言葉でゆっくり話しかける、または筆談するなど本人の要望や状況に合わせて、相手が聞き取れることを確認しながら、丁寧な対応をするよう心がけているところでございます。

また、手話を利用される聴覚障がいがある方には、本庁舎で週2回実施しております一般財団法人熊本県ろう者福祉協会の手話通訳を利用される方もいらっしゃいます。こちらは本市と契約を締結しているところでございます。

そのほか福祉部関連では、介護認定調査のための個人宅訪問の際には、申請者の方の状態・要望によりマイクが拾った声を、スピーカーがクリアにし声を届ける対話支援器コミュニケーションの使用例もございます。

○18番（河野正明君） 今の現状における対応でございますけど、3点について今答弁をいただきました。まず、窓口において懇切丁寧に対応をするように心がけているとの答弁でございました。ありがとうございます。しかし、そういった対応の

中で、会話の状況によっては声が大きくなるケースもあります。そういうことから、来庁者のプライバシーの保護や周りの来庁者への配慮に欠けるなどの心配もあります。そこで、今回のテーマでございます軟骨伝導イヤホンとありますが、耳に軽く当てるだけで利用できます。また、骨伝導とは違いまして、骨を圧迫することがないために、装着時の痛みはほとんどありません。普通のイヤホンのように耳をふさがないので、外の音も聞こえる状態であります。また、音漏れもなく小さな声もはっきり聞こえるので、個人情報漏えいのリスクを減らすことができ、プライバシー保護にもつながります。またさらには、耳穴へ入れませんし、イヤホン部に凹凸や穴がないため、衛生的に使用することができます。近隣の八代市、また宇土市も既に本庁舎市民課または福祉窓口で軟骨伝導イヤホンが導入されております。そういった中で、コミュニケーションがスムーズに取れるようになった、また、窓口での対応時間の短縮にもつながっているとのことであります。

そこで、本市の庁舎窓口においても、軟骨伝導イヤホンを導入してはいかがでしょうか。お伺いをいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 軟骨伝導イヤホンにつきましては、耳周辺の軟骨の振動で音を伝える新技術、軟骨伝導を活用したイヤホンが製品化されており、一部の自治体や公共施設で導入されていることは、報道等により承知いたしております。

軟骨伝導イヤホンを利用することで、難聴者の方の窓口での聞こえづらさの解消や、プライバシー保護の観点からも有効な手段の1つと考えておりますので、本市でも購入したいと思います。

○18番（河野正明君） 本当に導入をしていただけるということで、感謝申し上げます。導入されることによって、コミュニケーションがしっかり取れるようになります。また、窓口での対応時間の短縮にもつながっていくものと思います。まずは、庁舎窓口を設置をしていただき、好評であれば、成果が出れば、各支所窓口にも設置の方向で考えていただきますようお願いを申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

大きい2番目の災害時における携帯トイレの整備について、小さい2番目、携帯トイレの備蓄の現状と今後についてということで質問をさせていただきます。

今回の能登半島地震が発生をいたしました被災地である石川県では、約2.5万回分、これは携帯トイレでございます。基礎自治体でも約8.3万回分の携帯トイレが備蓄をされていましたが、全く足りなかったと。発災当初は大変な問題となりました。急遽、政府によって、約100万回分を超える携帯トイレが追加で供給をされたと聞いております。実際、消防庁地方防災行政の現況でも、自治体における携帯・簡易トイレの備蓄は、必要量に達していない状況にあると言われております。

今回の能登半島地震では、仮設トイレの目標は50人に1基となっておりまして、その達成まで10日程度かかっていたということがございます。初期対応として携帯トイレ、簡易トイレ等を一定量備蓄・配備をしておく必要がありますと。特に重要なのが携帯トイレの備蓄であります。初期の段階でしっかりと通常のトイレにおいて携帯トイレを使用することで、通常のトイレが使用可能な状況となります。被災直後は断水等でトイレは使えません。洋式トイレ、和式トイレありますけれども、それを後ほど説明しますが携帯トイレを使って排便をするわけではありますが、震災直後には水が使えない場合も多いと、便が溢れて既に通常のトイレが使用不能となったといったことが、今回の能登半島地震でも多く見られた。8年前の熊本地震においても、各避難所においてこういったことが起きたということも聞いております。そうすると、使えなくなれば携帯トイレを使う場所を新たに設置しなければならなくなりますが、初期に通常のトイレにおいてしっかりと携帯トイレを使用することで、安心な環境で携帯トイレを使用し続けることができます。また、携帯トイレはコンパクトで備蓄に場所を取りません。

そこで、能登半島地震での教訓を踏まえて、今後の災害に備えて想定される最大の避難者数等を基に、携帯トイレの備蓄計画の見直しと同時に必要数を調達すべきと考えますが、必要数に対する備蓄の現状と今後の方針についてお聞かせください。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市では、宇城市地域防災計画に基づき宇城市備蓄計画を策定しており、自助、共助を基本としつつ、食料・生活必需品及び災害応急対策に必要な資器材を備蓄しております。

その中で携帯トイレや簡易トイレは、災害発生から、災害協定により供給、提供される備蓄物資及び救援物資が到達するまでの約1日の間、必要不可欠な生活必需品として、需要12品目に選定されております。

携帯トイレなどは、熊本地震等の経験により備蓄整備を行い、現在、備蓄している携帯トイレは、7,260個となります。そのほかに、災害時に使用できるポータブルトイレ17個、災害用組立式簡易トイレ9個、災害用組立式マンホールトイレ和式11個、洋式53個を備蓄しております。

現在、災害用組立式簡易マンホールトイレが設置できるマンホールは、避難所となります各防災拠点センターの計38か所や不知火小学校・小川中学校・松橋中学校に計14か所、合計の52か所が整備されております。

また、これから建設予定の豊福小学校にも設置を予定していますが、設置数は現在検討中でございます。

今後、能登半島地震等の携帯トイレの利用状況・不足状況を確認しながら、携帯トイレの備蓄については、整備予定の災害用組立式簡易マンホールトイレ等との調

整を行い、国の動向を注視しながら対応を図ります。

- 18番（河野正明君） 本市においては、宇城市地域防災計画に基づいて宇城市備蓄計画を策定しておられる。自助、共助を基本としつつ、食料・生活必需品及び災害応急対策に必要な資器材を備蓄しておられるということで理解いたしました。今、数においては、まず現在備蓄しておられる携帯トイレが7,260個、またそのほか災害時に使用できるポータブルトイレが17個、災害用組立式簡易トイレが9個、災害用組立式マンホールトイレの和式が11個、洋式が53個を備蓄しておられるということで理解をいたしております。そしてまた、マンホールトイレを設置するマンホールの数でございます。避難所となる各防災拠点センターに計38か所のマンホールがあるということ。そしてまた不知火小学校・小川中学校・松橋中学校に計14か所ということで、合計の52か所が整備をされているということで、合計するならば7,260個の携帯トイレ、そしてまたもろもろありますけれども主にマンホールトイレですよ。これが災害直後からの仮設トイレ、そしてまた国の支援が届くまでの間、水は断水しております。トイレは使えないということで、こういったトイレが活躍をするわけでありまして、この携帯トイレでありますけれども、平均で一人1日5枚必要と言われておまして、ちょっと計算しても分かるように、ということになれば1,000人で5,000枚必要になるということになります。現在、宇城市備蓄計画の中では、7,260個となっておりますが、これが1,000人で5,000枚です。2,000人で10,000枚になるわけです。こういったことというのは、まずこの携帯トイレというのを備蓄し始められたのは、熊本地震の後だと私は認識しております。もう最初でございます。今から増やしていかれるような計画だと思います。今回能登地震が発生いたしまして、このようなやはりトイレに対しての大きな重要な問題が起きたということで、今後、やはり宇城市の備蓄計画の考えというか見直しというのを、しっかりやっていただきたいと思っております。最後に申されておりました今後のことについて、能登半島地震等の携帯トイレの利用状況そしてまた不足状況を確認しながら、携帯トイレの備蓄については、マンホールトイレ等との調整を行いながら、そしてまた国の動向を注視しながら対応を図るということの答弁でございました。やはり宇城市は、熊本地震を体験した市でございますので、その点もう流れというかいろんな経験をされておられます。だから、想定をどこに置くのかですよ。だから能登半島地震は半島でございます。宇城市も宇土半島という半島を抱えております。そういった点では似た点がたくさんありますので、そういった点も加味しながら、しっかりと今後の対策をよろしくお願いを申し上げ、2番目の質問に移りたいと思っております。

通常のトイレ施設が使用不能とならないように、発災直後の適切な携帯トイレの

使用方法等を各避難所の運営マニュアル等に反映する必要があると思いますが、本市の見解をお伺いいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市で現在作成しております避難所の運営マニュアルは、災害発生直後の混乱状態の中で避難所を開設したときから閉鎖するまでの間、避難者の安全を第一に考慮し、避難所運営上のルールづくりにより、避難所の円滑な運営を行うために作成がなされております。

このため、宇城市備蓄計画に記載されている重要12備蓄品目である携帯トイレや段ボールベッド等をはじめとした備蓄品目の使用方法は、現行の避難所運営マニュアルには掲載はしておりません。

重要12備蓄品目、特に、携帯トイレ等においては、市場に出回っている品物が多種多様であり、使用方法もそれぞれ異なることから、現在は、避難者の皆様が使用される際は、個々に添付されているメーカーの取扱説明書を御参照していただくことを想定しております。

なお、大規模災害によりライフラインが寸断され、水が自由に使用できない可能性がある際には、避難所運営マニュアルの中では、トイレに関する対応、トイレ利用のルールとして4つ記載されております。まず1つ目として、トイレの使用可能状況を調べること。2つ目、既設のトイレが使用できない場合は、速やかに仮設トイレの設置場所と必要数を市災害対策本部に連絡すること。3つ目に、トイレの用水を確保すること。そして4つ目に、トイレの衛生管理は十分注意を払うこと。この4つを避難所の運営に携わるスタッフの衛生班の役割として記載がなされております。

避難所運営に携わる職員や運営スタッフは、携帯トイレの利用方法を把握し、利用方法が分からない方への支援はもとより、このルールに基づき可能な限り既設のトイレ利用ができるような環境整備に努めなければなりません。

今後、想定される大規模災害に備え、各防災拠点センターに設置されている防災井戸や災害用組立式簡易マンホールトイレなどについても、運営に携わる職員及び避難された市民の方誰もが設置できるよう、避難所運営マニュアルへの反映を検討してまいります。

併せて、広報紙や宇城市の防災訓練等を通じて、誰もが設置・利用できるようこれからも継続して周知に努めてまいります。

○18番（河野正明君） 現在、携帯トイレに対しては避難所運営マニュアルには掲載をしていないということであります。また、私も2回目でございますが、携帯トイレでございます、開けていいというような承認をいただいて、また議長からもお許しをいただいておりますので説明をさせていただきます。これが携帯トイレの実

物でございまして、これを今スクリーンに映っておりますけれども、ちょっと小さくて見えないですね。袋にも説明書は書いてありますけれども、これはいろんな部分で使われておりますけれども、初めて使う方というのは、説明書が書いてあってもちょっと戸惑ってしまって分からない部分があります。特にお年寄りの方は、説明書が書いてあっても字が小さくて見づらいということもありますし、使用方法を正式な使用方法ではなくて、間違って使用されるということも多々あると思います。ですから、一番いいのはマニュアルの中に、こういうふうに入れていただくというのが一番いいと私は思いますけれども、また避難所の中で避難される方に対しては、職員からの説明は是非必要だと私は思いますし、そしてまた自主防災組織を通じての使用の方法であったり、実践を兼ねた説明ですよ。また、宇城市の防災訓練、そういったところでも実際にやはり設置するまで、そして設置して終わって、実際するわけではないですけど首を絞って捨てるというところまで、やはり懇切丁寧にそういった説明が事前に必要だと思います。震災が起きたときに、慌ててするのはもう手遅れというか、そこまでいきませんが遅いと私は思いますので、マニュアルに載せるのが難しいのであれば、やはり防災訓練、そしてまた自主防災組織の協力を得て市民の方に徹底をしていただきたいと、よろしいでしょうか。お願いします。

それでは、次の3番目に移ります。介護や障害福祉施設における携帯トイレ等の備蓄についてということで質問をさせていただきます。

災害時のトイレの問題で特に影響を受けられる方は、高齢者などの介護が必要な方々です。厚生労働省は高齢者介護福祉施設に対する業務継続計画において、携帯トイレや簡易トイレの備蓄を求めています。残念ながら、今回の能登半島地震でも介護福祉施設でのトイレ問題が発生したと伺っております。こうした教訓を踏まえて地域の介護福祉施設での携帯トイレ、そしてまた簡易トイレの備蓄等の状況を速やかに確認をして、介護福祉施設における携帯・簡易トイレの備蓄を支援していくべきと考えますけれども、御見解をお伺いいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 本市では、12か所の社会福祉施設、県立松橋東支援学校及び県立松橋西支援学校との間で、宇城市災害時要援護者等福祉避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定、いわゆる福祉避難所の協定を締結しておりまして、必要に応じて民間福祉避難所として開設できるよう協力体制を整えているところです。

この協定の中には、「避難者に係る日常生活用品、食糧及び医療材料等の必要な物資の調達に努めるものとする」と記載があり、携帯トイレ等の物資調達による備蓄支援は市が行うこととなっております。

また、協定を締結していない民間の高齢者施設や障害福祉施設をはじめとした社会福祉施設等への備蓄品の支援は、現在は、市内のほかの民間企業や各種団体等との公平性の観点から準備はしておりませんが、大規模災害等における緊急時の被害状況や避難者の状況に応じて柔軟に対応できるよう、今後研究してまいりたいと思います。

- 18番（河野正明君） 現在、本市では、市内の12の社会福祉施設と県立の支援学校2校と協力体制を整えていらっしゃるということで理解をいたします。携帯トイレ等の物資調達による備蓄支援は、宇城市が行うということとなっているということでもありますね。協定を結んでいる施設に対しては、宇城市が備蓄支援を行うということで理解をいたしました。協定をしていない民間の介護施設であったり、障害福祉施設等ですけれども、これは協定を結んでいないということで、緊急事態の被害そして避難状況に応じて柔軟に対応できるよう、今後研究していくという答弁をいただきましたけれども、やはり福祉施設として何回も言いますが、能登半島地震を教訓にということで今回は、熊本地震もそうでありますけれども、福祉施設においても携帯トイレで大変な御苦勞をされたということでございますので、要請があれば、協定を締結していない民間の介護施設であったり障害福祉施設に対しても提供できるような体制を、やはり今後考えて整備していかなければいけないと私は思います。どうかそのような方向で努力していただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。4点目のトイレトレーラーの整備の検討についてということで質問をさせていただきます。

災害発生から時間が経過をするにつれまして、照明や手洗い場が付いた洋式便座等の快適なトイレを使用したいという声も大きくなります。また衛生的にもおわかないトイレトレーラーがほかの仮設トイレよりも好まれるなど、能登半島地震の被災地で大活躍をしたと聞きました。災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」を展開している一般社団法人助けあいジャパンは、災害時に他の市町村への派遣ができる仕組みを整えています。現在、約20の自治体がこの仕組みを持ったトイレトレーラーを導入しておられます。300以上の自治体で検討されているとも聞いております。今回の能登半島地震を機に、全国の自治体でも新たにトイレトレーラーを導入する動きが出てきています。調べましたところ、総務省の緊急減災・防災事業債において、購入に対しては7割が返済不要対象となっているということで、3割の寄附等で充当が可能であるということでありまして、トイレ環境の整備というのは命を守る取組に通じることであります。宇城市でもトイレトレーラーの整備を積極的に検討するべきと考えますが、見解をお聞かせください。

○市民部長（岩竹泰治君） 大規模災害において、避難者の健康や避難所の衛生環境を確保する上で災害時のトイレ対策は大変重要であります。

そのため、本市では先ほども申し上げましたが組立式の簡易トイレ、使い捨て携帯トイレの備蓄とともに、衛生的に利用できるマンホールトイレの整備を進めてまいりました。

また、株式会社デベロップとトイレも利用できる移動式宿泊施設の提供や、宇城広域衛生組合と仮設トイレの設置等の災害協定を締結しているところでございます。

大きな災害が相次いで発生している中、避難者数や避難所設備などの様々な状況に対応できるよう、災害用トイレの充実にさらに取り組んでいく必要があると考えております。

議員御質問のトイレトレーラーは、平時における保管場所の確保や維持管理が必要となります。災害時には迅速に避難所に駆けつけ、ライフラインの復旧状況などに関わりなく日常に近いトイレを提供できるメリットがありますが、まずは前述しました災害協定を締結している株式会社デベロップや宇城広域衛生組合と連携した取組を進めていきたいと考えております。

○18番（河野正明君） 現在、株式会社デベロップとトイレも利用できる移動式宿泊施設の提供、これは提携を結んでおられるということ。そしてまた、宇城広域衛生組合と仮設トイレの設置等の災害協定を締結しておられるということで理解をいたしました。株式会社デベロップの宿泊施設にも、やはりきれいなトイレが備わっていると思います。購入はしなくても、こういった国からの補助金がございますというようなことで話をいたしましたけれども、8年前の熊本地震の際にも宇城市には2台のトイレトレーラーが入りました。そのとき市長にも、こうやって2台入りますよというようなことを、私は直々にお話をさせていただきました。これは公明党が全国のNPO法人等々つながりがございまして、宇城市にも2台のトイレトレーラーを入れていただいたという経緯がございまして、そういったところとのつながりもやはり今後はNPO法人、先ほどもお話をしましたけれども災害派遣トイレネットワークプロジェクト「みんな元気になるトイレ」を展開している一般社団法人助けあいジャパンといったところもございますので、災害時には本当に無償でお借りすることもできますし、そういったところをしっかりと調べていただいてやっていただければと、また株式会社デベロップも何台ぐらい締結の中でお借りできるのかということも、宿泊施設として今展開しておられますので、そのところもちょっと細かい部分が分かりません。できたらそういった方向で、7割が総務省の事業債等において返済不要というような補助金がございます。そういったところを活用しながら進めていただければと思いますし、また普段でもいろんなイベントにも

使えるということで、普段ただ何も眠っているだけではなくして、イベント等とかいろいろな催し等も出向いていけるということで、フルには活用できないかもしれないけれども、いろいろな催し、用途に対してはやはり活躍できるのではないかなと思います。それは執行部におかれて今後検討していただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。3番目でございます。非正規公務員の賃上げの遡及改定についてということで質問をさせていただきます。

昨年10月に公務員の給与改定に関する取扱いについてが閣議決定をされまして、初任給をはじめ、若年層に重点を置きつつ、平均1.1%の引上げを含む公務員給与の改定を行うこととされました。この改定は、昨年4月に遡って適用されるものであるのに対しまして、非正規公務員については、およそ7割の自治体が遡及した改定を行っていないことが、労働組合の調査によって判明したとの報道がございました。地方公務員の給与については、各地方公共団体において財政状況や給与事情等を検討した上で、適正化を図る処置を講ずる裁量を与えているものの、政府も非正規公務員についても遡及改定するよう求めております。令和5年度の補正予算で、給与改定に係る予算についても交付税措置がなされております。

そこで、本市の非正規公務員は何人で、非正規公務員の遡及改定に係る金額はいくらになるのでしょうか。また、既に遡及改定は実施されておりますでしょうか。お伺いをいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 地方公共団体における非正規公務員とは、地方自治体に直接任用されている会計年度任用職員のことであり、令和元年度までは、一般職の非常勤職員、臨時的任用職員としての任用を行ってまいりました。

その後、地方公務員の臨時・非常勤職員の適正な任用及び勤務条件を確保するため、令和2年4月、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員へと移行しているところです。

本市の会計年度任用職員の任用状況といたしましては、令和6年4月1日現在で、総数209人となっております。部局ごとの内訳といたしましては、総務部7人、市長政策部3人、市民部14人、福祉部22人、保健衛生部20人、経済部5人、土木部8人、それと4支所で合計8人、上下水道局4人、教育部116人、その他部局2人となっております。

総数に占める割合が多い職種といたしましては、一般事務が最も多く44人、次いで、特別支援教育支援である学習支援員が33人、同じく生活支援員が18人、作業員が27人、司書が12人となっております。

市の会計年度任用職員の給料額は、宇城市一般職の職員の給与に関する条例に規定する額を基に、宇城市会計年度任用職員の給与等に関する規則で規定してござい

して、一般職の職員の給料が、毎年、国家公務員向けに行われます人事院勧告を参考に改定していることに伴い、会計年度任用職員の給与等も職員に準じて改定しております。

令和5年度人事院勧告では、月例給で初任給をはじめ若年層に重点を置いた改定が勧告されまして、全体で1.1%の引上げ改定となり、またボーナスでは、年間で0.1月分の引上げ改定とされました。

このことから、本市においても人事院勧告に準拠いたしまして給与改定を行っており、一般職の会計年度任用職員の改定額は月例給で平均9,000円、ボーナスで5,000円程度の引上げとなっております。

ただし、人事院勧告は例年8月上旬頃になされますが、本市の対応につきましては、国の給与関係閣僚会議における人事院勧告の取扱いの結論や10月上旬に予定されております熊本県人事委員会勧告の内容、それと熊本県、他市等の対応状況を踏まえて検討する必要があることから、給与改定時期につきましては、例年12月定例会での改正となっております。また、会計年度任用職員の給料額の改定につきましては、その翌年4月1日に行っているところです。

○18番（河野正明君） 本市の任用状況というのは、令和6年4月1日現在で総数が209人を任用しているということで理解いたしました。部局別では教育部が116人で最も多いということで、総数に占める割合が多い職種としては、やはり一般事務が最も多い44人ということで理解をいたしました。最終的な遡及改定は実施をされているかという点については、なされていないというふうに理解をいたしました。しかし昨年、人事院勧告に準拠して改定を実施していらっしゃるということで、一般職の会計年度任用職員の改定額は月例給で平均9,000円、ボーナスで5,000円程度の引上げをされているということで、この点に対しては大変評価をいたします。

それでは、再質問に移りたいと思います。会計年度任用職員の給料額の改定は、その翌年4月1日に行っているとのことであり、遡及改定はしていないとの答弁だったと理解をいたしました。正規職員も非正規職員も、やはり同じ宇城市の職員の方であります。また、若い方も意欲のある方もたくさんいらっしゃいます。同じ働く場での仲間であります。いろんな昨今の物価高であったりとか、そういったことで生計も大変なときでもあります。そこで国が方針を示し、正規公務員のため遡及を含む給与改定をしました中で、非正規職員だけ遡及がなされないというのは問題があると私は思います。システム改修等やその他にもいろんな問題もあると思いますが、先ほどのできない理由としているような不公平なところがあるとか、いろいろ理解をするところもありますけれども、そういった中で十分な予算の裏付けもある

と思われる状況でございますので、そういった点に対して支給ができないのかというところが、どこが問題でできないのかをお尋ねいたします。また今後、遡及改定を行う予定があるのかも併せてお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 地方公務員法におきましては、会計年度任用職員は、一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職とされておりまして、その任期は、採用の日から、その属する会計年度の末日までの期間の範囲内と定められております。

本市におけます任用期間の状況におきましても、年度を通しての任用のほか、年度当初から年度の途中までの方、また年度途中から年度途中までの方、若しくは年度途中から年度末までの方など、様々な任用形態が存在しております。

一方で、先ほど申しましたとおり、人事院勧告が年度途中に行われる関係上、当該年度のボーナスの支給率改定は、12月支給の際、その年の6月支給分も含めて改定がなされます。

令和5年度に行われました人事院勧告を例にとりますと、年間でボーナス0.1月分の引上げの内訳は、令和6年度からの支給率が、6月の期末手当で0.25月分、勤勉手当で0.25月分、そして12月の期末手当で0.25月分、勤勉手当で0.25月分増額改定となりますが、令和5年度に限っては、12月の期末手当で0.5月分、勤勉手当で0.5月分を増額するという措置となります。

今回のような増額改定若しくは減額改定の際のどちらにしても、同一年度内における様々な任用形態の中で、会計年度任用職員間での公平性が確保できないことが、遡及を行っていない大きな理由の1つとなります。

県内他市の状況を見ましても、会計年度任用職員の給与改定を遡及している市が5市、していない市が8市となっております。

また一方で、本年度から地方公務員法の改正によりまして、会計年度任用職員に勤勉手当が支給できるようになっております。

本市は職員に準じて支給を行っておりますが、県内自治体では、支給率を下げての支給や支給予定がない自治体も見受けられます。

会計年度任用職員の給与に係る取扱いにつきましては、申し上げましたとおり、実施の有無が分かれているというところもありまして、今後も引き続き、国及び県内の状況を注視してまいりたいと思います。

○18番（河野正明君） 地方公務員法で、会計年度任用職員は単年度に限って任用される職員とされているということ、任期は、採用の日からその属する会計年度の末日までの期間の範囲内と定められているということで理解をいたしました。本市における任用期間も、年度を通しての任用、年度当初から年度途中まで、そしてまた

年度途中から年度途中まで、年度途中から年度末までなどのように、短い期間であったりと様々な形態が存在をしているということで理解をいたしました。人事院勧告は年度途中に行われる関係上、引上げ率、引下げ率、増額また減額改定がされるわけでありますけれども、様々な同一年度内における任用形態の中で、会計年度任用職員の間での公平性が確保できないという、そういった理由があるということで理解はいたしましたけれども、そういった中で熊本県下における14市の中で、5市が遡及の改定をされているということでもあります。これは30%以上ですよ、37、8%ぐらいになるかもしれませんけれども、されているということでありまして、条件的にもそんなに難しい点というのは変わらないのかなというところもあります。そういった中でなぜ遡及の改定がなされたのかというところを、やはりしっかりとそこは調査する必要があると思います。そういったところも参考にしながら、やはり先ほど言われました、本当に非正規職員に対して職員に準じた勤勉手当が支給をされていることは非常に評価をいたします。しかしながら、先ほども触れたように、総務省においても給与改定に係る予算は地方交付税で措置していると説明をしておりますので、宇城市のやる気のある職場づくりというのを考えるならば、そういった部分での予算措置というのは、大変大事だと私は思います。財源があるのであれば、国の方針に合わせた遡及改定については是非行っていただきたいと思います。この質問につきましては、次回もまた質問をさせていただきます。時間があと2分ちょっとありますけれども、ここで質問を終わらせていただきます。執行部の皆様、本当にありがとうございました。

○議長（豊田紀代美君） これで、河野正明君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りいたします。一般質問の途中であります。本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後1時59分

第 3 号

6月21日 (金)

令和6年第2回宇城市議会定例会（第3号）

令和6年6月21日（金）

午前10時00分 開議

1 議事日程

日程第1 一般質問

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

1番 坂元大介君	2番 四海公貴君
3番 村上真由子君	4番 河野真理君
5番 吉良邦夫君	6番 田中美君君
7番 嘉古田茂己君	8番 原田祐作君
9番 永木誠君	10番 山森悦嗣君
11番 三角隆史君	12番 坂下勳君
13番 高橋佳大君	15番 溝見友一君
16番 園田幸雄君	17番 福田良二君
18番 河野正明君	20番 豊田紀代美君
21番 中山弘幸君	22番 石川洋一君

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君	副市長 天川竜治君
教育長 平岡和徳君	総務部長 木見田洋一君
市長政策部長 元田智士君	市民部長 岩竹泰治君
福祉部長 岩井智君	保健衛生部長 井住寿宏君
経済部長 浦田敬介君	土木部長 平木恵一君
教育部長 舩井貴男君	市長政策部次長 田川大輔君

市民部次長	吉崎賢二君	福祉部次長	平松洋介君
保健衛生部次長	田嶋真君	經濟部次長	池田真一君
土木部次長	星津章博君	教育部次長	米田年宏君
三角支所長	佐藤幹雄君	不知火支所長	木下秀典君
小川支所長	坂本優子君	豊野支所長	西村光代君
上下水道局長	福田真治君	会計管理者	永田康之君
監査委員事務局長	井上まゆみ君	農業委員会事務局長	園田弥生君
財政課長	田尻勇樹君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、9番、永木誠君の発言を許します。

○9番（永木 誠君） 皆様、おはようございます。9番、会派暁の永木誠でございます。早速ですが、議長のお許しをいただきましたので質問いたします。どうぞよろしく願いいたします。今回は3点について質問させていただきます。

まず最初に大きな1点目、農業振興についてということで、現在、生産調整転作により水稲作付面積が減少している状況でございます。そこで（1）の本市の現在の水稲作付面積についてお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 水稲の作付面積については、令和5年産の主食用米の生産調整、いわゆる転作の営農計画書を集計した数値に基づき説明いたします。

本市の水稲は、主食用米、ホールクroppサイレージ用稲、飼料用米、加工用米の4種類が作付けされています。主食用米1,461ヘクタール、ホールクroppサイレージ用稲418ヘクタール、飼料用米92ヘクタール、加工用米17ヘクタールとなり、合計1,988ヘクタールとなります。

作付けが一番多い主食用米の内訳ですが、松橋、小川がそれぞれ544ヘクタール、533ヘクタールと多く、次いで豊野、不知火が139ヘクタール、136ヘクタール、三角が109ヘクタールとなっています。

前年産と比較して全体で、主食用米は38ヘクタール減少したのに対して、ホールクroppサイレージ用稲は43ヘクタール増加しております。

これは主食用米の取引価格が低迷している現状から、水田活用の直接支払交付金に安定を求め、転換した結果ではないかと推測しています。

○9番（永木 誠君） 次の質問に移ります。（2）本市の専業農家と兼業農家の割合、推移についてお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 本市の専業及び兼業農家数につきましては、5年ごとに実施されます農業センサスの数値に基づき説明いたします。

平成12年の調査では農業経営体数3,046軒で、うち専業1,103軒、構成比率36%、兼業1,943軒、構成比率64%と兼業農家の割合が多い状況でした。

その後、調査ごとに総数は減少し続け、直近の令和2年では、20年前と比較し

て専業農家126軒、兼業農家1,060軒、合わせて1,186軒減少しています。経営体総数1,860軒のうち専業977軒、53%、兼業は883軒、47%と、構成比率は若干ですが専業が上回っております。

なお、兼業農家の離農は専業と比べて約8.5倍という状況です。

○9番（永木 誠君） 再質問になりますが、先ほどの答弁で20年前と比較して専業農家の方が構成比率が若干上回っているようで、兼業農家の離農が専業農家と比べて約8.5倍とありました。そこで兼業農家の離農に伴い、耕作放棄地が増加していると思いますが、耕作放棄地を解消するため、現在どのような事業を行っているのかお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 現在農政課では、10アール当たり40,000円が県費により補助されます耕作放棄地解消事業を活用し、直近5年間で12.8ヘクタールを耕作可能な農地へと再生させております。この事業は、事業実施後5年以上耕作を行うことが条件となっていますが、補助金が出るのは初年度1回のみで、5年間は作付状況の報告が必要です。

耕作放棄地を抱える所有者が、隣接地の農業者へ相談して始まるのが主ではありますが、農地の貸し借りへつながりますので昨年度から農地中間管理機構、いわゆる農地バンクを通すことが条件に加わりました。

担い手不足や高齢化が進む中で、耕作放棄地が増加する可能性は高くなる一方ですが、現在行っています地域計画策定の議論の中で、地域を挙げて解消に努めていただくようお願いをしているところでございます。

○9番（永木 誠君） しっかりとした地域計画を策定し、地域を挙げて解消できるようお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。（3）農業の課題は高齢化と担い手不足等がありますが、20年後の将来の作付面積がどのように推移するのか質問します。

○経済部長（浦田敬介君） 農業が抱える今後の課題は、農業者の高齢化、担い手の減少、耕作放棄地の増加など数多く、どれも容易に改善できるものではありません。

先ほど申しあげました農業経営体数1,860軒には、経営継承できるのか不安を感じている方が8割程度存在しております。

また、現在、現実的に解消に取り組まなければならない耕作放棄地は、荒廃度が低いものであっても139ヘクタールにも上ります。

前日、原田議員にお答えいたしましたとおり、今後の農業を考えるにあたって、初めに取り組まなければならないものは、やはり農地の集約化と作業の効率化ではないかと感じております。

所得の向上による経営の安定は、担い手の確保にも大きく関わってきますので、

コストを抑えた上での大幅な収量増を目指すことが重要であると考えております。

例えば、作付面積を拡大しても、農地が複数の場所に分散していると農作業の効率化に支障が生じ、農地を連続的に使用し作業効率を高める農地の集約化による大型機械の導入も進まないこととなります。

さらに、その基盤を活用した先端技術を取り入れたスマート農業の導入も滞ることとなります。

一方で、規模が小さく個々で経営の効率化を図ることが困難な農家も多く存在しております。

機械を更新するにも高額な費用を要しますので、高齢になることと併せてそのことにより離農を考えられている方も少なくありません。これまでのように農家単体で作業するのではなく、農地や農業用水などを共同で維持管理してきた集落を単位とした営農組織を立ち上げなければ、農業者の減少はさらに加速するのではと危惧しております。

機械の共同利用や作業受託の組織づくりから取りかかり、担い手の確保がままならない現状において、少しでも人手不足を補完することが、ひいては耕作放棄地の解消にもつながるものであります。

また、半島地域や過疎地域を含む中山間地域においては、担い手不足も同様ですが、農地の不整形、狭小及び排水不良等の問題があり、平坦地域に比べ特に営農に支障を来しています。

これらを踏まえて、現在、地域計画策定の協議の場において地元でどのような解決策があるのか議論していただいておりますので、その中で集落にとって最も適した方策に導けるよう、積極的に提言していきたいと考えています。

今後も、農業者、JA等と連携することにより、20年後持続可能な農業への道筋が少しでも開かれているよう鋭意努力してまいります。

○9番（永木 誠君） 中山間地域においては、大変課題が多くございますので、しっかりと課題に取り組んでいただきたいと思います。また、今後も農業者、JAなどと連携し、20年後持続・継続的な農業の環境づくりに取り組んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、（４）国営事業の営農計画について。本市の将来作付推進に対し、国営緊急農地再編整備事業地域での営農計画についてお尋ねします。

○経済部長（浦田敬介君） 国営基盤整備事業の営農計画は、事業採択前の農業者への調査を基に、国県、JA、JA生産部会、集落営農法人などと協議し、事業完了から5年後の令和21年度を見据えた実効性のある計画としています。

現在、事業区域内では、水稻を中心に据え、トマトをはじめとする施設園芸また

はレンコン等の露地栽培を組み合わせた多様な農業経営が行われております。

しかしながら、旧干拓地であるために区画が狭小であること、水路の管理水位が高いことに起因した農地の排水不良や降雨による湛水被害が生じていること、ほか、担い手不足と農業従事者の高齢化による耕作放棄地の増加も懸念されています。

本計画は、本事業において、排水改良による湛水被害の軽減、暗きょ排水設置による水田の汎用化、大区画化による農作業の効率化が実現できることを前提とした、農地を集約した経営規模を拡大した担い手農業者の収益の改善を図る計画であります。

具体的には、導入作物、土地利用計画、担い手確保という課題を整理し作成しています。

導入作物では、これまでの主力である高収益作物のミニトマト、トマト、メロン、レンコンなどを引き続き選定するだけでなく、排水不良などの基盤条件の劣悪さを改善することによる野菜産地確立へ向け、ブロッコリー、キャベツ、レタスの露地野菜を新たに導入し、さらには、カントリーエレベーターの稼働率を上げ、水稻の生産コスト低減にもつながるよう小麦などの土地利用作物も選定しています。

土地利用計画は、表作のみの作付けが多く土地利用率が低いことから、温暖な気候を活かして裏作の作付けを増やし、土地利用率の大幅な向上を目指す予定です。具体的には、高収益を得られる野菜の作付けを現況の127ヘクタールから459ヘクタールへ拡大し、全体の土地利用率150%以上を目標に掲げています。

担い手確保は、将来にわたって耕作を行う担い手をどのように確保するのかがですが、新規就農者が思うように望めないのであれば、既存の機械利用組合を母体として、作業の合理化を推進し、それを克服できるような作付面積50ヘクタール以上の規模の集落営農組織を複数設立することとしています。加えて、大規模農家を法人化させ、常時複数人雇用できる規模まで引き上げる支援も行っていきます。

特に、本計画は、集落営農の組織化及び法人化が目標達成への重要な取組としています。

組織に必要な農業機械の導入については、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業の活用が考えられます。組織の運営原資の確保策としては、活動区域内の農地を農地バンクに一括貸付をすることにより、営農活動において有効利用できる機構集積協力金が交付されるよう支援します。ほかに営農組織にとって有効な補助事業があれば、可能な限り支援したいと考えております。

○9番（永木 誠君） 本計画は集落営農の組織化及び法人化が重要な課題だと思えます。現状、資材や燃料の高騰等により、農業機械の導入も負担が大きくなっています。国県の補助事業がありますが、本市も独自の事業を検討していただければと思

います。よろしく申し上げます。

次の質問に移ります。(5) 国営事業での労働力確保計画について。農業者の高齢化や後継者不足が進む中、営農計画を実現するためには労働力の確保が必要だと思うが、国営事業区域ではどのような対策を計画しているのかお尋ねします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 先ほど申しあげました内容も含めますが、やはり労働力確保を長期的に考えますと、実現可能なあらゆることに善処しなければと感じております。

まず、営農計画を実現するために、国県と構成する宇城地区における営農計画の達成をサポートする実務者会議を先般2月に立ち上げました。

1つ目に、基幹的農業従事者が減少する中で、それを補完する方策として集落営農組織の立上げがあります。

農業機械の共同利用を行う小規模な機械利用組合などの既存組合を集落営農組織へと移行することにより、大型機械の導入や作業受委託による作業効率化を図ります。機械利用組合がない地区においては、立上げの段階から支援いたします。

このことは、水稻に係る労働力を軽減することにより、専業農家が水稻以外の主力作物へより専念できることにつながります。

さらに、作業受託が多くなると、収益面で組織も安定し、農業はしたいが個人で続けていくことに不安を抱える方の雇用の場にもなり得るものであります。

次に、個別経営体を支援するため、新規参入意欲のある若者の受入れとその後就業し自立に至るまでの育成機関として、宇城市版トレーニングファームの立上げを行います。就農前に実践的な農作業研修を行うことにより、生産技術や模擬経営等の経験を積むだけでなく、地域関係者とのネットワークづくりを通じて、市内外からの新規就農者の呼び込みと定着に向けて取り組み、労働力確保につなげていきます。

そのほか、施設園芸と露地栽培に共通する定植や収穫など繁忙期の労働力確保として、障がいのある方の農業就労に対する理解を得ながら活躍の場を提供する、いわゆる農福連携にも取り組む考えです。具体的には、働きたい時間、働いてほしい時間、必要なスキルなど、就労継続支援事業所と農業者の条件面のマッチングや情報交換が活発に行われる場をつくるということになります。

言うまでもなく、労働力確保は農業の根幹の課題でありますので、今後も積極的に取り組んでまいります。

○**9番（永木 誠君）** 農業を取り巻く環境は厳しい状況でございますが、先ほどの答弁にもありましたが、労働力確保は農業の根幹の課題であります。宇城市版トレーニングファームや農福連携は、労働者確保に有効な取組だと考えますので、是非実

現しますようお願いし、農業振興についての質問を終わります。

大きな2点目、小川駅西口周辺の整備についてお尋ねします。(1)西口周辺の開発について。ここ数年の河江小学校西側の宅地化などの影響か、学年によりますが児童生徒を含め、人口が増加しているようです。一方、合併から20年目になるうとしていますが、合併前からすると全体的に小川町の人口減少は続いています。同時に、小川駅舎改修から30年近くなりますが、今後、小川町全体や河江地区の人口動態を見据えたまちづくりが必要になると思いますが、今後、小川駅西口周辺の具体的な計画や構想はあるのかお尋ねします。

○土木部長(平木恵一君) 国でも本市でも少子高齢化、人口減少が進んでおります。

このままでは市民生活を支える都市機能のサービスレベルの維持が困難となり、地域経済の衰退を招くことが危惧され、本市の喫緊の課題となっております。

国では、その対応策の1つとして、居住を公共交通沿線や日常生活の拠点に緩やかに誘導し、居住と生活サービス施設との距離を短縮することにより、国民の生活利便性の向上を図りますコンパクトシティ+ネットワークの取組を進めております。

本市におきましても、令和4年度に都市計画マスタープラン、令和5年度におきまして立地適正化計画を策定しました。交通結節点を拠点としたまちづくりに取り組んでいる最中でございます。

この交通結節点の1つとして、鉄軌道における駅があります。本市にあります駅は、交通結節点としては必ずしも円滑な移動や滞在するための空間が確保できているというわけではありません。

そこで、この課題を解決する一環として、小川駅では松橋駅に引き続きまして、公共交通サービスの中核を担う交通結節点となるよう、市道小川駅西線、駅西口改札、駅西口前ロータリーの整備や駅西側に駐輪場の整備を行いました。

令和5年度からは、国道3号やその周辺商業施設から跨線橋を経て、駅へつながる県道竜北・小川停車場線、市道の川尻・宇土割線、また市営住宅仲の江団地周辺に新たな道路の建設や既存道路の改良といった生活道路の整備に取り組み、小川駅西側が地域のニーズに沿った都市機能を持った魅力ある地域となるよう実施を行ってまいりました。

さらに、本年度からは、JR小川駅周辺整備基本構想に基づきまして、小川駅利用者のニーズ調査や駅東西周辺の交通量調査を行いまして、その結果により、より具体的な実行計画とするJR小川駅周辺整備基本計画を策定しまして、その中において周辺の既存道路等の更新や新たな整備を計画しております。市民や周辺住民また駅利用者の利便性をさらに向上させていきたいと考えております。

○9番(永木 誠君) 再質問になりますが、新たな道路の建設や既存道路の改良との

ことですが、道路規格や幅員などはどのように考えているのかお尋ねします。

○**土木部長（平木恵一君）** 駅前のロータリーにつながります小川駅西線と宇土割地区につながっております川尻・宇土割線を結ぶ、新設する地区内の幹線道路につきましては、道路構造令基準でいいます4種3級相当として計画しております。すなわち車道幅員が7メートル、歩道を2.5メートルと考えております。これは小川駅西線及び川尻・宇土割線と同等の道路幅員となっております。またこの幹線道路につながる地区内の区画を形成する街路については4種4級相当として計画し、車道の幅員5メートル程度ということで計画する予定です。

○**9番（永木 誠君）** 4種3級相当として計画をしているということで、すばらしい整備になるのかなというふうに思っております。

再質問ですが、小川駅西側はパークアンドライドや移住・定住につながる宅地整備など、魅力ある市内に残された数少ない可能性の高い地域だと思っておりますが、様々な可能性を向上させる道路整備は、本市にとっても重要な課題と考えます。そこで、守田市長はどのように考えているのかお尋ねします。

○**市長（守田憲史君）** 永木議員の御指摘のとおり、宇城市176の行政区の中で、小川町江頭区が一番人口増加率の高い行政区です。河江小学校の児童も増え、クラスが増加しているところがございます。御質問の点についてですが、先ほど土木部長からの答弁のとおり、JR小川駅周辺整備基本計画を策定する中で、周辺地域だけでなく宇城市の振興につながるよう道路を最優先して整備し、「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」の実現を目指してまいります。また、この整備計画は、松橋駅西の基本計画と並行して進めてまいります。

○**9番（永木 誠君）** 市長、ありがとうございます。「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」の実現に向けて、よろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。（2）駐車場の整備について。先ほどの答弁でありましたが、最近、小川駅周辺は目に見えて変わってきています。ロータリーもでき、駐輪場も東西にあり、利便性も向上していると聞いております。本年度において、平成30年度策定したJR小川駅周辺整備基本構想に基づき、小川駅周辺整備基本計画を策定予定ということですが、具体的に駅東側駐輪場や月極駐車場がありますが、駅西改札口はできたものの不便さも一部感じられます。そこで、駅西側に駐輪場同様に駐車場の整備も行っていただきたいと思っておりますが、整備計画があるのかお尋ねします。

○**土木部長（平木恵一君）** 本年度はJR小川駅周辺整備基本構想を具体化すべく、先ほど申し上げましたとおり、小川駅利用者のニーズ調査や駅東西周辺の交通量調査を行いまして、周辺の既存道路等の更新や再整備を計画しております。周辺住民や

駅利用者の利便性をさらに向上させるため、本計画となります。JR小川駅周辺整備基本計画を策定しております。

お尋ねの駐車場につきましては、現在、小川駅東口には月極駐車場がありますが、西口には駐車場がない状態となっております。そこで、更なる利便性向上のため、小川駅西口にも松橋駅西口と同様にコイン式で駐車場を整備しようと考えております。

今後、駅利用者の送迎や通勤通学、さらに熊本市や八代市への買い物等の短時間の駐車に御利用いただけるよう、基本計画の中に盛り込みまして、駐車場の場所や台数、区画道路の規格について調査研究し、周辺住民はもとより、市民の満足度の高いJR小川駅周辺整備基本計画にしていきたいと考えております。

○9番（永木 誠君） 市民の満足度の高いJR小川駅周辺整備基本計画にしていきたいということですので、是非、駐車場整備も早期に完成できるようよろしく願いします。

それでは、次の質問に移ります。（3）南新田交差点（セブンイレブン横）の信号機整備の状況について質問いたします。令和2年11月に、地元から宇城警察署に対して信号機設置要望を行っておりますが、交通量が不足することから、4方向制御の信号機設置に至っておりません。小川駅西口や小川駅西線の整備などにより、交通量が増加していると感じております。信号機設置の必要性が高まっていると思いますが、整備状況や検討状況をお尋ねいたします。

○土木部長（平木恵一君） 御質問の交差点につきましては、平成27年にJR鹿児島本線を東西にまたぐ県道竜北小川停車場線のバイパス区間である跨線橋が整備された際に、現在の路線管理形態となり、併せて交差点改良工事がなされたことで、現在の信号機が設置されております。

信号機は、車両に対して江頭地区と宇土割地区を結ぶ路線にのみ設置されております。河江小学校方面から川尻踏切方面の路線は、歩行者が押しボタンを押して通行できるのみで、車両通行は一時停止標識に従うものとなっております。

供用開始当初は交通事故も発生していたと聞いておりますが、現在は地域住民に認知され、交通事故も減少しているとのこと。一方で、交差点進入の際には、いまだに危険を感じることもあると聞いております。

先ほど議員御指摘のとおり、このような中、令和2年11月に地元から宇城警察署に信号機設置の要望書が提出されました。当時は設置基準交通量が不足することから設置には至らなかったとのことでした。

しかしながら、令和3年度末に供用開始した市道小川駅西線の開通により、小川駅西側へのアクセスが可能になり、市道北小野・出村線の改良工事も完了し、国道

3号から県道14号への通り抜けも容易になり、通行量も増加傾向で路線の要衝にあります当該交差点の重要度は高まっていると認識しております。

先日、改めて宇城警察署へ照会しましたところ、令和2年から令和3年にかけて、現在も交通量の調査を継続しておられるそうです。警察署によりますと、当時と比較しますと交通量は約4割程度増加しているとのことでした。この結果、定周期式信号機設置、すなわち4方向制御の信号機のことですが、設置の条件が認められたことにより、信号機改良に向けた作業を進める方針だということです。

しかしながら、改良を進めるにあたっては、地下埋設物等の詳細な調査や関係機関、近隣施設等の理解や調整を図る必要があります。これらを全てクリアできたら、改良に向けた作業を進められるとのことでした。

現時点では、設置時期については明確なお答えはできないものの、改良できる状態と認められれば速やかに作業に入るとのことでした。

交通事故を抑止するためには、信号機等の交通安全施設の整備は重要であります。また、そのためには地元の御協力もお願いしたいところです。

今後も地元と一体となり、宇城警察署とも連携しながら信号機設置に向けて取り組んでまいります。

○9番（永木 誠君） ここは河江小学校の子どもたち、学生の通学道路でもありますので、少し危険も感じられます。早く信号機設置が実現できますようよろしくお願いし、次の質問に移ります。

（4）五丁川（北出村の北出踏切付近）の防潮堰改修の進捗状況についてお尋ねします。北出村地区の排水は、出村排水機場によって排水を行っておりますが、近年の大雨により五丁川が排水しきれず、地区内に逆流し農作物に被害が生じています。令和4年9月に県により地元説明会が開催され、逆流防止施設の設置を検討するとのことでしたが、その後の進捗状況についてお尋ねします。

○土木部長（平木恵一君） 2級河川であります五丁川の管理者である県土木部に事業の進捗状況を確認いたしました。浸水対策検討結果を基に、地元説明会を開催し地元の方々の熱い要望を受け、令和5年度に逆流防止施設の設置及び護岸改修の予備設計を終えたところです。現在、対策案の検討結果を取りまとめている状況とのことでした。

今後の予定としましては、対策案が固まり次第、早急に地元に対して説明を行い、合意が得られれば、本年度に詳細設計を発注する予定だそうです。

併せまして、地元及び国営緊急農地再編整備事業との調整を図りながら、工事完了までスピード感をもって取り組んでいくというのが県土木部の回答でありました。

本市としましても、当該事業が北出村地区の冠水解消へ大きく寄与するものであ

ると期待しております。早期完了に向けて引き続き県に対し、強く要望を行ってまいります。

○9番（永木 誠君） この堰は、毎年毎年農作物が被害に遭っておりますので、早期完了に向けてしっかり取り組んでいただきますようよろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。大きな3番、宇城市ふれあいスポーツセンターの状況について。（1）観客席設置後の状況について質問いたします。先般、ふれあいスポーツセンターの人工芝サッカー場で、高校サッカープレミアリーグの試合が開催されました。日本サッカー協会のホームページでは、公式記録として観客数500人となっております。サッカー場の北側に観客席が設置されましたが、課題であった南側歩道での観覧者が減ったのかなど、設置後の状況についてお尋ねします。

○教育部長（舛井貴男君） 宇城市立ふれあいスポーツセンターの人工芝サッカー場は、県内でも優れたプレー環境であり、土日・祝日を中心に大会及び練習会場として、県内外の多くのサッカー団体に利用していただいております。先般は、高校生年代の日本最高峰リーグであるプレミアリーグの試合も開催されました。

こうした大会等の開催に伴い、サッカー場南側の市道の歩道で観戦する人が増え、歩行者の支障となるなど問題となっていたことから、昨年度から本年度にかけて、サッカー場北側に奥行き4.5メートル、幅40メートルの応援スペースを設けるとともに、120人を収容できる観覧席を設置しました。併せて、歩道での観戦はできない旨の横断幕を4か所設置し、観覧席で観戦をするよう周知しているところです。

これに伴いまして、先般開催されたプレミアリーグでは、多くの観戦者があつたにもかかわらず、歩道側での観戦者はほとんどいない状況でした。

また、観覧席を設置したことにより、観覧席から観戦した方からは「駐車場も近く非常に便利だ」、「観覧席の上段は目線が高く、以前より見やすくなった」などの意見が聞かれ、非常に好評でありました。

観覧席設置後、まだ間もないため、今後とも注意深く状況を見ていきたいと考えております。

○9番（永木 誠君） 一定程度の効果は出ているのかなというふうに思っております。

次に、（2）の今後の整備計画について質問いたします。

○教育部長（舛井貴男君） この人工芝サッカー場は、もともとトレーニングコートとして設置されていることから、試合の観戦には不向きでした。このため、観戦環境の向上を図ることを目的に、数年前にコート北側に観戦スペースを確保し、今回観覧席の設置を行ったところです。

観覧席の設置について、今回は財源であるふるさと応援寄附基金等を活用し、1ブロック60人の観覧席を東側と西側にそれぞれ1ブロック、計2ブロック設置しています。

議員御指摘のとおり、本市としても大きな大会の開催に向けて取り組んでいきますが、併せて観覧席の不足も危惧されているところです。観戦環境の改善は必要だと考えております。

また、観覧席の屋根については、前列の人が日傘・雨傘を使用すると後列の人が見えなくなることから、傘の使用は原則できません。このため、利用者が快適に観戦していただくために屋根は必要であり、次年度以降に検討してまいります。

本市としては、当施設の活用により、市民の生涯スポーツの推進と競技力の向上を図ることはもとより、県内外から多くの方が本市及び当センターを訪れていることを踏まえ、引き続き、施設の適正な維持管理と改善に取り組んでまいります。

○9番（永木 誠君） それでは、再質問になりますが、グラウンドと観覧席の間には防球ネットが張ってあります。観戦者からすると少し見えづらい状況でございます。今後、観戦者が快適に観覧するためには改善が必要だと思いますが、改善する計画があるかお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 議員御指摘のとおり、グラウンドと観覧席の間にもともと設置されていた防球ネットがあります。観覧席からはネット越しに見ることとなります。利用者からは、「見えにくい」、「ネットが邪魔してカメラのピントが合わない」等の意見もいただいております。

観覧席からの見やすさの観点からは、防球ネットがない方がいいのですが、ボールの飛び出しによる事故等を考慮すると防球ネットは必要でございます。

今後、見やすさと安全性の両面を考慮し、防球ネットの配置等について調査研究してまいります。

○9番（永木 誠君） 現在、教育長の御尽力により、全国レベルの大会が開催されるようになりました。今後も継続的に大きな大会が開催されると、市内外からの多くの来訪者が予想されます。また、経済効果も出てくると思いますので、是非観戦環境の向上を図っていただきますようお願いし、私の一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、永木誠君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時47分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

21番、中山弘幸君の発言を許します。

○21番（中山弘幸君） 宇城市民の会の中山でございます。第213回通常国会が会期末を迎えようとしています。今国会の最大の関心事は、昨年の自民党の派閥の政治資金パーティー券による裏金事件に端を発した政治とカネの問題だったと思います。そして一昨日、自民党が提出した改正政治資金規正法が全野党が反対する中、参議員本会議で可決成立しました。自民党のある国会議員が自民党は生まれ変わると言っておられましたが、国民から言わせれば、冗談ではありませんよという声が日に日に大きくなっております。問題になった政策活動費、これは幹事長に年間10億円が支給され、これは領収書のいない、まさに裏金として使われてきたということです。これを10年後に公表することにどれだけの意味があるのか理解に苦しみます。しかも、詳細な制度はこれから整備され、各議員に配られた資金が公表されるかは全く不透明で、国民は全く納得していないのが現実であります。昔から政治には金がかかるといいますが、何に必要なのか。要は、地元で雇う私設秘書の person 費。では、私設秘書が日頃何をしているのか。それは、パーティー券を買ってくれる企業・団体の御用聞きをしているという指摘もあります。本来、国民のために政治をしなければならない国会議員が、特定の団体のために政治を行い、本来の政治を歪めてきたのではないのでしょうか。その分かりやすい例が、消費税は10%まで引き上げられた半面、法人税は引き下げられてきました。今の日本は、インボイス制度の導入などで一般国民から税金を搾り取り、反面、輸出戻し税など大企業重視の政策が進められてきました。このままでは、ますます所得の格差が拡大し、この日本は住みにくい国になってしまうのではないかと危機感を持っているのは私だけではないと思います。今こそ、真に国民のための政治を実現する政治体制が求められております。それでは、通告に従いまして質問を進めてまいります。

まず1番目、教育長の職務について質問いたします。私は第1回定例会でも教育長に質問をし、それで終わりにするつもりでしたが、その後の新聞報道、また私に様々なところから寄せられた御意見から今回の質問に至りました。前回は、極めて控えめにお尋ねいたしましたが、今回はもう少し踏み込んでお尋ねしたいと思っております。どうか私個人の意見ではなく市民からの貴重な意見ということで、大きな心で受け止めていただけますようお願い申し上げ、質問に入らせていただきます。

1、教育長の職務について、（1）教育長の勤務時間について。教育長は特別職であります。地方教育行政法では常勤ということになっております。そこで、教育長の勤務時間についてお尋ねいたします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 法律上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条により、常勤であることとなっております。また、宇城市教育委員会教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例第7条により、市の一般職の職員の例によるとしております。

○**21番（中山弘幸君）** もう少し詳しく説明してもらえればよかったですけど、要は、8時半から5時15分ですかね。そこで、勤務時間の管理についてですけども、昔はタイムカードとかがありましたけれども、現在はたぶん管理の方法が変わっていると思いますけれども、教育長の勤務時間の管理はどのように行われているのかをお尋ねいたします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 宇城市職員服務規程第5条に、出勤状況等を入力と規定されておりますけれども、ただし書にこれにより難しい場合は、この限りではないということで、教育長につきましては、会議や出張、来賓挨拶等が多いため、教育総務課で管理表で管理しております。

○**21番（中山弘幸君）** 職員はたぶんパソコン等の入力ですかね。教育長の場合は当然会議等あって、直接出勤されない場合もあります。それはその管理簿があるということですね。これは、参考のために公表とかはされますか。

○**教育部長（舛井貴男君）** 開示請求の一般的な流れとしまして、教育委員会や選挙管理委員会等の各行政委員会を含め、全ての開示を総務部総務課で受付をしております。必要であれば、総務課でそういう手続きはできます。

○**21番（中山弘幸君）** 要は、その開示請求をしろということですか。

○**教育部長（舛井貴男君）** 情報の開示の請求を求められるのであれば、総務部総務課でお願いいたします。

○**21番（中山弘幸君）** そこまでする必要もありませんので、それは結構でございます。

次に、（3）番に入ります。平岡教育長の職務に対する姿勢についてでございますけれども、去る4月25日の熊日新聞のインタビュー記事の中で、ほぼ毎日、大津高校サッカー部でテクニカルアドバイザーとして指導をされているということでございましたけれども、市民の皆様から、これはどういうことかという指摘を受けましたので、どのような形で指導されているのか、その点を教育長にお尋ねいたします。

○**教育長（平岡和徳君）** 今、お尋ねになりましたサッカーの試合等への参加、指導につきましては、休日におきましては、本市の行事等の公務が入っていない場合に限り、技術指導等で携わることがありますが、平日に行われる試合等につきましては、年間を通してほとんどありませんけれども、当然のように公務を最優先にして

いるところですよ。

○21番(中山弘幸君) 質問の回数がありますので、質問にきちんと答えてほしいのですけれども、再質問の中で、一緒に答えてください。ほぼ毎日という記事がありましたので、これについてどうなのかというのが1点ですね。この答弁がありませんでしたので。次に再質問しますけれども、私もいろんな会合に出ますけれども、当然教育長も出席されているかと思えば、出席されていないことがよくあります。ほかの行事と重なる場合もあるかもしれませんし、案内状を出してもなかなか出席してもらえないとかいう声もよく聞きます。どこの会のどこの会合とか具体的には申しませんが、よほどサッカーで忙しいのかなと思っております。そこで、お尋ねですけれども、先ほどのほぼ毎日指導しているということと、教育長の仕事よりも大津高校のサッカー部の指導を優先されたことは、先ほどないと言われましたけれども、ないですか。

○教育長(平岡和徳君) ありません。

○21番(中山弘幸君) 回数の制限がありますので、ちゃんとさっきのほぼ毎日のところの答弁がありませんので。

○議長(豊田紀代美君) もう今、3回です。

○21番(中山弘幸君) 分かりました。ちゃんと答えてもらわないと、今度が3回目ですから、先ほど1回目のときにですね、ほぼ毎日テクニカルアドバイザーとして大津高校で指導をしているというのが新聞のインタビュー記事にありましたと。それはどういうことなのかという市民からの私に指摘がありましたので、それを聞いたけれどもその答弁がありませんでした。そのことですよ、1点は。今度が3回目になりますから。教育委員会の所管はとても広いですね。学校行事、文化・スポーツ、公民館事業など、市の正式な公務以外にも様々な団体からの来賓などの案内もあると思います。もちろん重複のときは、それぞれ手分けしてたぶん出席されていると理解しますけれども、それらを含めて大津高校のサッカー部を優先されたこともないということですね。

○教育長(平岡和徳君) 2つの内容があったと思いますので、まず1つ目ですけれども、ほぼ毎日指導にあたっているとされる時間については、先ほど議員おっしゃられましたとおり、私が職務に専念する時間というのは8時半から5時15分についてです。それ以外の行動については、やはり自分の生活のツールとしてサッカーというスポーツがあれば、その場所に行ってという関わりをしているという意味です。公務サービスがある場合に、そちらをないがしろにして、そしてそちらの方に行くというものではないというふうにお伝えしたつもりなのですが、よろしいでしょうか。もう1点については、先ほどおっしゃられたとおり、特に土日の行事への参加

等、来賓等のいただいた分につきましては重なるところがありますし、中には物理的に移動が難しいところもあります。そういった場合については、教育部の方での役割分担、または市長、副市長との相談の上に代理を立てながら、そして教育委員さんの職務代理者等の相談もしながら、その行事に迷惑をかけないような対応を取っているつもりです。今言われたように、サッカーの試合を優先してそちらに行くということはありません。

○21番（中山弘幸君） 私も四六時中、教育長の行動をチェックしている時間はありませんので、答弁は信じたいと思います。ただ、これは私の勘違いかもしれませんが、たぶんこの日はサッカーの試合に行かれたのではないかなと思える日もあったのも事実でございます。

次に、4番に入りますけれども、ほかの役職との関係についてお尋ねをいたします。教育長は今の答弁の中で、公務並びに様々な団体からの来賓の案内も含めて、大津高校サッカー部の指導を優先したことはないと言われました。これは今後も公務並びに様々な行事への出席をほかの誰かに任せて、大津高校サッカー部を優先させることはないというような理解でよろしいですか。

○教育長（平岡和徳君） 市が開催します行事や会議、こういったものへの出席、各種団体からの来賓対応等において、サッカー活動を含む私的な用事が重なる場合については、当然のことですが、冠婚葬祭を除きまして公務を最優先にしていくつもりであります。

○21番（中山弘幸君） 分かりました。次にお尋ねしますけれども、平岡教育長が指導されている大津高校サッカー部では、過去に部員間でいじめがあったということで、現在第三者委員会の調査が入っていると伺っております。そのような中で、部員による不祥事が発覚いたしました。新聞報道によりますと、学校としては今回は個人の問題として処理をし、サッカー部に対しても指導者に対しても何の処分もないということでした。私はこの報道を見まして驚きました。確かに何の責任もないほかの部員にまで連帯責任というのはとても気の毒です。しかし、こういう問題が起きたときに、教育に携わる人が個人の問題と言い切っているのだろうかと思えます。そうなれば、熊本の高校スポーツ界では、今後どのような不祥事を起こしても個人の問題として処理をしていいことになるのではないかと思います。私には今回の学校の判断はどうも理解できません。熊本県の学校部活動の指針の中では、運動部活動の意義というところで、「運動部活動は学校教育活動の一環として行われる」とはっきりうたわれております。このようなケースについて、平岡教育長はどのような見解を持っておられるのでしょうか。平岡教育長自身、間違っても大津高校のような考えは持っておられないと私は信じております。なぜなら、私は平岡教育長

の講演を何度か聞いたことがあります。その柱は、サッカーを通した人格形成であると私は感じております。ここは当事者でなく宇城市の教育長として、平岡教育長の見解をお尋ねいたします。

○議長（豊田紀代美君） 中山議員にお尋ねします。今の質問に対して大きな1番、（4）番についての再質問というふうに思いますが、今おっしゃった質問に対しては、この中に含まれていないと思いますけど。質問内容が、通告の内容と違うと思います。

○21番（中山弘幸君） まず、こっちの答弁を。

○議長（豊田紀代美君） 今のは通告の中じゃない。

○21番（中山弘幸君） これは（4）番の再質問です。

○議長（豊田紀代美君） （4）番ですか。

○21番（中山弘幸君） はい、（4）番の再質問です。

○教育長（平岡和徳君） ただいま議員がおっしゃられた内容は、いくつかの問題がニュース・新聞等に取り上げられましたけれども、その学校としての見解についての部分をおっしゃられました。そういった中で、まだ着地点が見当たらない部分がありますし、真相についての解明は第三者委員会若しくは熊本県教育委員会、そしてそこに関わっている大津高校の管理職等が、今、慎重に事を進めているところでありまして、私が今ここでコメントする立場ではないと思っておりますので、コメントは控えさせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） 中山議員、通告どおりですね、分かりやすく質問をしていただかないと非常に整理がしにくいので、そこのところはちょっと注意してください。

○21番（中山弘幸君） はい、今（4）番の3回目です。

○議長（豊田紀代美君） はい。

○21番（中山弘幸君） 私が言ったのはですね、第三者委員会のいじめの問題はいじめの問題として、今回起こった不祥事に対して学校としては個人の問題として処理したと。でも私は、それはよその高校のことですからあれですけども、それは熊本県の運動部活動の指針の中では、運動部活動は教育活動の一環としているわけです。その中で、今回学校が下した個人の問題として言い切っているのかということに対する、この熊本県の指針に対しての平岡教育長の見解ですね。こういうときに、これは宇城市の学校でも起こり得る問題ですね。ですから、教育長としてこういうときに、部活動内で部活動の部員が不祥事を起こしたときに、それは個人の問題ですと処理していいのかと、それは県の指針の運動部活動は教育活動の一環であるということに対しては、ちょっといかなものかと私は思うんですね。そこに対する教育長の見解を宇城市の教育長としてどうでしょうかと。これはだから宇城市でも

起こり得る問題ですから、それを。

○**教育長（平岡和徳君）** 前回でも同じような問題を提起していただいております。その中でも申しましたけれども、まず学校において教育活動というのは、学校教育だけではなくて家庭教育、社会教育そして学校教育、そういったものの中の大人の目というものが非常に重要になってまいります。なおかつ、それに加えて子どもたちを中心にした5者と言われている家庭、学校、地域、行政、こういったものがしっかりと重なり合いながら、そして積み上げたものの上に学校という土台があるわけですけれども、それを踏まえて、やはり子どもたちは動きながら、学習しながら、成功体験と失敗体験というものを繰り返しながら、今に至るといような成長の過程を踏んでいるんですけれども、そのときに、失敗したからといって矢印を向けすぎると更生にはつながりません。ですから、私たちがここで言う場所ではなくて、その学校や教育委員会の中でしっかりと熟議された上での対応というふうに思っております。もちろんおっしゃられたように、宇城市においては未然防止、初期対応そしてその初動に対しての先生方、組織的な対応、そういったものを踏まえながら、いじめについてもこういう不祥事についても、必ず大きな問題にならないように手前で校長先生がリーダーシップを取りながら、各学校でしっかりと対応していただいております。これを持続するためには、魅力ある学校づくりと重なりますけれども、教師力であったり、地域力であったり、そこに関わる大人の協力がやはり必要になってきます。少し長くなってもいいですか。そういった中で年度ごとの先生方への取組等についてのお願いを校長先生を通してやっております。そういった部分の中で未然防止が第一です。しかし必ず起きることでもあります。それに対して初期対応、初動の大人の動きというものは重要になってきますので、宇城市では絶対あり得ない内容ではありませんので、手前からいい準備をしながら、やはりチーム宇城として、しっかりとした対応を日々考えていきたいと思っております。

○**21番（中山弘幸君）** 私はそのこの見解を、そういうときに個人の問題として言い切っているのかということに対して、教育長の見解を聞いたかったですけれども、もうちょっと回数が制限されていますので、これ以上お尋ねしません。しかし、これは宇城市でも起こり得る問題でありますし、このことは私は教育長のこの見解をはっきりと聞いたかったです。ただ、これは何回も言いますが、宇城市でも起こり得る問題です。では、この問題はこれ以上は聞きません。

次に、（5）番に移ります。宇城市においての勤務時間以外の活動について。教育長は前回の答弁の中で、サッカーは自分にとっては空気のようなもので、エネルギー源という趣旨の話をされました。教育長は今でも、ほぼその勤務時間以外の私

的の時間は、大津高校のサッカーを指導をされていると私は理解しておりますけれども、これまでに平岡教育長が宇城市の中で勤務時間外にどのような活動をされてきたのか、何かあればお尋ねします。

○教育長（平岡和徳君） 宇城市のためにというのは今継続中ですので、その結果についてはまたお尋ねをいただければと思いますが、私が勤務時間以外の活動として行っている内容について、少し整理をさせていただきます。まず、言われたようなサッカーを中心とした生活になっているという事実はありますが、様々なスポーツ競技等に関わる指導者や選手、サポーター、その関係者は多くおりますけれども、そういった方々と交流をする時間、その機会というものが私の勤務時間以外の主な内容であります。そのプライベートな時間において、国内外のスポーツ関係者との意見交換であったり、情報収集というものを積極的にその交流活動を行っているところです。また、スポーツ以外のところでも学校教育であったり、社会教育であったり、また文化・歴史、こういったものに関する交流活動についても県内外に優秀な仲間がおりますので、日頃からそういった取組については積極的に行っているところです。こういった内容を通しまして、本市の教育長としての職務遂行において、これまで培った知識そして情報、人脈、こういったものをフルに活用させていただいて、市民の皆様に本物かつエネルギーが、モチベーションが上がるようなその取組についての機会を与えることについて努めているところでございます。

○21番（中山弘幸君） 私が聞きたかったのは、サッカーは大津高校だけではないわけですね。3月議会でもそのサッカーでの情熱を宇城市の子どもたちに注いでほしいという発言もあっておりました。私は自分の勤務時間外ですね、プライベートな時間、それは大津高校で指導されるのも結構と思います、当然ですね。ただ、もう少し宇城市でのそういった現場でのスポーツに対する何か活動、そういったものが私はあってもいいのではないかとというそういった期待が、私は平岡教育長にはあるのではないかと思いますけれども、その点、そういった声といいますか、そういった期待があることについてはどう受け止めておられますか。

○教育長（平岡和徳君） あくまでも公務以外の時間帯での活動になりますので、今後につきましても同様にスポーツ全般の関わり、こういったものをサッカーに特化せず、そして文化的、歴史的な様々な活動を通しまして、宇城市のより良い未来に向けて全力で取り組んでいきたいと思っております。期待に添えるような、また御助言もいただければというふうに思っております。

○21番（中山弘幸君） 3回目ですね。私は、平岡教育長は事務的とは言いませんけれども、どうも無難に勤務時間を、業務をこなしておられるのではないかと私は見えております。私は3月議会でも申し上げましたけれども、私は平岡教育長が宇城市

の教育長として来られたのは、私はそれなりの意義があるし、何か意味があると思っております。ただやはり、今のようなことであれば、私は平岡教育長が宇城市の教育長であり続ける意味がないと思っております。やはり平岡教育長のような貴重な人材は素晴らしいですね、サッカー界ではもうスーパースターですから、私は大津高校サッカー部だけではなくて、全国から引く手あまただろーと思っております。ですから、私は平岡教育長は宇城市に束縛されることなく、日本のサッカー界のために心置きなく活躍していただく方が、世の中のためになるのではないかというふうに思っています。そして、この宇城市には側面的な立場で、これまで以上の御支援をいただければありがたいと思っておりますが、教育長いかがでしょうか。

○市長（守田憲史君） 教育長としまして平岡教育長は本当に頑張っていておられます。勤務時間につきましても、週40時間以上のその働きをしていただいているところがございます。その中で、市長、副市長、教育長は特別職でございます。その厳格な時間の中でうんぬんすることはなかなか厳しいものがあります。いろいろなお付き合い、お付き合いというよりも情報収集、そして要望事項その他、その中で週40時間以上働いていらっしゃることはもう間違いありませんし、我々も一緒になってそのサッカーを通じた教育の実情から、そのサッカーだけではなく、その全般にわたる社会スポーツ、そして普通のこちらの教育全般にわたって議論をさせていただいております、中山議員の心配なすることは一切ありません。

○21番（中山弘幸君） 教育長の答弁をいただいておりますので。

○議長（豊田紀代美君） その分も含めて今市長が答弁いたしました。

○21番（中山弘幸君） では、最後のところで答えてください。平岡教育長は今市長からの答弁がありましたように、市長が提案をされて議会で承認をされております。私がこれ以上のことを発言するのは越権だと思っております。これ以上は慎まなければならないとは思っております。ただ、これは冒頭にも申し上げましたとおり、私だけではなく、多くの市民の声であるということを御理解いただきたいと思います。

それでは、最後の質問になります。今後の取組について平岡教育長のお考えをお尋ねいたします。

○教育長（平岡和徳君） 今後の取組につきましては、現在の議長でいらっしゃいます豊田議員の方からの一般質問で、前回同じような内容で今後の取組についての質問がありましたので、重複する内容になりますがよろしいでしょうか。

○21番（中山弘幸君） はい。簡潔にお願いします。

○教育長（平岡和徳君） 今後の取組につきましては、宇城市教育大綱を柱に、スピード感をもって丁寧に取り組んでいく所存です。

そして、私自身の強い思いを込めてつくりました教育大綱の理念、これに基づきまして、子どもや学校が抱えていく課題の解決、未来を担う子どもたち、未来のつくり手となる子どもたちの豊かな成長のために、社会総がかりでの教育の実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

また、人権が尊重されるまちづくりを形成しまして、後世に残す芸術文化そして伝統芸能の振興と文化遺産の保存・活用を推進し、邁進していこうというところで思っております。そしてそもそもの内容ですけれども、市民一人一人が生涯を通じた生きがいつくりや、スポーツを通じた心身ともに健康で暮らせるまちづくりに向けまして、課題や時代の変化、ニーズに応じた教育政策の展開など、宇城市全体の教育力の向上に信念をもって取り組んでまいりたいというふうにコメントしております。同様ですが、よろしく願いいたします。

○21番（中山弘幸君） 3月のときと同じで、具体的な目標とか特にこれという、余りその漠然としていたと思っております。確かに教育長は、市長とか副市長とは違いまして、自己責任で課題解決する立場ではないというふうには理解しております。あくまでも教育委員会の決定に基づいて職務に専念するということがあります。しかしながら、それでも教育委員会のトップですから、やはり自分の政策は実現できると思っております。私はそういうことを理解した上で、平岡教育長をこれまで見てきて、やはり私は先ほど答弁いただけていませんので、もう一回質問します。平岡教育長は本当に貴重な人材でありますし、日本サッカー界にとってはかけがえのない人だと私は思っております。それで、私は大津高校と言わずに、やはり日本中から平岡教育長は引く手あまただろうと思っております。ですから、この宇城市に縛られることなく、日本サッカーのために大いに活躍してもらった方がいいのではないかと。そしてこの宇城市には側面的な立場でこれまで以上に応援していただきたいと、そういった選択肢もありますけれどもいかがですかと。

○教育長（平岡和徳君） 身に余る評価をいただきまして、ありがとうございます。ただ、私の今の立場というものも御承知おきいただいていると思っておりますが、おっしゃられたとおり、4期目議決をいただきながら、一意専心の下にさらに宇城市の教育が良くなるように努力したいというふうな覚悟をもって、今日もここに立っているところでございます。具体的にという内容でございましたので、例えば1つ言いますと、やはり宇城市民そして教育に関わる人たちのWell-being（ウェルビーイング）と言いますけれども、全ての幸福を祈りながらの施策をつくっていきたいと思っておりますし、例えば学校であれば、子どもたちを中心にした、その子どもたちの未来に触れているという深い自覚を中心に据えながら、しっかりとした教育施策、それはICTの活用であったり、DXの推進であったり、それぞれ子どもた

ちが個別最適な学びと協働的な学びというものの充実、教える側の先生方が働きがいがあるそして働きやすい、そういった環境づくり。具体的に1つ申し上げますと、学校教育についてはこういったものを念頭に置いて、この1期を努めてまいりたいと思っております。よろしいでしょうか。

○21番（中山弘幸君） 今後はスポーツに限らず、文化面でありますとかそういった面にも大いに力を入れていただきたいと思っております。

では次に、2番目の質問に移ります。緑の募金についてお尋ねをいたします。まず（1）と（2）番につきましては、併せて答弁をお願いいたします。

○経済部長（浦田敬介君） はじめに、森林は多くの多面的機能を有しております。

木材資源の供給のみならず、水源のかん養、土砂災害の防止、生物多様性の保全、そして人々の癒しや健康増進に大きく貢献しているとともに、近年では樹木の持つ二酸化炭素の吸収や固定の働きが注目され、SDGsの達成に向けたカーボンニュートラルの実現にも不可欠な役割を果たしております。

御質問の緑の募金ですが、人々の生活に欠かすことができない豊かな緑と地下水を、将来の世代にわたって維持していくために創設された寄附金の募集のことであり、集められた寄附金は森林整備等の推進に用いられております。

緑の募金は、国が定める緑の募金による森林整備等の推進に関する法律により、農林水産大臣が指定する国土緑化推進機構と都道府県知事が指定する都道府県緑化推進委員会のみが実施することができるとされております。

募金方法としましては、市町村に設置されたみどり推進協議会が行政区と連携を取り行う家庭募金のほか、街頭募金、趣旨に賛同いただいた企業からの企業募金などがございます。

本市みどり推進協議会では、県緑化推進協議会からの依頼により、行政区を通じ各家庭に対し募金の協力をお願いしているところです。集められた募金につきましては、全額を県緑化推進協議会に納付しております。また同様に、県緑化推進委員会も募金の一部を国土緑化推進機構へ納付されております。活動費用として用いられているようです。

なお、令和5年度の実績ですが、本市において約190万円、県内総額としては約5,000万円の募金協力をいただいております。

また、緑の募金事業の組織体制いわゆる役割分担は、先ほども申しましたとおり、法律に基づき指定された国土緑化推進機構及び都道府県緑化推進委員会が、街頭募金や企業募金を主に担い、都道府県緑化推進委員会から受託された市町村みどり推進協議会が主に家庭募金を担っています。

○21番（中山弘幸君） では、3番の活用についてのお尋ねをいたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 都道府県緑化推進委員会に集められた募金は、都道府県緑化推進委員会が自ら行う事業のほか、国土緑化推進機構や市町村みどりの推進協議会、さらに都道府県出先機関管内市町村で編成された地域みどり推進協議会で行う事業に対しても交付されます。

募金の主な使途は、植樹祭や苗木の配布、緑の少年団の活動費補助、森林環境教育などの緑化推進事業や森林ボランティア等による植樹、間伐に対する補助や講習会などの森林整備事業、また募金活動のPR事業等になります。

本市みどり推進協議会では、緑化に対する市民の意識高揚を図るため、希望する行政区に苗木の配布事業を実施しており、昨年度は19行政区に対し、サツキやアジサイ、モミジなど573,000円の苗木配布を行っております。

○**21番（中山弘幸君）** 宇城市では令和5年度で190万円を納入し、県全体で5,000万円を集められたと。そして行政区へ573,000円ほどが苗木とかで配られたということです。

次の4番の方に移りますけれども、緑の募金はおおむね1戸当たり100円と聞いております。これに加えて本年度から森林環境税が国民一人当たり1,000円が徴収されると聞いております。緑の募金と森林環境税は目的がほぼ同じで、二重取りではないかという指摘もあります。緑の募金は現在でも納めておられない行政区もあると聞いております。今後は緑の募金は納めないという行政区が増えてくる可能性もあるのではないかと心配をしておりますけれども、市としてはどのような認識を持っておられますか。

○**経済部長（浦田敬介君）** 緑の募金と森林環境税の関係でございますが、まず緑の募金は、地域での植栽や緑の少年団への助成などの地域緑化の推進や森林教育や緑化PRなど、国民の緑化意識の高揚を目的としたもので、原資はあくまでも趣旨に賛同いただいた皆様の善意による寄附金により賄われるものです。

一方、森林環境税とは、本年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円が徴収されるもので、その税収の全額が、国から森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

譲与された税は、地方自治体により、間伐などの森林整備、林業従事者の育成、間伐材の木材利用、市民に対する啓発活動などに使用されます。

課税対象者は全国で約6,200万人と言われており、住民税非課税者は対象とはなりません。

なお、本市には本年度約1,900万円の森林環境譲与税が交付される予定です。緑の募金も森林環境税も、豊かな緑と水を後世につないでいくという最終的な目

的は同じですが、緑の募金が、緑化意識の高揚と地域緑化の推進のため、理解をいただける人から善意の募金という形で行われているのに対し、森林環境税は、森林に対する国民意識の醸成と喫緊の課題である荒廃森林の整備推進、多様な森林づくりなど、より公益性のある森林整備を行うために国民から税という形で徴収する点で相違があると認識しています。

また、今後緑の募金に協力いただけない行政区も出てくるのではないかとの御質問ですが、緑の募金はいくまでも個人の意思に基づく寄附金であり、決して強制しているわけではありませんが、事業の趣旨に賛同いただけるよう、今後も皆様の御理解と御協力を市としてはお願いしてまいります。

○21番（中山弘幸君） 森林環境税ですけれども、令和6年度で宇城市の対象者が2,800人ほどと聞いておりますが、この対象者はどのような方が対象になるのかお願いいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 先ほど経済部長が申し上げましたが、住民税非課税者は対象となりませんということで、森林環境税の対象者、納税義務者は、令和6年1月1日現在で市内に住所があり、今年度住民税が課税されている全ての方が対象になります。

○21番（中山弘幸君） 住民税課税者ということですね。分かりました。ちょうど半分ぐらいになるわけですね。大体、人口の約半分ですね。今回は、森林環境税の質問ではありませんし、国の政策でありますのでここで議論しても仕方がないかもしれません。厳密に言えば目的は違うかもしれませんが、二重取りという指摘も否定できないと思います。また現在、森林環境譲与税の活用方法が全国の自治体で課題となっているとのことでもあります。将来的には森林環境譲与税の活用方法を改善していけば、緑の募金はなくなってもいいのではないかとも思っております。このことは意見書等を通じて国に対して働き掛けていく必要があると感じております。

次に、定額減税についてお尋ねをいたします。今回の定額減税は国の政策であり、市は事務的な仕事を請け負っているという立場であることは理解した上での質問であることを御理解いただきたいと思っております。この定額減税の問題点は、減税と給付があることで分かりにくく、また事業者に多大な負担がのしかかっているとのこと。このような複雑な制度にせずに、最初から全ての国民に対して給付金を支給すればよかったのではないかと感じているのは、私だけではないようであります。まずは、減税の方法について分かりやすく説明をお願いいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 令和5年11月に閣議決定されましたデフレ完全脱却のための総合経済対策において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和

6年度分個人住民税の減税につきまして実施し、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税3万円、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととされました。

所得税は国税であるため、実務は給与所得者の場合だと源泉徴収をする民間企業や事業所が行い、国税庁の対応となりますので、減税の方法につきましては、市税である個人住民税について説明いたします。

今回の定額減税は、前年の合計所得金額が1,805万円以下で、所得割の納税義務者に係る所得割額から控除いたします。

控除金額につきましては、先ほど申し上げましたが納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を乗じた金額を所得割額から控除いたします。

定額減税を行った場合の令和6年度中の個人住民税の徴収方法といたしましては、具体的に3つの徴収方法がございます。

まずは給与所得に係る特別徴収の場合です。この場合は、年税額から定額減税額を控除し、令和6年6月分の住民税は徴収されず、7月から令和7年5月分の11か月で均等に徴収いたします。

次に、農業や漁業など事業所得のみの場合は普通徴収になります。普通徴収は、定額減税前の年税額を10期で期割いたしまして、第1期分から控除し、控除しきれない場合は第2期分以降の税額から順次控除いたします。

最後に、公的年金等の所得に係る特別徴収の場合です。定額減税前の年税額を基に算出しました令和6年10月分の特別徴収額から定額減税分を控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から順次控除いたします。

なお、今回の定額減税につきましては、個人住民税の所得割から控除するため、今年度から新たに非課税になられた方や均等割のみ課税の方には、定額減税の対象とはならず、これが給付金の対象となります。

○21番（中山弘幸君） この給与所得者の場合は、余り問題ないと思いますけれども、あとはこの給付のところで、給付の対象者と給付の方法、これを分かりやすく説明をお願いいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 定額減税補足給付金の給付について並びに給付の対象者について、先ほどの市民部長の答弁と重なる部分もございますが、この2件併せてお答えをいたします。

国の方針であるデフレ完全脱却のための総合経済対策の取組として、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人住民税において、定額減税をしきれない方に給付措置を実施する制度となっております。

これは、納税者本人と扶養親族の数から算定される定額減税可能額が、定額減税

を行う前の所得税額と個人住民税所得割額を上回った場合、上回る額の合計額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を、個人住民税を課税する市区町村が支給するものです。

給付額は、令和5年の課税状況に基づき算定されます。

給付の対象者ですが、定額減税の対象者で、納税義務者及び控除対象配偶者を含めた扶養親族の人数に基づき算定される定額減税可能額が、令和6年分推計所得税額または令和6年度分個人住民税所得割額を上回る方、すなわち減税できない方、減税しきれない方が対象となります。

ただし、合計所得金額が1,805万円を超える方は対象となりません。

扶養親族がいない単身者の場合で、所得税が3万円未満または住民税所得割が1万円未満であれば、給付の対象となります。所得税、住民税所得割についてそれぞれ減税しきれない額を算出し、その合計額の1万円未満を切り上げて支給をするということになります。

具体例を申し上げますと、所得税が8,000円、住民税所得割が5,000円とします。この場合、所得税が8,000円ですから、30,000円引く8,000円で22,000円と住民税所得割で減税しきれなかった10,000円引く5,000円の5,000円、これを合計すれば27,000円になります。この27,000円について10,000円未満を切り上げて30,000円を支給するということになります。

○21番（中山弘幸君） よく分かりました。要は、これは単身の場合で、これに扶養家族がいればこれに人数分が掛け算になるという理解でよろしいですか。

○福祉部長（岩井 智君） 納税義務者プラス扶養親族ということで、議員おっしゃるとおりでございます。

○21番（中山弘幸君） 今回の定額減税で給付につきまして、手続きをしなければ給付が受けられない場合があるということも伺っておりますけれども、この手続きはどうなっているのか、この点をお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 手続きについてお答えします。定額減税の国の所管機関からデータが提供される予定です。この提供されたデータを基に給付の対象と見込まれる方には、現在の予定ですが8月頃から順次確認書を郵送いたします。

その書類がお手元に届いた方は、必要事項を御記入いただき、本人確認書類と給付金の振込口座が分かる書類を添付して早期に御返送していただければ、また不備がなければ年内での支給が可能であると見込んでおります。

なお、給付対象にもかかわらず確認書がお手元に届かないケースもないとは限りませんので、この場合、対象か否かについては御本人にも必ず御確認していただく

よう、広報等を通じて周知に努めてまいりたいと考えております。

○21番（中山弘幸君） よく理解できました。くれぐれも申請漏れがないようによろしく願いしておきます。

最後に4番の質問をいたします。防災訓練につきまして、先月、三角港において防災訓練が行われました。各行政区5人参加ということで、ほとんどの行政区から多くの市民が参加されておりました。そこで市民の皆様から、かなりきついお叱りや貴重な御意見をいただきました。その点、執行部としてもある程度把握しておられると思いますが、本年度の反省点を踏まえまして、来年度に向けた課題についての答弁を求めます。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市では宇城市地域防災計画に基づき、年に1回、総合防災訓練を実施し、本年度は三角町の三角港緑地公園をメイン会場として、住民や陸上自衛隊、海上保安部など、総勢400人の御参加・御協力をいただきまして開催いたしました。

この訓練は、自分の身を守る「自助」及び地域で共に助け合う「共助」の大切さを認識し、地域住民や関係団体が連携して、災害時に迅速かつ適切な行動・対応ができるよう災害時の行動について学ぶことを目的といたしまして、特に、今年1月1日に発生いたしました能登半島地震を踏まえ、地震発生時の初動対応や避難行動、救助活動の実践を通じて、大規模地震時の対応力を高めることを目指しました。

反省や課題でございますが、参加されました市民の御意見を踏まえ、訓練参加者への丁寧な案内や誘導、会場の特性に合ったレイアウト、暑さ対策や雨対策などにつきまして、これらの検討を行いまして、さらに住民参加型の実地訓練が充実するようプログラムを見直してまいります。

○21番（中山弘幸君） 執行部としてもある程度把握されているようでございますけれども、大切なことは、皆さんも忙しい中に参加しておられるということでもあります。もっとメリハリをつけて、参加したためになったと言えるような訓練にしたいと思っております。それともう1点、今回、議会が来賓席に座っておりましたけれども、やはり議会議員も参加者の一員ということで、お取り計らいしていただいた方がよかったなと思っておりますので、次回からのお取り計らいをよろしく願いして、私の質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、中山弘幸君の一般質問を終わります。

ここで、お諮りします。一般質問の途中ではありますが、本日の会議はこれで延会にしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。
本日はこれで延会します。

-----○-----

延会 午後0時10分

第 4 号

6月24日 (月)

令和6年第2回宇城市議会定例会（第4号）

令和6年6月24日（月）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | | 一般質問 |
| 日程第2 | 報告第6号 | 令和5年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について |
| 日程第3 | 報告第7号 | 令和5年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について |
| 日程第4 | 報告第8号 | 令和5年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について |
| 日程第5 | 報告第9号 | 令和5年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について |
| 日程第6 | 報告第10号 | 令和5年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について |
| 日程第7 | 承認第6号 | 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第10号） |
| 日程第8 | 議案第43号 | 令和6年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第9 | 議案第44号 | 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第10 | 議案第45号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第46号 | 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第47号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する等の条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第48号 | 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第49号 | 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第15 議案第50号 宇城市三角駅前フィッシャーマンズワーフ条例の一部を
改正する条例の制定について
- 日程第16 請願第1号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願
- 日程第17 請願第2号 子ども医療費無料化に関する請願
- 日程第18 同意第5号 監査委員の選任について（河野 真理氏）
- 日程第19 同意第6号 固定資産評価員の選任について（岩竹 泰治氏）
- 日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（丸目 通隆氏）
- 日程第21 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（太田黒 睦氏）
- 日程第22 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂田 慶子氏）
- 日程第23 休会の件

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。（20人）

- | | |
|-----------|------------|
| 1番 坂元大介君 | 2番 四海公貴君 |
| 3番 村上真由子君 | 4番 河野真理君 |
| 5番 吉良邦夫君 | 6番 田中美君君 |
| 7番 嘉古田茂己君 | 8番 原田祐作君 |
| 9番 永木誠君 | 10番 山森悦嗣君 |
| 11番 三角隆史君 | 12番 坂下勳君 |
| 13番 高橋佳大君 | 15番 溝見友一君 |
| 16番 園田幸雄君 | 17番 福田良二君 |
| 18番 河野正明君 | 20番 豊田紀代美君 |
| 21番 中山弘幸君 | 22番 石川洋一君 |

4 欠席議員（なし）

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植野修君 書記 河村聡美君

6 説明のため出席した者の職氏名

市長 守田憲史君 副市長 天川竜治君
 教育長 平岡和徳君 総務部長 木見田洋一君

市長政策部長	元 田 智 士 君	市 民 部 長	岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長	岩 井 智 君	保 健 衛 生 部 長	井 住 寿 宏 君
經 濟 部 長	浦 田 敬 介 君	土 木 部 長	平 木 恵 一 君
教 育 部 長	舛 井 貴 男 君	市 長 政 策 部 次 長	田 川 大 輔 君
市 民 部 次 長	吉 崎 賢 二 君	福 祉 部 次 長	平 松 洋 介 君
保 健 衛 生 部 次 長	田 嶋 真 君	經 濟 部 次 長	池 田 真 一 君
土 木 部 次 長	星 津 章 博 君	教 育 部 次 長	米 田 年 宏 君
三 角 支 所 長	佐 藤 幹 雄 君	不 知 火 支 所 長	木 下 秀 典 君
小 川 支 所 長	坂 本 優 子 君	豊 野 支 所 長	西 村 光 代 君
上 下 水 道 局 長	福 田 真 治 君	会 計 管 理 者	永 田 康 之 君
監 査 委 員 事 務 局 長	井 上 まゆみ 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	園 田 弥 生 君
財 政 課 長	田 尻 勇 樹 君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。

まず、3番、村上真由子君の発言を許します。

○3番（村上真由子君） 皆さん、おはようございます。議席番号3番、会派清明会、村上真由子です。ただいま議長のお許しを得まして、本日は大きく4点についてお尋ねさせていただきます。1つ目はごみの収集問題について、2つ目はアピアランスケアについて、3番目は防犯について、そして4番目は終活支援（エンディングサポート）についてです。それでは質問に移ります。

本市のごみ収集についてですが、現在、本市が行っているごみの収集方法などについて、どのように収集されているのか、また、どれくらいの量が出ているか、この点についてお答えいただきたいと思います。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 市が行っていますごみの収集は、家庭から排出される可燃ごみ、分別ごみ、粗大ごみの3種類を収集しています。なお、事業所から出るごみは、事業者自身が自らの責任において適正に処理しなければならないと法律で規定されていますので、本市では収集しておりません。

まず、可燃ごみにつきましては、ステーション方式を採用し、指定の燃えるごみ袋でステーションに出されたものを委託業者が収集しています。

分別収集につきましては、平成9年に施行された容器包装リサイクル法に基づき、旧松橋町でごみの再資源化を推進するため、平成10年4月からコンテナ方式による拠点収集が開始され、今の分別収集の基になっています。

平成17年の旧5町合併時は、可燃ごみ以外の資源ごみや不燃ごみは、収集方法が旧町ごとに異なっていたため、平成19年4月より現在の分別収集方式を宇城市全域で開始しています。

粗大ごみにつきましては、1枚100円の粗大ごみシールを貼付し、行政区で決められた収集場所に出されたものを委託業者が収集しています。

次に、収集されたごみの量につきましては、令和2年度から令和4年度までの3か年の実績をお答えします。

まず、各地区から収集された可燃ごみの量は、令和2年度14,853トン、令和3年度14,795トン、令和4年度14,623トンで年々減少傾向にあります。

分別収集のごみの量は、令和2年度1,260トン、令和3年度1,217トン、

令和4年度1,110トンで、そのうち缶類やびん類、紙類等の資源物の量は、令和2年度1,133トン、令和3年度1,106トン、令和4年度1,005トンとなっています。その差分の不燃ごみである廃蛍光管や乾電池、埋立てごみ等の量は、令和2年度126トン、令和3年度110トン、令和4年度105トンで、宇城クリーンセンターで処分されています。

○3番（村上真由子君） 今、旧松橋町で平成10年からとありましたけれど、1998年、大体四半世紀以上前から松橋町で分別収集をされていたというのは、素晴らしいことだと思います。また、今、収集実績がありましたけれども、可燃ごみ、分別ごみ両方とも減少傾向ということですので、市民の皆さんや市の環境に対する思いの表れではないかと思っております。大変良い傾向だと思われれます。資源物の方はもうちょっと減少しているというのもあるのですが、ごみ全体でみると減ってきているということなので、すごくいいことだと思います。

続きまして、次の質問に入らせていただきますが、ただいま可燃ごみがステーション方式、また分別ごみもコンテナの拠点収集との御答弁がありましたけれども、このごみの収集をする場所ですね、これは市内にどれくらいあるのでしょうか。また、市民の皆さんが行ける範囲の距離にあるのでしょうか。お答えをお願いします。

○保健衛生部長（井住寿宏君） まず、可燃ごみにつきましては、ごみステーションが1,282か所ございます。地区ごとの内訳は、三角町が256か所、不知火町が165か所、松橋町が519か所、小川町が174か所、豊野町が168か所となっています。

収集は、行政区または校区ごとに月曜・木曜収集または火曜・金曜収集の週2回としています。収集時間は、三角町・不知火町・小川町が、当日の朝8時まで、松橋町・豊野町が当日の朝8時30分までに出していただくよう、宇城市総合カレンダー等で周知しています。

次に、分別収集の場所は203か所あり、行政区によって1か所から5か所の収集場所が指定されています。収集の回数は、おおむね月1回から2回で、行政区ごとで異なります。収集の曜日は、三角町、豊野町は平日に行われていますが、不知火町、松橋町は一部日曜日に、小川町は一部土曜日に行われています。時間は、各行政区が指定した時間で実施されています。

粗大ごみの収集場所は294か所あり、行政区によって1か所から13か所の指定があります。回数は、三角町、小川町、豊野町は年6回、不知火町、松橋町は年4回収集しています。収集時間は、可燃ごみと同様となっています。

なお、ごみの収集場所の選定、管理及び運営は各行政区が主体となって行っています。

住民の方がごみステーションまで行ける距離なのかという御質問ですが、設置箇所数は行政区で違うため、状況は様々であると思われます。住民の方が、ごみ出しに負担を感じておられるようであれば、まず、行政区に相談していただければと思います。ごみステーション設置の補助金もございますので、各行政区で補助金の活用を検討し、担当課に相談していただければと思います。

○3番（村上真由子君） 可燃ごみのごみステーション、これは市内を回っていても、結構頻繁に見ることがありますので、確かに皆さん歩いて行ける距離内にあるのかなというところに大体あります。また、先ほど5町のごみステーションの数も教えていただきましたが、面積で考えますと不知火町と豊野町が大体同じぐらいの面積なので、数も大体同じぐらいというのはわかりますし、また面積が一番広い三角町ですね、ここの数が多いのもうなずけます。面積と戸数の割合でいうと、ちょっと小川町が少ないのかなとは思いました。松橋町に至っては、これはきっと人口の割合と、あとごみステーションのキャパシティの問題かなと思いました。ただ、分別ごみの収集場所が、可燃ごみが1,300弱あるのに比べて200ちょっとのことで、かなり少ないのかなと思われます。ということは、立地によってはなかなか歩いて行ける距離ではないところも出てくるかと思えます。実際、私が住んでいるところも、分別ごみの収集場所に行くとき私も含めてなのですが、車で捨てにいらっしゃる方も多くいます。私はまだ車を運転することができるのですが、高齢になって免許を返納してしまったり、もう運転をされなくなったら、どうやってそのところまで捨てに行けばいいのでしょうか。実際、普段はちょっと車に乗って行くんですけど、歩いてみました。晴れた日に手ぶらでごみも持たずに、40代女性、距離にして1キロちょっとのところでございますけど、場所によってはそこよりも遠いところに住まれている方もいらっしゃいます。手ぶらで歩いたところ、かかった時間が大体11分、12分ぐらいのところでした。段々年齢が上がるにつれて体力の衰えも出てきますし、またもっと時間がかかってくるんじゃないかと思われま。果たして高齢者になったときにごみを両手に抱えて移動、これはもっとたぶん時間がかかってきますので、そのときにどうやってごみを捨てに行けばいいのでしょうか。今の宇城市の高齢化率を考えても、今後は確実にごみ捨てに困る人、ごみ出しに困る人が増えてくると思えます。

再質問となりますが、今後宇城市はどういった対応、対策をお考えでしょうか。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 村上議員御指摘のライフスタイルの変化や高齢化などの進展により、様々な問題が顕在化しているところですが、本市としましては現在の可燃ごみ、分別ごみ、粗大ごみの収集方法の変更は考えてはおりません。

例えば、今の分別収集を他の収集方法に変更した場合、各地区へリサイクル還元

金を配分することができず、リサイクル意欲の低下につながることも予想されます。

しかしながら、合併から約20年が経過しようとする中、本市の状況も刻々と変化していますので、市民の方々が暮らしやすいまちにするためにも、市民と行政が協力し、今後ごみ問題に対し、他市町村の動向や先進事例等を研究してまいります。

○3番（村上真由子君） 今、皆さんが一生懸命環境問題に対してリサイクルをされている、そこでリサイクル意欲の低下になってくるのは、それは望むところではありませんので、ただ、いろんなまた他自治体、他市町村の動向を見ながらとありましたので、これもどんどん研究していただきたいと思います。

再々質問となりますけれども、先ほどの御答弁で補助金の活用とありましたけれども、この補助金とは一体どういう内容のものなのか教えていただけますでしょうか。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 先ほど説明いたしました補助金につきましては、利用する世帯が10世帯以上であることなどの条件がございますが、新たにごみステーションを設置する場合や既存のごみステーションの取り替えや修繕する場合に対し、管理者である行政区長からの申請により審査を行い、補助金を交付しています。

補助金の額は、新規設置や修繕等の経費の2分の1、7万円を上限として予算の範囲内で交付しております。

○3番（村上真由子君） ごみステーション分の補助金ですね。この可燃ごみのごみステーションは先ほども申し上げましたけれども、比較的近所に設置されているように思われますので、どちらかというとなら分別ごみの方ですね、こちらが結構出しにくくなっていくかと思えます。再質問回数の制限に達しておりますので、これ以上はちょっとお伺いはしませんが、今後、分別ごみを出す場合にも何らかの支援が必要になってくるかと思えます。是非、今後御一考いただきますようによろしく願います。さもないと、もう本当に今プラスチックごみがすごく多いです。実際、海岸の掃除とか見ても、もう海岸のところいっぱいマイクロプラスチックが落ちています。もうすごく多いんですね。ただ、ごみを出すことができなくなったら、今度家がもうプラスチックごみで溢れてしまうのではないかと、そんなプラスチックごみに埋もれた生活を送らざるを得ない人が出てくるのではないかと、それをすごく危惧しています。既にマスコミでは数年前から、難民という言葉を使うのは私はちょっと好きではないのですが、ごみ出し難民という言葉も使われております。また環境省も令和3年3月に、各地方公共団体向けに高齢者のごみ出し支援制度、この導入の手引きというのを出しています。環境省としては、ICTを使って自動走行のごみ収集車のようなものを考えているようで、実際昨年度は国の未来技術社会実装事業、これに和歌山県橋本市が選定されておまして、自動運転やドローンを活用

して、それでごみの収集運搬、この自動化を進めて計画をしています。1つ前の答弁で先進地の事例も検討しながらとありました。宇城市も12月に自動走行バスの実証実験が行われると伺っております。もういずれ必ず来る高齢者の方のごみ出し問題のためにも、この技術を多くの分野で活用できるようにお願いしたいと思えます。

では、次の質問に移ります。ごみが収集された後の処理についてです。先ほどです、年々ごみの収集量が減ってきているとありました。すごく良いことだと思えます。その収集された後のごみなのですが、その後はどのように処理をされているのでしょうか。

○保健衛生部長（井住寿宏君） ごみが収集された後の状況についてお答えいたします。

可燃ごみは、委託業者が各行政区のごみステーションから収集し、宇城クリーンセンターに搬入し、焼却されています。

分別ごみは、委託業者により各行政区から収集を行い、中間処理を委託しています市内の2施設に搬入しています。そこで選別等を行い、リサイクルできるものは、さらに高度な中間処理を行う施設に搬入し、選別や洗浄などを行い、最終的な処理施設に搬入されリサイクルされています。

また、リサイクルできない不燃ごみは、宇城クリーンセンターに搬入され処分されます。

粗大ごみは、委託業者が各行政区から収集し、市内の中間処理施設に搬入し選別しています。リサイクル可能なものは中間処理施設が処分業者に引渡しを行い、リサイクルできないものは、宇城クリーンセンターに搬入し、処分を行っております。

○3番（村上真由子君） 宇城クリーンセンター、うきくりんです、私も地元の議員として落成式に参加させていただきました。中も拝見しまして、子どもたちが環境やごみについて学べる施設として、とても役立つ施設だなと思えました。また、リサイクルできるものはちゃんとリサイクルをされているということで、とても安心いたしました。また近年、そのごみの焼却後の灰から溶融スラグを活用する自治体、千葉県ですけど出てきているようです。さらにこの溶融スラグからシリカも製造可能ということなので、近年SDGsの観点からリサイクルだったりリユースだったり、この機運が高まっておりますので、是非ともこの宇城クリーンセンター自体の管理が市ではないにしても、積極的にそういうのも活用いただけたらと思えます。

そして、再質問なんです、このごみのリサイクルに関して静岡県三島市、あと愛知県東浦町などといった自治体では、フリマサイトを活用して、粗大ごみの販売を行って、自治体の収益を上げているところもありますが、宇城市はこういったことには取り組まないのでしょうか。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 粗大ごみの処理は、宇城クリーンセンターで行っています。当該センターに搬入された粗大ごみは、家具や自転車などリサイクルできるものは、当該センターのリサイクルプラザで手入れをし、使用できるようにして、年2、3回開催しております抽選会において、当選された方に無料で差し上げております。

抽選会の参加資格は、宇土市・宇城市・美里町にお住まいの方、またはこの市町に勤務されている方となっています。

メルカリの情報については、宇城クリーンセンターに情報提供したいと思います。

○3番（村上真由子君） リサイクルプラザですね。実は私も研修でお邪魔したことがあるのですが、誰かにとって不用品なものが誰かにとっての必要なものになる。またさらに環境にも良い、とても素敵な場所だと思います。是非ともリサイクルプラザ、もっともっと多くの方に知っていただいて、また利用いただきたいと思いますので、どんどん情報の提供をお願いいたします。今後、宇城のごみがさらに減っていくように、また、ごみ出し難民が出ないように願ひまして、次の質問に移りたいと思います。

大きい質問の2番、アピアランスケアでございますが、実は1年前、同じこの6月定例会にて質問をしたことを覚えていらっしゃる方も多いかもかもしれません。あれから1年が経ちました。本市の乳がんの状況についてお尋ねいたします。罹患率など、また現在の状況についてお答えください。

○保健衛生部長（井住寿宏君） これからお答えします罹患患者数等は、国及び県の統計に基づき、令和2年の状況を前年と比較しながらお答えします。なお、罹患率につきましては、女性10万人当たり置き換えた症例数となります。

令和2年においては、全国の女性のうち5,611人減の91,531の方が罹患され、189人減の14,650人が乳がんで亡くなったと推定されています。罹患率で申しますと8.7例減の141.3例となります。

熊本県の罹患患者数は39人減の1,340人、死亡者数は13人減の215人、罹患率は3.3例減の146.3例となります。

また本市におきましては、罹患患者数が1人減の40人、死亡者数は前年と同数の10人、罹患率は3.3例減の133.2例となり、全国及び県に比べると罹患率についても低い数字となっております。

以上のように、全国的にも本市におきましても減少傾向ではありますが、女性のがん罹患率のトップは依然として乳がんとなっており、女性の約9人に1人が生涯のうちに乳がんにかかると言われております。

乳がんは、早期に発見すれば治るがんであるため、若いときから関心を持つこと、

また乳がん検診を受けることがとても大切であると考えます。

本市におきましても、集団検診やがん検診推進事業による乳がん検診を実施していますので、今後もさらに多くの方に検診を受診していただき、早期発見、早期治療につながるよう受診率向上に努めてまいります。

○3番（村上真由子君） そうなんです。乳がんは早期発見、早期治療ができれば、これは乳がんのみならず、どんな病気でも言えるのですが、早いうちに発見して、早いうちに治療すればもう治ると言ったらあれですけど、そんな死につながるようなことではないんですね。なので、どんどん市民の皆さんが健康的に長生きできるように、市も健康診断の受診を積極的に進めていただきますようによろしくお願いいたします。今、本市では1人減の40人の方が罹患をされているというところでした。

2番目の質問に移らせていただきますが、前回もお尋ねしましたこのアピアランスケアですね。外見が変わってしまうことで、患者の方がやはりストレスを感じられたりします。今までの外見と異なることによって、その変化に苦しまれる方がいらっしゃると思います。そのために、前回もいろんな自治体のお名前を挙げさせていただきましたけれども、この外見アピアランスに対するケアを支援している自治体が増えてきています。あそこのスクリーンにも出させていたいただいたんですが、熊本県は、以前なしだったんですね。それが今は2自治体でされているところではありますが、この人工乳房に関してはまだどこもされてなくて、ウィッグ、かつらは複数の自治体が熊本県内でも支援をされておりました。ただ、今回新しいところで熊本市健康福祉局、熊本市と和水町の保健子ども課、これが名を連ねることになりました。今後、この宇城市ではどのように対応していくのか、また事業の導入は考えていらっしゃるのかをお尋ねさせていただきます。

○保健衛生部長（井住寿宏君） アピアランスケアは、がんやがん治療によって外見が変化しても、その人らしく社会生活を送れるよう患者を支えるケアのことを言います。これは、乳がんに限ったものではなく、化学療法などによる副作用が伴うもの全てのがんに必要なものと認識しております。

がん患者の増加に伴い、抗がん剤治療の副作用により起きる脱毛や手術などにより、外見の変化に悩む患者も増加している状況です。

そのような状況の中で、アピアランスケアに必要な医療用ウィッグや人工乳房などの胸部補整具の購入費用の助成を始めている、または助成の検討を行っている自治体も増加しております。

県内では、玉東町、大津町、南阿蘇村及び益城町はウィッグのみ、和水町はウィッグ及び乳房補正具等に対して助成を行っております。熊本市は本年4月から購入

した医療用ウィッグや胸部補正具に対し、6月から助成を始めております。

助成額につきましては、どこの自治体も上限額を1万円から2万円に設定されています。

県では、6月議会において、がん患者のQOL（クオリティ・オブ・ライフ）向上事業として、がん患者に医療用ウィッグや乳房補正具等の購入の助成を行う市町村に対し、50%の補助を行う事業が予算化されるとのことです。

本市におきましても、県から発出される補助要綱等を確認し、市民のニーズに応じた取組などについて研究してまいります。

○3番（村上真由子君） 前回、去年は県下どこもしていなかったんですけど、今は既に2自治体始めております。そして今の答弁ですと、県も動き始めている様子でございます。県が50%の補助事業として予算化をされるということは、もうこうなってくると県下多くの自治体がそれならうちもやろうか、うちの市民にも是非となってくると思います。先ほども1つ目の答弁でも罹患者40人とありました。もし本市がアピアランスケアを導入するとして、どのような助成になるかは分からないんですが、他自治体の事業を見ても今の答弁にもありましたけど、大体1万円から2万円の補助とあります。それに1万円であっても県から50%、2分の1の補助があるとしましたら、雑費はまた別途かかるにしても年間20万円、もし2万円の助成をする場合は、年間40万円です。外見の変化を気にされてなかなか外に出られず、今まで外に行かれるのが大好きだったけど億劫になってしまった。そして体調を崩されて医療費がかかるよりも、健康寿命を延ばす、いいお金の使い方になると思われまます。是非とも早くスピード感をもって進めていただければと思います。本市は研究、研究、あと検討、検討が大好きなところではありますので、なかなかよしやるぞというところまでは進まないかもしれないのですが、今回ちょうど1年前の質問でございましたので、もうまさにあれから1年が経ちましたとなりましたけれど、どこかの漫談家みたいに、あれから40年とかならないように、なるべくスピード感をもって、そして前向きに進めていただきたいと思います。今の段階でちょっとめどはいつかとお尋ねしても、まだ難しいかと思うのですが、お尋ねしても大丈夫でしょうか。

○保健衛生部長（井住寿宏君） 現段階では、アピアランスケアの方法は多種多様であるため、今後発出される県の補助要綱等を精査しながら、市民のニーズに応えられるよう調査研究を進めてまいります。

○3番（村上真由子君） 是非ともしっかり精査いただいて、そして調査研究を進めて前向きによりしくお願いいたします。

それでは、次の質問にまいります。大きい質問3番ですね。近年、テレビのニュ

ースでも犯罪や詐欺のニュースを多く聞くようになってまいりました。また電話による詐欺も、昔は人間の声だったんですけども、最近では機械音声のものになったり、またSNS等で募集していたバイトに応募したら犯罪に加担させられたなど、犯罪の種類も多様化してきております。そして大きい質問3番、この防犯についてですが、まず本市における犯罪についてお尋ねします。どのような犯罪があるのか、またどれくらい起こっているのかを教えてください。

○市民部長（岩竹泰治君） 本日は、議長のお許しを得まして、議員の皆様の机上に熊本県警察ホームページより抜粋いたしました、資料1、熊本県内の犯罪情勢と資料2、市町村別の主な犯罪の認知件数につきまして、資料を配布させていただいております。

資料1の上段をご覧くださいと思います。熊本県の令和5年中の刑法犯認知件数は6,174件であり、令和4年中と比較いたしますと24.9%の増加率となっております。

刑法犯認知件数とは、刑法に定められている殺人、窃盗、詐欺などの犯罪で、警察が被害届等により犯罪を認知した件数となります。

また、この資料では、凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯等の全ての罪種の刑法犯認知数が増加しておりますが、中でも凶悪犯が64.4%、知能犯が61.3%、風俗犯が98.6%と著しい増加となっております。

村上議員御質問の本市の犯罪の現状につきましては、資料2をご覧くださいと思います。市町村別の主な犯罪の認知件数が記載されておりますが、赤枠で囲んでおります令和5年中における宇城市の刑法犯認知件数は146件で、そのうち窃盗犯は、空き巣2件、自動車盗2件、オートバイ盗2件、自転車盗26件、車上ねらい4件、万引き24件となっております。そのほか凶悪犯や粗暴犯などは、個人の特定の危険性があるため、市町村別には公表されておられません。

○3番（村上真由子君） 犯罪もやはり増えているというところで、実際、今年の頭の方に空き巣事件がありましたけれど、市民の皆さんから、その後、何の続報もないけれど、どうなっているんですかと不安気に聞かれることが複数回ありました。これもちょっともしかすると捜査継続中かもしれないので、なかなか答えることが難しいところかもしれないのですが、答えられる範囲で結構ですので、一体何があったのかとか、お答えいただければと思います。

○市民部長（岩竹泰治君） 今年2月に起こりました空き巣事件につきましては、宇城警察署にお尋ねいたしましたところ、捜査中のため、現段階での回答は難しいということでした。御理解くださいということです。よろしくお願いたします。

○3番（村上真由子君） やはり捜査継続中ですね。ということは、まだ逃走中という

ところですかね。確かに捜査の関係上、つまびらかにするというのは難しいと思うんですが、市民の皆さんからは、やはり続報が全くないので不安だという声も聞きます。市民の皆さんが不安になられることがないように、詳細とまではいかないにしても、捜査に支障がない範囲では市民の皆さんにも知らせるところは知らせてもいいのではないのでしょうか。また、インフォームすることによって、市民の皆さんの防犯意識も高まると思います。こういう犯罪があった、それならちゃんと施錠しようとかですね。こういうことがあったから、ちゃんとあれしとかないとねみたいなふうになってくると思います。

そこで、次の質問に入りますけれど、市民の皆さんお一人お一人の防犯意識はもちろん大事ですが、この宇城市がどのような防犯対策を取っているのか。また、市民の皆さんに、どのように防犯の周知をされているのかをお尋ねいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 本市の防犯対策及び市民への周知方法につきまして説明いたします。

まず、本市で管理しております公共施設等に防犯カメラを設置しております。防犯カメラは犯罪等の発生を未然に防ぐとともに、警察から依頼があった場合は、防犯カメラの映像を警察に情報提供いたしております。

次に、地域防犯活動といたしまして、住民等により構成されました防犯パトロール隊により、市民への防犯啓発の普及や防犯パトロールを実施し、地域全体で犯罪抑止に取り組んでおります。また、青少年育成市民会議事業といたしまして、青少年教育担当指導員が児童生徒の下校時の市内通学路におきまして、子どもたちの安全を確保するため巡回パトロールを行っております。

次に、消費者トラブルにつきましては、本市の広報紙やホームページに、国民生活センター等からの注意情報やトラブル事例につきまして適時掲載を行いまして、緊急時には防災行政無線や宇城市情報メール、これは安心安全メールと言いますけれども、このメールで市民に対し情報発信を行っております。市民の皆様の宇城市情報メールの登録をお願いしたいと思います。

そのほか、市民生活を脅かすような犯罪は緊急治安情報といたしまして、警察署からの依頼により防災行政無線等を利用し、市民への情報の発信を行っております。

これらの取組を通じまして、本市といたしましては、今後も警察や地域市民との連携を図り、より一層効果的な防犯対策に努めてまいります。

なお、緊急治安情報や声掛け事案、不審者事案等、地域の犯罪・防犯情報は、熊本県警察本部がゆっぴー安心メールで情報提供を行っておりますので、市民の皆様の安全・安心のため、是非このゆっぴー安心メールの御登録をお願いしたいと思います。

○3番（村上真由子君） 防犯カメラ、これは一昨年的一般質問でもさせていただきましたけれど、やはり犯罪を未然に防ぐ、また犯罪が起きたときにすぐ情報が提供できるというので、すごくいいことだと思います。あと、巡回パトロール、青パト等も結構しっかり回っていただけているということですので安心いたしました。あと緊急時の防災行政無線ですけど、これは前々回にお尋ねしたときに、聞こえないところもありますのでということでお伝えしましたけれど、これはまた別途いつかの機会にまたお尋ねさせていただきますが、こうやっていろんな方法を使って市民の皆さんに防犯を周知されているというところで安心いたしました。やはり近年本当に犯罪の種類が余りにも多様化していて、市民の皆さんも不安に思われているところが多くあるかと思います。是非とも市民の皆さんの安心・安全な暮らしを守るためにも、更なる一層の防犯をよろしく願いいたします。また以前報道で、地域連携がしっかりしているところは犯罪がしにくいという報道もありました。政府広報でも地域安全活動を推進されています。地域の方々また管轄の警察の方々と力を合わせて、宇城市が安心・安全に市民の皆さんが暮らせるように、今後も防犯に関してしっかりと取り組んでいただきますようによろしく願いいたします。

では、次の質問に入ります。大きい質問4番です。終活支援（エンディングサポート）について。今回のこの質問は、終活、すなわち人生の最期についてというところで、なかなかお尋ねしづらいところではあるんですが、今後の宇城市にとっても、また日本全国の自治体にとっても、ないがしろにしてはならない大事なところだと思いますので、是非ともしっかり考えていただきたいところでもありますので、今回質問をさせていただきました。私も、10代、20代のときに比べますと体力の衰えを感じる年頃になってまいりました。この老いというのは誰にでも1秒1秒等しく訪れます。

さて、小さい質問の1番でございますが、本市の高齢者の方の現状をお尋ねいたします。今、本市の高齢者の方の数また高齢者率、そしてお一人で住まれている高齢者の方の現状を教えてください。

○福祉部長（岩井 智君） 本市の高齢者の状況についてお答えをします。

5月末現在の65歳以上高齢者数は20,233人で、総人口に占める割合、高齢化率は35.4%と全国より早いペースで高齢化が進行しております。

このうち単身で生活されている高齢者世帯は5,110世帯と、高齢者の約4分の1が独居の高齢者であり、今後、団塊の世代全ての人が75歳以上となる令和7年、団塊ジュニア世代が65歳以上に達する令和22年、さらには高齢者人口がピークを迎えると予測されている令和24年には、一人暮らし高齢者をはじめ、認知症高齢者、要支援・要介護認定者など、支援を必要とする人がますます増加してい

くものというふうに予測されています。

○3番（村上真由子君） 高齢者の方の4分の1の方がお一人暮らし、独居の方と伺いました。今後、今おっしゃったように、一人暮らしの高齢者の方はどんどん増加すると私も予測しております。

再質問ですが、その予備軍ともなり得る中年層、その中年層における独身者、独り身の方の割合についてお尋ねいたします。

○福祉部長（岩井 智君） 中高年層と言われる30代から50代の方々の直近のデータとして未婚者と既婚者、この数値を把握することは非常に難しいということですので、令和2年実施の国勢調査の数値を参照しまして、現在の数値を推計したところでお答えをさせていただきます。

令和2年国勢調査における年代別の未婚率は男性の30代で43.3%、40代で32.9%、50代で29.6%でした。女性におきましては、30代で34.5%、40代で27.7%、50代で26.9%という、あくまでも令和2年の国勢調査の未婚者、既婚者の数でございます。この数値をそのまま令和6年5月末現在の本市の年代別人口に乗ずれば、男女合計人数の30代で約2,100人、40代で約2,000人、50代では約1,900人、合計6,000人と推計をされます。これはあくまでも、令和2年の国勢調査の数値をそのまま本年5月末現在の人口に乗じた場合です。

少子化や晩婚化により、今後も未婚者の割合が高くなるということが予測をされますけれども、この推計値の合計6,000人の方々の全てが数十年後に一人暮らし高齢者となる可能性につきましては、それぞれの家庭の状況等により分析ができないというのが現状であります。

○3番（村上真由子君） 今ありました令和2年の国勢調査、私もちょっと総務省のホームページから見ていたのですが、宇城市に当てはめた数字を教えていただいてありがとうございます。ただ今後、今は独り身でもどなたか気の合う方と出会われて、独居ではなくなる方々が増えるといいなと私も思っているんですが、そういった出会いについては、また今後改めて市の婚活支援等について、別の機会にでもお尋ねさせていただきたいと思います。今、中年層の独身者の数を伺ったんですが、結婚していても死別されたり、離別されたりという人もいらっしゃって、また一人暮らしになる可能性がないわけではありません。

次の質問に移らせていただきますが、先ほどもありましたけれど、本市には多くの一人暮らしの高齢者の方がいらっしゃいますが、身寄りのない一人暮らしの高齢者の方が亡くなられた件数と、またその際、市がどのような対応を行っているのかを教えてください。今、身寄りのない方とお伝えしたんですけど、可能でしたら身

寄りのある方、またない方の場合と分けて答えていただけますとありがたいです。

○福祉部長（岩井 智君） 身寄りのない高齢者が亡くなった場合の対応については、その方の身元判明の有無や遺留金品の有無など、状況により対応方法が異なってまいります。

亡くなった方の身元が判明しており、葬祭人が葬儀を執り行う場合は、生活保護法により、葬祭にかかった費用について葬祭扶助を葬祭人に対して支給しております。

親族等でない第三者が葬祭人となった場合、例えば行政区長さん、民生委員・児童委員の方であったり、高齢者施設の施設長であったり、こういう方が葬祭人となり生活保護法に基づく葬祭扶助を行った件数は、令和4年度、令和5年度ともに6件という実績でございました。

身元判明者で葬祭人がいない場合につきましては、墓地・埋葬等に関する法律または行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、死亡地の自治体が火葬等を行うこととされており、いずれも要した費用については遺留金品により充当することとされております。

遺留金品を充当しても、なお残余の遺留金品がある場合は、遺留品関係者からの聴取等による合理的な範囲での相続人調査を行い、最終的には遺留金品の引渡し、若しくは弁済供託等を行う流れとなります。

火葬等に要した費用が遺留金品で不足する場合には、相続人・扶養義務者の調査を行います。その上で、相続人等が判明した場合は不足費用の請求を、相続人不明の場合の不足費用は自治体が負担するなど、一人暮らし高齢者の方がお亡くなりになった場合の手続きについては法令等で規定されておまして、これに基づいて対応しているところです。

○3番（村上真由子君） 今の流れからすると、とりあえず生活保護を受けられている方は、その生活保護でという感じなのですか。最初の葬祭人のあるなしについては、

○福祉部長（岩井 智君） 先ほどお答えしましたのは、身元が判明しており、葬祭を行う者がいる場合は、生活保護法による扶助費で支払いをしているということになります。

○3番（村上真由子君） 分かりました。その場合、結構時間の余裕がある場合なんだろうなとちょっと思ったんですけど、万が一、身寄りのない一人暮らしの高齢者の方が、緊急的に入院をされるようになった場合の手続きなどに関して、宇城市がどのように支援しているかを教えていただいてもいいですか。この場合ちょっと今度は判断能力のところもかかってくるかと思うんですが、その判断能力の有無で分けてお答えいただけますと助かります。

○福祉部長（岩井 智君） 判断能力に不安がある一人暮らしの高齢者につきましては、成年後見制度の利用により、選任された後見人等が手続きを行う方法が考えられます。

判断能力がある一人暮らし高齢者が、例えば生前に緊急入院等となり、発生する医療費や生活費等の支払手続きを本人が困難な場合には、代わりに現金等の財産を取扱う支払事務手続きを行う性質上、公的機関が行うことは想定されておりません。

一般的な方法としては、本人が信頼し委任する支援者により行われる任意代理契約や、死後においては葬儀や遺品整理、諸手続きを一般的に司法書士などに依頼する死後事務委任契約などが考えられます。

そのほか、日常生活支援や入院・施設入所時の身元保証、死亡後の事務などを有償で行う身元保証等高齢者サポート事業が民間事業者との契約により行われることが考えられます。

この場合、民間事業者により提供されるサービスの内容や料金が多種多様であり、トラブルも発生しているとの情報を多く聞かれることから、契約に際しては注意が必要であると考えられています。

○3番（村上真由子君） 判断能力がない場合は、後見人でしたり補佐人だったりとかを付けることができるかと思うんですけど、市長申立て等で裁判所で後見人とか財産管理人とかを選任してもらうのも、確かに有効な手段ではあるんですが、病気の種類によってはそんな猶予すらないことだってあります。あと今の御答弁で、亡くなられた後の財産管理とかのお話も出ましたけれど、やはりもう亡くなられるときに最後、自分が死んだ後どうなるんだろうかといろいろ考えて亡くなられるのも、やはりちょっとつらいところはあるかと思えます。つい先日、この本市で同じような事例がありまして、個人が特定されないように気をつけてお伝えいたしますが、身寄りのない方で、でも土地や建物はお持ちで経済的に困窮されているわけではない方だったんですけど、ただ、御病気で即入院となりまして、余命もう1か月あるかないかというところでした。結論としては、判断能力はあられたので、公証人立会いの下、遺言書を作成されまして、御本人もあとは憂いなくとても穏やかに旅立たれたのですが、そこにいくまでにいろいろあったと伺っております。もしここで、この本市に終活支援がシステムティックというか体系づくりができていれば、亡くなられる際により不安なく人生の最期を迎えられるのではないかと思います。

そこで、質問でございますが、今、少しずつですが日本の各地で終活支援をする自治体が見かけられるようになりました。この宇城市でもこの終活支援を行うシステムづくりを御検討いただきたいのですが、市の見解としてはいかがでしょうか。

○福祉部長（岩井 智君） 一人暮らし高齢者や身寄りのない高齢者の方は、特にこれからの生活や亡くなった後のことに対する不安は大きいものがあると推察いたします。

宇城市地域包括支援センターでは、一人暮らし高齢者をはじめ、全ての高齢者等の相談を幅広く受け付け、各種制度の横断的な支援を実施する総合相談・支援業務を行っており、今後も高齢者の悩みや不安に対し、関係機関と連携し対応してまいります。

また、本市の終活に対する支援策の1つとして、生前に準備すること、これから安心して過ごすために備えること、残りの人生を自分らしく充実して生きることなどを書き留め、終活の設計図として活用する人生会議ノート（エンディングノート）を必要な方にお配りし、活用していただいております。

エンディングノート自体に法的な効力は無く、強制力のあるメッセージを残すなら遺言書等の整備が必要ですが、自分自身の個人情報や緊急連絡先のほか、医療や介護に関する情報、葬儀などについて自分の希望を事前にエンディングノートに記録・整理しておくことで、自分に何かあったときに、第三者に自分の希望をスムーズに伝えられるメリットがあります。

本年2月に、この人生会議ノートを新しく2,000部作製し、福祉部の窓口や地域包括支援センターに配備し、必要な方に対して配布を行っております。

また、各地区で開催されている地区福祉会やサロンの場においても、終活の必要性をお話をし、参加者に対してこのノートを配布しております。

終活としてのこのノートの活用は、決して死や病気への不安に備える消極的な活動ではなく、これから安心して過ごすために備えること、残りの人生を自分らしく充実して生きることのためであり、前向きな活動であると捉えています。

今後、人生会議ノートをポジティブに活用してもらうことにより、一人暮らし高齢者をはじめ、全ての高齢者の方が終活について考えていただく一助となり、高齢者が抱える不安を少しでも取り除くことができるよう、このノートの周知と推進を図ってまいります。

○3番（村上真由子君） 包括支援センター、社会福祉協議会もすごく頑張って動いてくださっています。もちろんこの市の職員さんたちもです。ただ、先ほどの事例のように、本当に限られた時間の事案の場合は、ほかの士業さんたちの力も必要になってきます。先ほどの事例では、熊本市にある任意後見のエキスパートの一般社団法人サポートネットきつつきさんが間に入られました。そういったところとも協力連携し合いながら、宇城市独自の終活支援のシステム形成を行っていただけると、市や包括支援センター、社会福祉協議会の職員さんたち、関わられる方々も対応し

やすくなるかと思えます。ちょっとエンディングノートの話もしたかったのですが、お時間が来ましたので、本日の一般質問はこれにて終わらせていただきますが、今後絶対エンディングサポート、終活支援は必要になってまいります。これからは非宇城市独自のシステムづくりをお願いして、皆さんが充実した最期を迎えられるように、どうぞよろしくお願ひいたします。以上で、一般質問を終わります。

○議長（豊田紀代美君） これで、村上真由子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番、三角隆史君の発言を許します。

○11番（三角隆史君） 皆さんこんにちは。議席番号11番、会派彩里の三角隆史でございます。5月1日の水俣病犠牲者慰霊式後の懇談で、環境省職員が患者団体側の発言を遮ってマイクを切った問題、私はこの問題に大変ショックを受けました。そもそも水俣病が公式確認されてから、これをきっかけに設立されたのが当時の環境庁であります。その職員が、水俣病に苦しんでいた奥様のことを一生懸命語っている方の話を遮るなんて、私には到底理解できるものではありませんでした。もっと相手の立場に立って物事を考えていただきたいものです。年に1回しかない懇談の場でこんなことがあるなんて、非常に残念でありませんでした。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり大きく4点、災害に対する備えについて、市役所の働き方について、教育振興について、地域振興について、4つを質問させていただきます。

災害に対する備えについて、宇城市総合防災訓練についてです。5月26日日曜日に、宇城市総合防災訓練が開催されました。三角町の戸馳大橋が寸断されたという想定で消防団をはじめ関係団体の参加の下、行われました。戸馳大橋が寸断されたという今後十分に起こり得る可能性がある災害の訓練とあって、非常に注目しておりました。

そこでお尋ねいたしますが、この訓練からの成果、課題についてをお尋ねします。

○市民部長（岩竹泰治君） 6月21日の中山議員の一般質問答弁と重複するところがございますが、本市では、宇城市地域防災計画に基づき、年に1回、総合防災訓練を実施しております。

本年度は三角町の三角港緑地公園をメイン会場として、住民や陸上自衛隊、海上

保安部、熊本県宇城警察署、その他関係機関・団体から暑い中、総勢400人の御参加・御協力をいただき開催しました。

訓練は大規模地震を想定し、市長を先頭に市職員による災害対策本部設置訓練、住民参加による避難所開設訓練や被災者救出訓練、海上保安部の巡視艇によります戸馳島への物資輸送訓練など、様々な訓練を実施いたしました。

訓練の成果といたしまして、関係団体の連携強化、地域住民の防災意識の向上、実際の災害時に即応できる体制の確認等が挙げられます。

今後の課題といたしましては、参加されました住民への丁寧な案内や誘導、会場の特性にあったレイアウト、暑さ対策や雨対策などにつきまして検討を行い、さらに住民参加型の実地訓練が充実するようプログラムを見直してまいります。

今回の訓練で得られた課題を踏まえ、具体的な改善策を講じることで、より実効性のある防災体制を構築していきます。

- 11番（三角隆史君） 実際、災害が発生した場合、我々議員も果たすべき役割はあると考えます。ただ、緊迫している状況の中、職員の皆様の妨げになってはいけません。議員側から一方的に要望を言っていると到底收拾が付きません。そういった中で議会BCPというのが必要となってきます。災害が起こった場合、議員はどうあるべきかという指針があれば動きやすいと考えます。今回の訓練を通じて、議員の皆様も議会BCPの必要性を感じたのではないのでしょうか。

次に移ります。災害発生箇所の対応について。ここ宇城市も梅雨入りしました。想定外の大雨が梅雨時には大いにあり得ます。そういった中で、今後、浸水被害が想定されます。浸水対策として、これまでどのような対策を行ってこられましたでしょうか。また、河川災害が発生しないよう、どのような対策を講じられているでしょうか。質問いたします。

- 上下水道局長（福田真治君） まず、浸水対策につきまして、私の方からお答えいたします。

上下水道局所管におきましては、公共下水道事業の区域内に限って行える事業ではございますが、河川の水位が高くなり、河川周辺の雨水が排水できない状態につきましては、ポンプによる強制排水による対策がございます。

本市におきましても浸水被害が発生し、選択と集中の観点から、浸水対策を実施すべき区域や整備水準、整備方針を決定し、令和4年度から公共下水道事業における雨水の対策事業に取り組んでいるところです。

なお、現在不知火町の高良雨水ポンプ場を建設中であり、今年度中に完成予定です。ちなみに排水能力につきましては、1秒当たり2.53トン。例えば中学校のプールが満水だと想定しますと、2分20秒余りで全て排水する能力になります。

また、松橋町の大野地区及び曲野地区におきましても、内水を強制排水する雨水排水ポンプ、この能力はプールの水を8分間で排出する能力になりますが、本ポンプ機器を今年度購入しまして、明後日26日に設置予定でございます。

今後、本雨水ポンプ場及び雨水排水ポンプが稼働することにより、浸水被害のリスクが軽減されるものと考えております。

○**土木部長（平木恵一君）** 本市管内の河川には、県が管轄する2級河川とそれ以外の準用河川や普通河川がございます。県の管轄します河川は、三角町の波多川ほか26河川、市管轄の準用河川が同じく三角町にあります古氷川ほか71河川となります。

これからは、災害に対する措置を県と市に分けて御報告いたします。

県では、災害発生に対する未然の措置として、河川パトロールによる定期的な点検や河川改修事業及び河川しゅんせつ事業を実施されております。

令和5年の県の実績は、河川改修事業が松橋町にあります新耕地川、今新地川、豊野町の浜戸川の3河川でございます。しゅんせつ事業は、三角町の郡浦川、松橋町大野川、浅川、八枚戸川、小川町の砂川、豊野町の浜戸川、小熊野川の7河川であります。両事業とも今年度も継続的に事業を実施する予定であると聞いております。

同様に本市においても、出水期前に事前の河川パトロールにより危険箇所の発見に努めております。また、損傷した河川護岸を適宜修繕したり、適正な河道断面を確保するためのしゅんせつや臨時に排水ポンプの設置を行うなどの対応を実施しております。

令和5年度のしゅんせつの実績を申し上げますと、三角町の河内川、松橋町の浅川、小川町の南部田川の3河川を実施しております。また令和6年度の予定となりますと、三角町の古氷川、不知火町の救の浦川、尻川、松橋町の浅川、小川町の早迫川、鳥越川、平原川、馬場川、北部田川、豊野町の砂川の10河川を予定しております。

本市の河川は八代海の潮位の影響を受ける河川がほとんどでありまして、局所的な集中豪雨の際には雨量が流下能力を超え、排水が機能不全となることも想定されますので、浸水被害が想定される地域にお住まいの方には、これまでどおり早めの避難を心がけていただきたいと思います。

不幸にも公共施設の道路や河川に災害が発生した際は、公共土木施設災害復旧事業等を活用して早期復旧を第一に施設の復旧に努めてまいります。

また、令和5年7月豪雨により被災しました宇城市管内の河川災害は、軽微なものを除き5件ございました。しかしながら、令和6年5月には全て復旧を完了して

おります。

今後とも、河川管理者として適正な河川管理に尽力してまいります。

○11番（三角隆史君） 再質問になりますが、梅雨時大雨が降ると、毎度毎度のように冠水するのが三角町の金桁地区であります。毎年毎年県の方に要望を上げていただいていると聞いておりますが、一体いつになったら対策を講じていただけるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○土木部長（平木恵一君） 金桁地区には準用河川の金桁川があり、その河川沿いに集落が形成されております。

河口付近に位置します国道266号や市道東港金桁線は、低い土地であることが要因で満潮時と豪雨が重なるときは3時間ほど道路が冠水して、通行に支障を来す状態が発生することがあります。

現在の大雨時の対応としては、市道はパトロールや監視カメラで河川の状態を確認し、氾濫が予見、発生した際は、通行規制や仮設排水ポンプの稼働などの対応を行っております。

同様に、国道についても必要に応じ、道路管理者の県へ情報提供を行い規制措置などがなされている状況です。

市が考えますハードによる整備についてですが、国道については道路の改良により、冠水・通行止めの解消に向けて、管理者である県に対して毎年度継続的に要望しているところです。

排水機場の設置と河川の大幅な拡幅を行えば、国道の浸水解消が可能であるという調査報告もございますが、まずは、国道の冠水対策は国または県の事業で対応していただくよう、これまでどおり、国県へ向け要望活動を継続してまいります。

○11番（三角隆史君） 住んでいる方々すると、大雨が降るたびにまたかと思わせる、今回は我が家は大丈夫だろうかと不安に襲われる、こういったことが繰り返し起こると、そこに住むこと自体を考えさせられます。違うところに住もうという選択肢が生まれ、その地域は過疎化していきます。まさに三角町の人口減少は、こういうことも一因になっているのではと思ってしまう。人が多く住んでいる危険箇所が優先的に対処されるのも分かるのですが、たとえ多く住んでいなくても、ずっと以前からお願いしている危険箇所にも対応していただきますようお願いいたします。

次に移ります。避難所運営の在り方について。ここでは、避難所においての情報の提供及び共有についてお尋ねいたします。災害発生時、避難所において様々な情報が錯綜し、混乱することがあるかと思えます。このような情報化社会においてきちんと情報を整理し、有意義な情報のみを区分して発信できる仕組みがあれば混乱

せずに済むと思いますが、そういった仕組みを宇城市は取られていますでしょうか。お尋ねいたします。

○市民部長（岩竹泰治君） 避難所につきましては、避難所を開設する前に防災行政無線や宇城市情報メール等を活用し、市民等へ開設予定場所や開設予定時間をお知らせしております。

開設の判断は、気象庁等の気象情報を基に、大雨や洪水等の警報発表の可能性が高い場合に開設いたします。

警報等の発表時間が夜間に見込まれる場合は、基本的に前日の明るい時間帯までに開設することといたしております。

議員御質問の避難所の情報提供につきましては、令和5年度より導入しております宇城市防災ポータルサイトから確認ができます。

宇城市防災ポータルサイトでは、通常時は、防災気象情報の注意報や警報の発表状況、宇城市ハザードマップの確認、防災行政無線の放送内容などが閲覧できます。

災害時には、高齢者等避難や避難指示等の避難情報発令状況や避難所の開設場所、開設状況、避難所の混み具合等が閲覧できます。

宇城市防災ポータルサイトは、令和5年度の広報紙に特集で掲載しておりますが、今後さらに周知を図りまして、災害時の避難情報等の提供などに努めてまいります。

○11番（三角隆史君） このデジタル社会の中で、災害本部と避難所における必要物資の情報共有、避難者の健康状態の情報共有、避難者が個々で必要な物資等の情報共有、いろんな情報共有が可能だと思います。こういった仕組みづくりができることを期待して、次の大きな2番に移ります。

市役所の働き方について、職場環境について。ここ最近、働き方改革という言葉をよく耳にしますし、日本全国数多くの団体、会社がこの働き方改革を実現するために様々な取組が行われています。本市において、この働き方改革についてどのように捉え、どのような取組を行っているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 少子高齢化に伴います生産年齢人口の減少や育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化などを背景といたしまして、就業機会の拡大や意欲、また能力を発揮できる環境づくりが極めて重要な課題となっております。

働き方改革は、この課題の解決のため、働く方の置かれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方一人一人がより良い将来の展望を持てるようにすることを目指しております。

社会情勢の変化、行政が対応すべき課題の複雑化や多様化が進んでいる中、働き方改革の推進にあたっては、個々の職員のライフスタイルや仕事に対する価値観の多様化を踏まえ、それぞれの職員が活躍できる環境を整えることが必要であると考

えております。

御質問にありました、本市職員の働き方改革の取組といたしましては、ワークライフバランスの実現や職員の健康管理の観点からも、事務事業の効率化を図るとともに、より一層、時間外勤務の縮減に取り組むことや時間外勤務命令の適切な実施、柔軟な働き方の拡大、年次有給休暇の取得促進そして育児休業制度の活用などを推進する取組を行っているところです。

○11番（三角隆史君） 再質問になりますが、市役所職員の方々は様々な住民へのサービスを一つ一つ丁寧に対応することが多く、またその業務量も多く、長時間に及ぶため、なかなか働き方改革が進みにくい状況にあるのではないかと思います。そういった状況の中で、心の病で休む職員が多いという話を耳にしますが、今どのくらいの方がそういった症状で休まれていて、市としてどういった取組がなされているのか。また、原因はどういったことが考えられるかお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） 御質問にございました正規職員の休職者の状況について御説明いたします。

本年6月21日現在、6人の職員が病気休職中となっております。そのうち5人がメンタルヘルス不調によるものとなっております。

本市におきましても、職員の健康管理及びメンタルヘルス対策につきましては、極めて重要視していかなければならない問題であると認識しております。

日頃から管理職員によります日常業務の状況把握、また令和4年度から導入いたしました出退勤管理システムによる勤務時間の把握、休暇取得の促進、そして執務室など職場環境の整備などを行っているところです。

さらに、職員の健康保持増進や職場環境の改善などの観点から、嘱託産業保健業務委託を実施いたしまして、産業医及び保健師による衛生委員会への参加、安全衛生や産業保健の情報が掲載されました新聞などの内容周知や情報提供、そしてストレスチェックにおいて高ストレスと判定されました職員やメンタルヘルス不調となった職員に対して、医師の面談や専門職による健康相談を促すなどのサポート体制を取っているところです。

○11番（三角隆史君） 再々質問になるのですが、職員の退職者の増加、懲罰によるやる気の減退をよく耳にします。その現状についてお伺いいたします。また、そういった現状の中、本市においてどういった取組がなされているのかをお尋ねいたします。

○総務部長（木見田洋一君） それではまず、正規職員の退職の状況についてお答えいたします。

令和5年度におきまして退職者数は、定年退職8人、早期退職5人、普通退職1

5人、その他3人の合計31人となっております。

そのうち、早期退職の年代の内訳としましては、30代が1人、40代が2人、50代が2人。また、普通退職の年代の内訳としましては、20代が2人、30代が8人、40代が2人、50代が3人となっております。

早期退職の場合は、基本的に40代から50代の職員が対象となるものでありますが、内容につきましては、第2の人生に向けてなどのため早期退職をされるケースが多くございます。

また、若手職員が自己都合により退職する場合には、民間企業や出身地の自治体職員としての採用による場合、それとまた自営業をするためやその他の事情により退職をされております。

次に、令和5年度の職員の懲戒処分の状況につきましては、合計で4人となっております。

この4人の内訳は、減給3人、戒告1人となっており、内容につきましては、不適切な事務処理により市の信頼、信用を失墜させる行為と判断された結果による処分となっております。

なお、懲戒処分を受けた職員の中からは、退職者や休職者等はありません。

御指摘のとおり、職員から中途退職者や病気休職者が出ることは、行政サービスの低下や他職員の業務負担の増加などにつながりまして、市にとっても大きな損失になるということをお認識しておりますので、これからも全ての職員がやりがいを持って、安心して働ける職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○11番（三角隆史君） 今の答弁のところから、次の2、職員のモチベーションアップについてに移りたいと思います。

働き方改革の意図するところは、労働時間が是正され、労働を正當に評価され、適切な報酬を受けられる社会だと思っております。本市において職員の確保、人材育成は急務であります。そのためにも働きやすく、働きがいのある職場環境づくりを推進することが、人材の定着、離職の防止につながることでございますが、本市は職員のモチベーションアップに対して、こういった取組を行われておりますでしょうか。

○総務部長（木見田洋一君） 長く働き続けられるためには、職員が意欲的に仕事ができる労働環境や職場環境づくりが大変重要な課題だと考えております。

市で導入しております人事評価制度は、職員がその職務を遂行するにあたり発揮した能力及び業績を公正に把握することで、職員の主体的な職務の遂行及びより高い能力を持った職員の育成を行うとともに、能力・業績に基づく評価・人事管理を行うことによりまして、組織全体の士気高揚を促し、公務能率の向上につなげ、最終的には市民へのサービス向上の土台をつくることを目的としているところでござ

います。

さらに、職員の創造力及び市政運営への参加意欲を高めるとともに、市民サービスの向上及び行政の効率化に資することを目的といたしました職員提案制度の実施、また、係長昇任試験制度の実施などにより、職員の仕事に対しますモチベーションの向上を図っているところでございます。

- 11番（三角隆史君）本市には、若手がリスクを恐れず、もっと思い切った仕事ができる環境が必要のような気がします。そういった環境をつくることこそがモチベーションアップにつながっていくことだと思います。若手がリスクを恐れず、やる気を出して宇城市のために頑張ってくれる環境整備をお願いします。

再質問になりますが、先ほど少し触れましたが、人材育成は急務であります。そこで、本市は人材育成についてどのような取組を行っているのか。また、精神面で不安を抱えている職員への対応はどう取り組まれているのかをお尋ねいたします。

- 総務部長（木見田洋一君）職員の能力と資質の向上を図るために、業務に必要な知識や職位ごとに求められるスキルの習得などの職員研修の実施、その他の職場外での研修といたしまして、本人の希望などによりまして海外または国県への派遣研修や全国市町村研修財団への研修を行っております。

また、新規採用職員へのサポート体制といたしましては、本市ではメンター制度を取り入れています。

この制度は、新規採用職員に対し、所属の先輩職員をメンターという支援員に指名し、新規採用職員への助言や指導を行うことで、職員が新しい環境で不安になることなく、円滑に自立していくことを目的に実施しているところです。

次に、メンタルヘルス不調となった職員へのフォローの取組につきましては、管理監督者である課長級などへのメンタルヘルス研修を通じて対応方法を習得させるとともに、医師や専門職による相談窓口の設置や個別面談を行っているところです。

事案により対応は様々ではございますが、所属長などと人事担当職員、また産業保健スタッフが情報共有を行いまして対応を図っている事例もございます。

今後とも、日常業務の中におけますOJTによる指導や年次別の研修などにより職員を育成するとともに、職員へのフォローも併せて行うことで、職員が健康で能力を十分に発揮することができる職場環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

- 11番（三角隆史君）職員が健康でやりがいを持って仕事をしてもらうことが、宇城市発展につながることは言うまでもありません。今後もモチベーションアップに取り組んでいただきますようお願いをいたします。

次の大きな3番、教育振興についてに移ります。不登校要因の調査結果について。

3月議会においても不登校について様々な質問をさせていただきましたが、今回は調査結果に基づいて、本市の状況をお尋ねしたいと思います。2022年の文部科学省の委託調査において、学校側と子ども側では認識に大きな隔りがあることが分かりました。いじめ被害、教職員への反発の項目に該当すると回答した割合が、学校側は子ども側より20%以上低いのです。ということは、学校が子どもの状況を十分に把握できていない上、重大ないじめを見逃している可能性があると考えます。本市においてこういった子どもの状況の把握について、どういった手法でされているのかお尋ねいたします。

○**教育部長（舛井貴男君）** 30日以上長期欠席している小学校の過去5年間の推移は、令和元年度末20人、令和2年度末17人、前年度比15%減、令和3年度末29人、前年度比71%増、令和4年度末36人、24%増、令和5年度末47人、31%の増となります。

中学校の推移については、令和元年度末68人、令和2年度末65人、前年度比4%減、令和3年度末56人、前年度比14%減、令和4年度末101人、80%増、令和5年度末103人、2%増の状況であります。本市においても、コロナ禍以降、増加傾向にあります。

本市における不登校要因の状況把握については、毎年、文部科学省が県を通じて実施している児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査において、その要因を把握しているところです。

調査については、各学校において対象となる児童生徒やその保護者、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や専門機関、宇城っ子ネット等の利用施設から詳細な情報を聞き取るなど丁寧に調査を行い、要因の把握に努めております。

文部科学省が実施した不登校要因の委託調査においては、学校側と子ども側の調査結果にかい離があったことが示されており、本市におきましても、調査の結果や諸課題について、今後、より一層注意を払い、丁寧に対応してまいります。

○**11番（三角隆史君）** 子どもたちの信号を見逃さないためにも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増員が必要と考えます。こういったことを取り組んでいただけますようお願いいたします。

次の中学校部活動の社会体育移行の進捗状況についてお尋ねいたします。6月22日の熊日の社説に、部活の地域移行として取り上げておりました。市町村間に温度差があること、少子化の進展で中学校の部活動は過疎地を中心に学校単位での存続が年々難しくなっている、意欲的な総合型地域スポーツクラブでさえ、国の事業が終わればたちまち資金難に陥るなど書かれておりました。最後に、健康維持につ

ながる生涯スポーツの入口として、子どもが競技に親しむ環境や選択肢を地域でいかに用意し下支えするか、市町村は議会や住民、競技団体、学校といった関係者を巻き込み、議論すべきだとしめてありました。まさにそのとおりだと思います。また、熊日の別の面には、中学校の運動部活動の地域移行を加速させるため、環境整備を先導的に取り組む重点地域として、熊本県はスポーツ庁より指定を受けたことが掲載されていました。

そこで、中学校部活動の社会体育移行について、本市の現在の取組状況をお伺いいたします。

○**教育長（平岡和徳君）** 本市では、部活動や学童クラブ等の加入状況や活動種目等の基本情報と、先進地事例等の情報を収集するとともに、小中学校の教職員や小学4年生から中学2年生までの児童生徒とその保護者を対象に、部活動やクラブ活動に関するアンケート調査を実施し、それらの結果を集約・分析しながら、部内協議を今重ねているところです。

今後の取組につきましては、7月までに地域移行検討委員会を設置しまして、文化部活動と運動部活動の作業部会をそれぞれ設ける予定です。委員構成につきましては、関係小中学校長、部活動の顧問、PTAやスポーツ団体、文化団体の関係者、そして総合型地域スポーツクラブの代表者など約20人程度を予定し、8月には第1回目の検討会議を開催したいと考えております。

また、検討委員会においては、地域移行に係る課題やその対応策等を熟議し、今後の方向性等を検討する必要がありますので、スケジュールの目安となる地域連携・地域移行計画の素案を今回作成したところです。

移行時期の設定につきましては、現在の学習指導要領に「学校部活動は学校教育の一環」と明記されている中、今後の指導要領改訂による学校教育と部活動の関わり方が重要になると考えましたので、令和9年度新学習指導要領の策定に合わせて、部活動地域移行の完全実施を目指すこととしております。

県内の動向としましては、令和7年度末までに完全移行などを計画している自治体が約半数ありますが、本市のアンケート調査の結果などには部活動の継続を強く求める意見もありますので、今後、関係団体等からの意見を基に、慎重に進めてまいりたいと考えております。

最後に、この地域連携や地域移行につきましては、少子化の進行やニーズの多様化に対応して、将来にわたりスポーツそして文化芸術、そういった活動に継続して親しむことができる機会を確保する。それとともに教職員の働き方改革の推進にもつながるものと考えております。この両面の実施に向けて、人づくり、つながりづくり、地域づくり、その方向性をしっかりと見据えながら、生徒たち、子どもたち

の望ましい成長にその保障がいかにかできるかを熟議しながら、宇城市の実態に応じた独自の部活動環境の構築に向けて、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

- 11番（三角隆史君） 大切なのは、子どもたちがやりたいスポーツに出会って、最大限力を発揮できるよう指導していただく。指導者には、子どもたちの潜在能力を最大限引き出してもらって、また適切な報酬が払われる。そういった仕組みができるようお願いをいたします。

次に移ります。学校給食について。小中学校給食費が無料化になって10か月。宇城市内全ての小中学校がセンター方式を取るようになって、約3か月が経過しようとしております。そこで、よそに目を向けてみると、有機農産物を学校給食に取り入れる自治体の取組が広がっております。宇城市にはそういった考えはないのかお尋ねいたします。また、学校給食において、地元産物ほどのぐらゐの割合を占めているのかを重ねてお尋ねいたします。

- 教育部長（舛井貴男君） 学校給食における有機農産物の活用については、食育の一環として、食材の生産過程や環境への影響をはじめ、健康管理に関する学びにつながる生きた教材になるものであり、非常に有意義な取組であると認識しております。

また、本市の学校給食においては、安全・安心な給食の提供と地場産農産物の消費拡大のため、米飯については全て宇城市産を使用するとともに、市の特産物であるトマトやキュウリをはじめ、ナスなどの青果物についても、可能な限り地場産品を取り入れており、令和5年度における地元食材の地産地消率は52%となっております。

しかしながら、その全ては慣行栽培または有機農産物より緩い基準で生産された特別栽培農産物によるものであります。現在の学校給食において、JAS認証による有機食材は使用しておりません。

- 11番（三角隆史君） 再質問になりますが、2021年に温室効果ガスの排出削減、化学農薬・化学肥料の低減、有機農業の面積拡大などを目指す政府のみどりの食料システム戦略による有機農産物の流通と消費などへの取組として、学校給食への利用を期待されていますが、本市は今後、学校給食における有機農産物の利用促進を加速させる考えはあるのか、お尋ねいたします。

- 教育部長（舛井貴男君） 議員御指摘のとおり、国連が採択したSDGs（持続可能な開発目標）への対応があらゆる分野で重視される中、農林水産省が有機農業の推進に取り組むとともに、関係府省庁で連携体制を構築されており、文部科学省においても、食育の推進や有機農産物などの活用に向けた支援が図られております。

しかしながら、本市において有機農業に取り組んでいる生産者の状況は、202

0年（令和2年）に実施されました農林業センサスによりますと、1,860の経営体に対し151と、全体の8%程度の生産者数となっており、5,200食余りの大量調理に必要な食材の確保が難しくなると予想されます。

そのほか、通常食材と比較すると価格が高くなることに加え、生産者が少ないため、地場産物の活用率が下がる可能性があることや調理の下処理に時間を要することなどが懸念されるところです。

教育委員会としましては、今後、政府が進めるみどりの食料システム戦略の取組により、有機農産物などの地域流通が見込まれるとともに、安定した供給量や品質などの条件が整うようであれば、1品目の食材からでも活用に向けて研究検討していきたいと考えております。

○11番（三角隆史君） 子どもたちが口にするものですから、今後健康に成長してもらうためにも良いものを食べてもらいたいので、今後より良き対応をお願いいたします。

次に移ります。県立高校の特色づくりについて。県内では、県北を中心としてTSMCをはじめ、半導体関連企業の進出が相次ぐ中、水俣高校におきましては、半導体学科を来年度設置する県内初の取組が5月8日の熊日新聞に掲載されておりました。また、同校ではグローバル人材の育成として、アメリカのスタンフォード大学によるオンライン講座の開講など、高校の魅力向上につながる取組が行われております。また、上天草高校では、上天草市や企業と各種包括支援協定を結び、地域の課題解決に取り組んでおります。本市には県立高校が2校ありますが、特色づくりにつながるような取組がなされているのかをお尋ねいたします。

○教育部長（舛井貴男君） 本市では、日頃から市の事務事業において、地元高校と連携しながら、地元特産物を活用した料理レシピの開発やお弁当づくり、公共施設に設置する木製ベンチや家具類などの寄贈など、郷土愛を育む人材育成につながる取組を高校と協力しながら行っております。

このような取組は、市の広報やホームページ等を通じて市内外に情報を発信し、地元高校のPRをはじめ、魅力あるまちづくりにつなげているところであります。

また、新たな取組として、本市と地元高校が地元企業を交えて毎年実施しております合同企業説明会の教育活動を、市内の中学校に発信する取組を行ったところです。

この取組は、キャリア教育の推進として松橋高校から相談を受け、関係部署と協議を重ね、令和6年3月に不知火中学校の協力で2年生63人の生徒を対象に松橋高校で実施いたしました。

事業効果、目的としましては、中学校は、キャリア教育の一環として、将来の進

路先等について考えさせる機会の提供。地元高校は、進路先を検討する高校生の姿を示すことで、生徒たちに直近の将来像を想起させ、地元高校への興味関心を高める機会の提供をいたしました。また企業側は、高校等の卒業後の身近な進路先として、地元企業を検討する機会及び情報の提供。本市といたしましては、少子化対策、地元定着対策の一環として、市内の子どもたちが将来地元に残るための検討材料の提供などになり、関係者それぞれに有益な取組と考えております。

今後、このような取組を充実させるとともに、県立高校の魅力ある特色づくりに協力してまいりたいと思います。

- 11番（三角隆史君） いろいろな取組がなされていることを理解いたしました。今後、進学率を高めるためにも、この魅力ある特色づくりが必須です。県教育委員会がすることかもしれませんが、本市にできることもあると思いますので、熱意を示していただきますようお願いいたします。

次、最後の4番、地域振興についてお伺いいたします。三角港及び周辺のにぎわいづくりについて。私の持論といたしまして、三角港の発展なくして宇城市の発展なしという思いを持っております。港の発展は物流が支えています。以前、三角港が抱えていた物流機能は八代港と熊本港に移りました。TSMCの進出で、ますます物流は活発になることでしょう。今、三角港はたまに来る外国船の荷物の揚げ降ろしぐらいです。あとは国内の船が停泊するぐらい。また港周辺の土地建物は県所有であり、いろいろな縛りも多く、有効活用できていないのが実情です。海のピラミッドも本市に権限移譲されてはいるものの、使用については制限があるみたいで、先日、民間の会社が事務所として借りられないかという要望があったのですが、答えはノーでした。こういった状況の中、現状では港のにぎわいづくりをしようとしてもなかなかハードルが高いです。何の制限もなく、自由な発想でにぎわいづくりについて議論したいのが本音であります。本市として県所有が多くてなかなか答えられない部分もあるかと思いますが、三角東港、三角西港のにぎわいづくりについて、答えられる範囲で答弁をお願いいたします。

- 三角支所長（佐藤幹雄君） 三角港にある三角港2号待合所海のピラミッドは、平成2年に熊本県により建設をされ、歴史ある港のランドマーク、まちおこしのシンボルとして認識をされているところでございます。

現在は、県から権限移譲を受け、熊本県港湾管理条例及び施行規則に基づき、本市が使用許可を行うことになっております。

過去3年間の使用者数は、令和3年度が3件、令和4年度が5件、令和5年度が8件となっております。

現時点では三角港管理事務所が入所され、熊本県旅客船協会が事務所と切符売り

場を通年使用されていることから、空いているスペースを使用していただくこととなります。

施設の使用を希望される場合は、待合所使用許可申請書の提出が必要となり、使用区分及び使用料は、1平方メートル当たり、ひと月までごとにつき、旅客の切符及び荷物の取扱いが715円、広告物の掲示が1,210円、その他の使用が1,683円となっております。

例えば、一般の方がイベントを開催するため1階のホール、424平方メートルを1日間使用される場合は、その他の使用区分となり約24,000円が必要となります。

また、使用料は港湾管理条例第7条の規定により、国や地方公共団体が公用で使用するとき、海難又は災害救助のため使用するとき、その他特に必要と認めるときは使用料を減額又は免除することができます。

使用方法は、施設使用希望者からの申請に基づき、施設の空き状況や使用の目的など申請内容を確認し、施設の破損等が発生した場合の原状回復や許可権利の譲渡、転借の禁止など条件を付して許可書を発行し、その後使用していただくこととなります。

三角西港の現状については、経済部長から説明いたします。

○**経済部長（浦田敬介君）** 引き続き、三角西港の現状について御説明いたします。

西港は、市が所有する施設と県が所有する施設が混在しています。

市が所有する7つの施設につきましては、公募型プロポーザルで選定されました宇城市観光物産協会が本年度から5年間、指定管理者となって施設管理並びに運営を行っています。また、県の施設である浦島屋や高田回漕店などにつきましては、市が県から管理委託を受け、市観光物産協会へ再委託しております。結果、観光物産協会が西港を一体的、全体的に管理する仕組みとなっております。

このうち2つの施設については、新たに指定管理者となった観光物産協会がテナントを募集しました。

1つ目の旧三角海運倉庫につきましては、上天草市で飲食店を営業されている有限会社福伸が、アマテラス珈琲という店名のカフェを今月の14日にオープンいたしました。

2つ目の市物産館、通称ムルドルハウスにつきましては、三角町所在のサンコネクト株式会社が、軽飲食ができるお土産店の開店へ向けて現在準備を進めているところでございます。来月17日を予定しているとお聞きしています。

そのほか、イベントにつきましては、昨年開催しましたレストラン事業を、浦島屋をメイン会場に10月に開催を予定しております。西港のロケーションを最大限

活かした企画を今後も展開していきたいと考えています。

ハード面では、県が平成30年から進めています西港に隣接する緑地整備もおおむね完成し、4月末から駐車場14台分を一般開放しております。また、併設します浮き棧橋までの遊歩道も整備されつつあります。

来年7月には、三角西港が世界遺産に登録され10年目を迎える節目でございます。三角西港にとって、特別な1年とするべく、世界遺産関連自治体や関係機関と連携の上、にぎわいを創出し、地域経済の活性化につなげてまいります。

○11番（三角隆史君） 今、おっしゃられましたように、来年は市制20周年でもありますが、三角西港が世界遺産登録されて10周年になりますので、どうか皆様方、よろしくお願いをいたします。

再質問になりますが、三角駅前のフィッシャーマンズワーフについて質問させていただきます。今、空き店舗になっておりますが、現状をお尋ねいたします。

○経済部長（浦田敬介君） 三角駅前フィッシャーマンズワーフについては、長年営業されてきました鮮魚店が令和4年11月をもって営業を終了され、開設当時から入居されている水産物加工店が令和5年3月に営業を終了されています。

令和5年6月から空き店舗に対し入居者募集を始め、賃貸物件をお探しの飲食店等数社から問合せを受けましたが、いずれも当該使用料では採算が合わないとの判断で入居を断念されています。店舗が空いたまま既に1年が経過している状況を考えますと、商業施設としての印象にも悪影響を与えかねません。

以上を踏まえ、連鎖的な空き店舗の増加という不安材料を少しでも払拭したいという考えの下、本定例会において、施設の使用料を減額する条例改正案を上程いたしましたところであります。

この使用料の減額により空き店舗を解消できれば、少しでもにぎわいを取り戻すことのきっかけができるのではないかと感じております。

○11番（三角隆史君） 今、答弁いただいたように、使用料を減額していただくことでフィッシャーマンズワーフににぎわいが戻ることを願ひまして、次の最後の質問に移ります。

移住・定住についての本市の取組について。少子高齢化、若者の都市部流入により人口減少に悩まされている自治体は、全国各地で増えていることだと思います。自治体によっては、住宅を取得する際の補助金を設けて移住・定住を促進しておりますが、本市でも同様の制度を設けてはと思いますがどうでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 議員御指摘のとおり、人口減少が全国の自治体で問題視されている中、本市の人口も年々減少傾向にあります。市内の活力を維持してい

くためには、生産年齢人口をはじめとする人口の維持が喫緊の課題であると認識しております。

そこで、本市ではこれまでも保育料・副食費の無償化や給食費無料化等により、子育て世帯への支援を進めてきたところですが、市外からの移住を強化するため、今年4月から、新たに子育て世帯向けの住宅取得補助金を創設しています。

この事業は、小学校入学前のお子様をお持ちの世帯が、宇城市内に住宅を新築または購入して転入した場合に、住宅取得に係る費用の一部を補助するものでございます。

市では、こうした子育て支援策の充実により、生産年齢人口の維持に加え、子育て世帯に選ばれるまちづくりを目指してまいります。

○11番（三角隆史君） 再質問になりますが、三角町に絞らせて質問させていただきます。いまや6,400人とされる人口で過疎化が進む一方の三角町の中でも、三角駅周辺の空き家の多さが目に付きます。この空き家を活用することでにぎわいのきっかけづくりができないかと考えますが、本市はどうお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○市長政策部長（元田智士君） 議員御指摘のとおり、三角駅周辺はJR三角線の発着点であるとともに、天草方面に続く航路や国道266号といった交通結節点にあり、多くの方が行き交う場所です。

現状、素通りしてしまう方が少なくない中、空き家を活用することで駅周辺に立ち寄ってもらい、消費をしてもらうことで、三角駅界隈のにぎわいにつなげたいという思いは、議員と同じでございます。

これまで空き家の活用方法は、移住・定住を中心として、空き家改修補助金の対象も居住や宿泊に限定してまいりました。

ただ、地域によっては、空き家を活用して店舗を開設するような事例もございます。議員の御指摘のとおり、市としましても空き家の可能性をもう少し幅広く捉え、例えば地域を限定して要件を緩和するなど、他の自治体も見ながら研究していく必要があると考えております。

ただ、空き家は個人の財産であることから、売る、貸すといった活用策については、所有者の同意や理解を得る必要がございます。

そのため、まずは地域おこし協力隊を中心に、行政区長や近隣にお住まいの方など地域にも協力いただきながら、所有者の意向確認を進めてまいります。

○11番（三角隆史君） 私も三角駅周辺に住んでおりますが、本当に空き家が目に付きます。本当にこれが解消できれば、駅周辺の方からもっとまちが活気づくのではないかと思います。東港にも少しずつ地味ではありますが店舗ができております。

西港にはアマテラス珈琲が先日オープンしました。もう1店オープン予定です。また、2025年度の後期に、NHKで「ばけばけ」という小泉八雲の妻が主人公となるドラマが放送されることが決定しました。小泉八雲と言えば、三角西港とは無関係ではありません。是非、西港でロケをしていただけないかと思っております。今後もっともっと三角西港を盛り上げて、宇城市において、熊本県において、なくてはならない観光地にしていきたいと思っております。これをもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（豊田紀代美君） これで、三角隆史君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は全て終了しました。これで一般質問を終わります。

-----○-----

日程第2 報告第6号 令和5年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告について

日程第3 報告第7号 令和5年度宇城市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第4 報告第8号 令和5年度宇城市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第5 報告第9号 令和5年度宇城市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

日程第6 報告第10号 令和5年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告について

○議長（豊田紀代美君） 日程第2、報告第6号令和5年度宇城市一般会計継続費繰越計算書の報告についてから、日程第6、報告第10号令和5年度宇城市土地開発公社の経営状況の報告についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

これで、報告第6号から報告第10号までを終わります。

-----○-----

日程第7 承認第6号 専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第10号）

○議長（豊田紀代美君） 日程第7、承認第6号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第10号）を議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております承認第6号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから承認第6号に対する討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、承認第6号専決処分の報告及び承認を求めることについて（専決第10号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。承認第6号は承認することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、承認第6号は承認することに決定しました。

-----○-----

- 日程第8 議案第43号 令和6年度宇城市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第44号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第45号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 議案第46号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第12 議案第47号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第13 議案第48号 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第49号 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第50号 宇城市三角駅前フィッシャーマンズワーフ条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（豊田紀代美君） 日程第8、議案第43号令和6年度宇城市一般会計補正予算

(第1号) から、日程第15、議案第50号宇城市三角駅前フィッシャーマンズウォーク条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

議案第43号から議案第50号までにつきましては、ただいまタブレットにて送信しました令和6年第2回宇城市議会定例会委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第16 請願第1号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願

日程第17 請願第2号 子ども医療費無料化に関する請願

○議長(豊田紀代美君) 次に、日程第16、請願第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願及び日程第17、請願第2号子ども医療費無料化に関する請願を議題とします。本案は、民生常任委員会に審査を付託します。

-----○-----

日程第18 同意第5号 監査委員の選任について(河野 真理氏)

日程第19 同意第6号 固定資産評価員の選任について(岩竹 泰治氏)

日程第20 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について(丸目 通隆氏)

日程第21 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について(太田黒 睦氏)

日程第22 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について(坂田 慶子氏)

○議長(豊田紀代美君) 次に、日程第18、同意第5号監査委員の選任について(河野真理氏) から、日程第22、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について(坂田慶子氏) を一括議題とします。

これから質疑に入りますが、通告はありません。したがって、質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております同意第5号から諮問第3号までについては、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊田紀代美君) 異議なしと認めます。したがって、同意第5号から諮問第3号までにつきましては、委員会付託を省略することに決定しました。

-----○-----

日程第23 休会の件

○議長(豊田紀代美君) 日程第23、休会の件を議題とします。

お諮りします。25日火曜日から28日金曜日まで、そして来週7月1日月曜日及び2日火曜日は、常任委員会及び議事整理のため休会にしたいと思います。これ

に御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、25日火曜日から28日金曜日まで、そして来週7月1日月曜日及び2日火曜日は、休会することに決定しました。

なお、29日及び30日は、市の休日のため休会であります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

-----○-----

散会 午後0時14分

第 5 号

7月3日 (水)

令和6年第2回宇城市議会定例会（第5号）

令和6年7月3日（水）

午前10時00分 開議

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第1 | 議案第43号 | 令和6年度宇城市一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第2 | 議案第44号 | 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第3 | 議案第45号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第4 | 議案第46号 | 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第47号 | 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する等の条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第48号 | 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第49号 | 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第50号 | 宇城市三角駅前フィッシャーマンズワープ条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 請願第1号 | 現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願
追加議事日程（第5号の追加1） |
| 日程第1 | 発議第1号 | 現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書 |
| 日程第10 | 同意第5号 | 監査委員の選任について（河野 真理氏） |
| 日程第11 | 同意第6号 | 固定資産評価員の選任について（岩竹 泰治氏） |
| 日程第12 | 同意第7号 | 監査委員の選任について（喜津木 紀子氏） |
| 日程第13 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（丸目 通隆氏） |
| 日程第14 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（太田黒 睦氏） |
| 日程第15 | 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について（坂田 慶子氏） |
| 日程第16 | 選挙第4号 | 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙 |
| 日程第17 | 選挙第5号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 |

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員は次のとおりである。(20人)

1 番 坂 元 大 介 君	2 番 四 海 公 貴 君
3 番 村 上 真由子 君	4 番 河 野 真 理 君
5 番 吉 良 邦 夫 君	6 番 田 中 美 君 君
7 番 嘉古田 茂 己 君	8 番 原 田 祐 作 君
9 番 永 木 誠 君	10 番 山 森 悦 嗣 君
11 番 三 角 隆 史 君	12 番 坂 下 勳 君
13 番 高 橋 佳 大 君	15 番 溝 見 友 一 君
16 番 園 田 幸 雄 君	17 番 福 田 良 二 君
18 番 河 野 正 明 君	20 番 豊 田 紀代美 君
21 番 中 山 弘 幸 君	22 番 石 川 洋 一 君

4 欠席議員 (なし)

5 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 植 野 修 君 書 記 河 村 聡 美 君

6 説明のため出席した者の職氏名

市 長 守 田 憲 史 君	副 市 長 天 川 竜 治 君
教 育 長 平 岡 和 徳 君	総 務 部 長 木 見 田 洋 一 君
市長政策部長 元 田 智 士 君	市 民 部 長 岩 竹 泰 治 君
福 祉 部 長 岩 井 智 君	保 健 衛 生 部 長 井 住 寿 宏 君
経 済 部 長 浦 田 敬 介 君	土 木 部 長 平 木 恵 一 君
教 育 部 長 舩 井 貴 男 君	市長政策部次長 田 川 大 輔 君
市民部次長 吉 崎 賢 二 君	福 祉 部 次 長 平 松 洋 介 君
保 健 衛 生 部 次 長 田 嶋 真 君	経 済 部 次 長 池 田 真 一 君
土 木 部 次 長 星 津 章 博 君	教 育 部 次 長 米 田 年 宏 君
三角支所長 佐 藤 幹 雄 君	不知火支所長 木 下 秀 典 君

小川支所長	坂本優子君	豊野支所長	西村光代君
上下水道局長	福田真治君	会計管理者	永田康之君
監査委員事務局長	井上まゆみ君	農業委員会事務局長	園田弥生君
財政課長	田尻勇樹君		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（豊田紀代美君） これから、本日の会議を開きます。

まず、報告事項を申し上げます。

市長から追加議案が提出されております。提出議案は、議事日程記載の日程第12、同意第7号であります。

また、6月21日に第1回内水対策の遊水地における野球場を含む総合グラウンド誘致調査特別委員会が開催され、委員長の高橋佳大君が委員会条例第13条の規定に基づき、委員会の許可を得て辞職されました。これに伴い、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、6月21日付けで委員に溝見友一君を選任したことを報告いたします。なお、委員長に溝見友一君が互選されました。

-----○-----

- 日程第1 議案第43号 令和6年度宇城市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第2 議案第44号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第45号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第46号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第47号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する等の条例の制定について
- 日程第6 議案第48号 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第49号 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第50号 宇城市三角駅前フィッシャーマンズワフ条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 請願第1号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願

○議長（豊田紀代美君） 日程第1、議案第43号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第1号）から、日程第9、請願第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願までを一括議題とします。

去る6月24日の会議において、審査を付託しました各常任委員会から審査の報

告がありますので、ただいまから、各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長に報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長に報告を求めます。

○総務文教常任委員長（坂元大介君） 総務文教常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件1件であります。委員会を6月27日に、全員協議会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第43号一般会計補正予算の職員の給与費明細書について、委員から「4月に正規職員が1人辞職したと聞いている。今回の補正予算で会計年度任用職員が1人増員されているが、今回の増員・増額補正は辞職した職員の補充分なのか」との質疑に対し、執行部から「辞職はあったが、正規職員について今回の補正での増減は行っていない。会計年度任用職員の増員・増額は、産前・産後休暇及び育児休業を取得予定の職員がいるため、代替職員に係る増員分を補正しているものである」との答弁がありました。また、委員から「地域計画策定業務に伴う時間外勤務手当の増額補正が今の時期になった理由は何か。また、この事業は非常に時間がかかると思われるが、15万円の増額で足りるのか」との質疑に対し、執行部から「国に要望していた事務費の内示が4月1日にあったため、今回の補正のタイミングとなった。金額については、要求時点での補助対象額に合わせて原課が15万円としているため、総務部としては足りるものと判断しており、仮に不足する場合には、経済部として他の時間外勤務手当の予算も確保してあるため、対応できるものと考えている」との答弁がありました。

次に、ふるさと納税事務について、委員から「債務負担行為補正を行ってあるが、業務委託を単年度契約から複数年度契約に切り替えた理由は」との質疑に対し、執行部から「複数の事業者から話を聞き、中期的な計画を立てた上で、次年度以降の契約相手を本年度にプロポーザルで選考するためである。また、単年度だと事業者が変わった場合、寄附募集サイト作成などの準備が必要となるため、複数年度契約が望ましいと考えた」との答弁がありました。

次に、熊本県農業研究センター果樹研究所敷地内に残る土地の時効取得に関する訴訟業務委託料について、委員から「訴訟に至る経緯は」との質疑に対し、執行部から「当該土地は昭和45年に松橋町が県と売買契約を締結したが、一部に相続未登記の土地が残っており、県と町が締結した当時の協定書には、手続きの責任は町が負うとされていた。顧問弁護士により市が代理占有で時効取得可能との見解を得

たため、相続人が判明した2筆分の時効取得に向けた予算を上程している。なお、登記手続き完了後は、県に対して売却手続きを行う予定である」との答弁がありました。

次に、研究指定校補助金について、委員から「研究指定校は市内にいくつあるのか。また、どのような流れで指定校となるのか」との質疑に対し、執行部から「今回の補正予算は、令和6年度から7年度の指定校に松橋小学校が道德教育研究指定校になった分である。このほかに、令和5年度から6年度の指定校に学校体育研究推進校で河江小学校、令和4年度に人権教育指定校で小川小学校と、おおむね毎年1校程度の研究指定校がある。指定までの流れは、県が研究内容を構成し、各教育事務所単位で小中学校を推選するものであり、指定校は県から委託を受けて事業を実施する」との答弁がありました。これに対し、委員から「研究指定校を受けるとなると、今、本市の小中学校に必要なものは何か」との質疑に対し、執行部から「学力調査の結果等を基に、学力充実が必要と考え、そのための小中一貫教育も推進している。学力向上とともに家庭学習の在り方や学び方の姿勢等を伸ばしていきたいと考えている」との答弁がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された予算案件1件については可決すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 総務文教常任委員長の報告が終わりました。

次に、建設経済常任委員長に報告を求めます。

○建設経済常任委員長（嘉古田茂己君） 建設経済常任委員会に付託されました案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件1件、条例案件1件であります。委員会を6月26日に、大委員会室において開催しました。委員会には、説明員として関係部長、部次長、局長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議された主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第43号一般会計補正予算のうち、農業振興費の補助金について、委員から「農業振興費の補助金は、県の補助が3分の1しかないので、市からも補助できないか。また、そのような声はあがってきていないか」との質疑に対し、執行部から「補助率がもう少しいいものはないかという話がたまにある。現状では市の負担ではなく県の補助のかさ上げに重点を置き、県とも話をしているがなかなか難しい」との答弁がありました。これに対し、委員から「これからも県に対し、補助率を上げてもらうよう強く要望をお願いします」との意見がありました。また、委員

から「施設園芸産地緊急発展事業補助金について、中古ハウスは具体的にどのような形で次の所有者とのマッチングをしているのか。また、この補助の周知はどのように行っているのか」との質疑に対し、執行部から「中古ハウスを譲渡、借受して移設する補助と現在使用している分の補強の2通りある。農家間で別の場所に移設する場合、マッチングはしておらず、自分たちで契約をしてもらい、その移設に係る費用が今回補助対象となっている。周知については、市のホームページとJAの部会員に通知している」との答弁がありました。これに対し、委員から「周知期間が短いので執行部としてどうすべきか、こういう制度があるということをやより多くの方に知ってもらい、活用してもらおうよう要望する」との意見がありました。

次に、土木費の小川駅西口券売機改修業務委託料について、委員から「改修は小川駅だけなのか。松橋駅はどうなっているのか」との質疑に対し、執行部から「松橋駅と小川駅の東口の券売機はJR所有になっているので、JRで対応されている。小川駅の西口は市で対応する」との答弁がありました。また、委員から「券売機の新札対応はすぐできるのか」との質疑に対し、執行部から「補正が承認されれば、速やかにJRに委託予定である。小川駅の西口での2022年度の乗車人数は約1,000人で、そのうち西口の券売機で買われた方は全体の3%であり、大幅に影響するものではないが、JRに速やかに対応していただく」との答弁がありました。さらに、委員から「IC決済の利用が多いということか」との質疑に対し、執行部から「そうである」との答弁がありました。

次に、議案第50号宇城市三角駅前フィッシャーマンズワープ条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「2店舗が1年以上空いているということだが、それに対し募集をどのような形で行ったのか。また、入居希望の事業者の職種は何だったのか」との質疑に対し、執行部から「募集については広報紙と市のホームページで行っている。数者から問合せがあったが、内容としては海鮮丼屋、鰻屋などだった」との答弁がありました。さらに、委員から「東港一体の開発を考えたときに、空き店舗があると観光施設としてうまく機能していかなくなるのではないかと。ただ利用料を下げるだけではなく、積極的に働き掛けていくことはできないのか。また、総合的な計画はないのか」との質疑に対し、執行部から「観光は三角に特に力を入れている。中でも、東港は重要な拠点地区である。ただ、駅の一日の乗降客数や交通量など飲食店が進出する要件を十分に満たすまでには至っていない。現在市長政策部と共に、東港全体を浮揚させたいとの思いで若手経営者らの有志と話し合いを始めたところである。今後の具体的な計画は定まってはいるが、中心部に広大な敷地を要する港湾の使用に係る規制緩和も、いずれ県には働き掛けなければならないと考えている」との答弁がありました。これに対し、委員から「三角には

若手の有能な経営者が何人もいる。その方たちも含め他部署と連携し、東港・三角駅前を開発していかなければならないと思う。力を合わせて頑張っていたきたい」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

これらの質疑を終結し、採決の結果、本委員会に付託された、予算案件1件、条例案件1件につきましては、全て可決すべきものと決定しました。

以上、建設経済常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

次に、民生常任委員長に報告を求めます。

○民生常任委員長（山森悦嗣君） 皆さん、おはようございます。民生常任委員会に付託された案件につきまして、本委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会に付託された案件は、予算案件2件、条例案件5件、請願案件2件、継続審査の陳情案件1件であります。委員会を6月26日に、第3委員会室において開催し、説明員として関係部長、部次長及び担当課長の出席を求め、審査を行いました。

議案の審査の過程で論議されました主なものを要約して御報告申し上げます。

まず、議案第43号一般会計補正予算のうち、委託料について、委員から「新型コロナワクチン予防接種の委託料は何人分を見込んでいるのか」との質疑に対し、執行部から「65歳以上の高齢者人口と昨年度の春の予防接種率から算出し、11,600人を見込んでいる」との答弁がありました。これに対し、「このような補正が計上されるということは、市民の中でもまだコロナに対する不安があるからだろうと推察する。今回の予算による予防接種は、市民の自発的な接種なのか、それとも行政からの呼び掛けによるものなのか」との質疑に対し、執行部から「行政からの勧奨接種ではないが、市民の健康のために十分な予算を計上し、広報紙などでも周知する予定」との答弁がありました。

次に、議案第44号国民健康保険特別会計補正予算のうち、システム改修業務委託料について、委員から「システム改修はベンダーの独占性が強いと思うが、本改修に係る費用は国で統一された単価なのか」との質疑に対し、執行部から「国が単価を示しているかは把握していないが、業者からの見積りによる単価である」との答弁がありました。

次に、議案第45号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、委員から「内閣府令を全て引用する方式を採用した条例の場合、市の独自性を設ける余地が残らないのではないか」との質

疑に対し、執行部から「引用を部分的に除外することで、市独自の基準を定めることが可能である」との答弁がありました。

次に、議案第48号宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「改正により宇城市の財政に変化はあるのか」との質疑に対して、執行部から「施行日の8月1日以降、今年度の市の負担は約165,000円の増加が見込まれる。補正に関しては状況を見て行う」との答弁がありました。また、委員から「令和6年1月から重度心身障がい者医療費助成が現物支給になったことにより、医療費と件数はどのように推移しているのか」との質疑に対し、執行部から「今までは払い戻しの手続きが手間だったため、医療費が少額の場合は申請していなかった人もいた。申請がなくとも全て助成できるようになったことから、件数及び市の負担額ともに増加している」との答弁がありました。

次に、議案第49号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員から「改正のメリットは何か」との質疑に対し、執行部から「紙の健康保険証が廃止されることで、どの健康保険に加入しているかを目視で判断できなくなるため、マイナンバーでの情報連携が必要になる。本改正により、情報連携が可能になる健康保険を明確にする」との答弁がありました。

次に、請願第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願について、委員から「市は訪問してマイナンバーカードの申請を支援しているが、申請や所持、セキュリティに対して不安を抱える方もいると思う。請願は、国の進め方を受け入れた上で市民の不安を考慮してほしいという趣旨。現在は、県内でも資格確認書の統一した取扱いが定まっていないが、資格確認書の発行期間内に国民の不安が解消できるよう国も対策を打つと考えられるため、立ち止まって検討するよう求めてもいいのではないか」との意見がありました。

以上が、質疑と答弁等の主な点であります。

採決の結果、本委員会に付託された予算案件2件、条例案件5件については全て可決、また、請願案件については1件が採択すべきものと決定しました。なお、陳情第1号子ども医療費無料化に関する陳情書及び請願第2号子ども医療費無料化に関する請願については、継続審査とすることに決定いたしました。

以上、民生常任委員会における審査の経過及び結果の報告を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 民生常任委員長の報告が終わりました。

以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしを認めます。

これから、議案第43号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第43号令和6年度宇城市一般会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第43号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第44号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第44号令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第44号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第45号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第45号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第45号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

（ボタンを押す）

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第46号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第46号宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第46号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第47号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第47号宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する等の条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第47号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第48号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第48号宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第48号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第49号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第49号宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第49号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決しました。

これから、議案第50号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、議案第50号宇城市三角駅前フィッシャーマンズワープ条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。議案第50号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決しました。

これから、請願第1号の討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、請願第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願を採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。本案に対する委員長報告

は採択です。請願第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞれ押してください。

(ボタンを押す)

○議長(豊田紀代美君) ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊田紀代美君) 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成全員です。したがって、請願第1号は採択することに決定しました。

ただいま請願第1号が採択されましたので、民生常任委員長から委員会提出議案、発議第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書が提出されました。

お諮りします。発議第1号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊田紀代美君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号を本日の日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、書記にタブレットにて資料を送信いたさせますので、しばらくお待ち願います。

(資料送信)

-----○-----

追加日程第1 発議第1号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書

○議長(豊田紀代美君) 追加日程第1、発議第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書を議題とします。

本案についての趣旨説明を求めます。

○民生常任委員長(山森悦嗣君) 現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書について、議案提出の趣旨説明を申し上げます。

マイナ保険証の普及のため、2024年12月2日に現行の保険証を廃止することが決定されましたが、マイナンバーカードを巡っては問題が続出しており、マイナ保険証に関しても他人の情報がカードに紐づけられていたケースが判明するなど、国民の健康や生命に重大な影響を及ぼすおそれのある深刻な問題が顕在化しております。

このようなことから、何ら不都合なく安心して使っている現行保険証を当面の間、存続させるよう、国に対して意見書を提出することを本委員会では決定しました。

以上が趣旨となりますが、本議案に対しまして議員各位の御賛同をよろしく願
いいたしまして、提案の趣旨説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 趣旨説明が終わりました。

これから、発議第1号に対する質疑を行います。質疑はありませんか

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

これから、発議第1号の討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書を
採決します。採決は、押しボタン式投票によって行います。発議第1号は、原案の
とおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを、それぞ
れ押してください。

(ボタンを押す)

○議長（豊田紀代美君） ボタンの押し忘れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 押し忘れなしと認め、確定いたします。

賛成多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第10 同意第5号 監査委員の選任について（河野 真理氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第10、同意第5号監査委員の選任について（河野真理
氏）を議題とします。

これから、討論に入りますが、4番、河野真理君は、地方自治法第117条の規
定により除斥されますので、御退席願います。

(河野真理君 退場)

○議長（豊田紀代美君） 本件については、通告はありません。したがって、討論なし
と認めます。

これから、同意第5号監査委員の選任について（河野真理氏）を採決します。採
決は起立によって行います。同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立
願います。

[賛成者起立]

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、同意第5号はこれに同意するこ
とに決定しました。

河野真理君は御入場を願います。

(河野真理君 入場)

-----○-----

日程第 1 1 同意第 6 号 固定資産評価員の選任について (岩竹 泰治氏)

○議長 (豊田紀代美君) 日程第 1 1、同意第 6 号固定資産評価員の選任について (岩竹泰治氏) を議題とします。

これから、討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、同意第 6 号固定資産評価員の選任について (岩竹泰治氏) を採決します。採決は起立によって行います。同意第 6 号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長 (豊田紀代美君) 起立多数です。したがって、同意第 6 号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第 1 2 同意第 7 号 監査委員の選任について (喜津木 紀子氏)

○議長 (豊田紀代美君) 日程第 1 2、同意第 7 号監査委員の選任について (喜津木紀子氏) を議題とします。

市長から提案理由の説明を求めます。

○市長 (守田憲史君) 今回提出します追加議案は、同意案件として監査委員の選任 1 件で、内容は前委員の辞職に伴う後任委員の選任でございます。詳細につきましては総務部長が説明いたします。

当案件につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長 (豊田紀代美君) 市長からの提案理由の説明が終わりました。これから議案の詳細説明を求めます。

○総務部長 (木見田洋一君) それでは、同意第 7 号監査委員の選任について御説明いたします。議案集 4 ページ、説明資料集 4 ページをお願いいたします。

本案は、高岡実監査委員から、令和 6 年 6 月 1 8 日付けで 6 月 3 0 日をもって退職の辞職願が提出され、市長が退職を承認いたしましたので、新たに喜津木紀子氏を選任いたしたく、選任の同意をお願いするものです。

喜津木氏におかれましては、行政運営に優れた見識を有する者であり、監査委員として適任者であると考えております。

監査委員の任命につきましては議会の同意を得る必要がありますので、本案を提出するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（豊田紀代美君） 同意第7号の詳細説明が終わりました。

これから、同意第7号の質疑に入ります。質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 質疑なしと認めます。

なお、お諮りします。ただいま議題となっております同意第7号は、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、同意第7号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから同意第7号に対する討論に入ります。討論のある方の発言を許します。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 討論なしと認めます。

これから、同意第7号監査委員の選任について（喜津木紀子氏）を採決します。採決は起立によって行います。同意第7号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、同意第7号はこれに同意することに決定しました。

-----○-----

日程第13 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について（丸目 通隆氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第13、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（丸目通隆氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について（丸目通隆氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第1号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、諮問第1号は適任と認め答申することに決定しました。

-----○-----

日程第14 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について（太田黒 睦氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第14、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（太田黒睦氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦について（太田黒睦氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第2号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、諮問第2号は適任と認め答申することに決定しました。

-----○-----

日程第15 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について（坂田 慶子氏）

○議長（豊田紀代美君） 日程第15、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について（坂田慶子氏）を議題とします。

これから討論に入りますが、通告はありません。したがって、討論なしと認めます。

これから、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について（坂田慶子氏）を採決します。採決は起立によって行います。諮問第3号は、適任と答申することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（豊田紀代美君） 起立多数です。したがって、諮問第3号は適任と認め答申することに決定しました。

-----○-----

日程第16 選挙第4号 上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙

○議長（豊田紀代美君） 日程第16、選挙第4号上天草・宇城水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

上天草・宇城水道企業団議会議員に、溝見友一君、永木誠君の2人を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました2人を上天草・宇城水道企業団議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました2人が上天草・宇城水道企業団議会議員に当選されました。

当選されました2人に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

代表して、溝見友一君、上天草・宇城水道企業団議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○15番（溝見友一君） おはようございます。ただいま上天草・宇城水道企業団の議会議員に選任されました溝見です。今回は本当に皆様の御配慮で、この立場をもう一度させていただくことに誠に感謝しております。これからまた永木議員と市民のために、そして上天草・宇城地域のためにしっかり議論してまいりたいと思いますので、そのときはまた皆様の御指導、御鞭撻をよろしく願いしまして、挨拶の言葉と代えさせていただきます。これからも頑張ります。よろしく申し上げます。

-----○-----

日程第17 選挙第5号 熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（豊田紀代美君） 日程第17、選挙第5号熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に、四海公貴君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました四海公貴君を熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました四海公貴君が熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

当選されました四海公貴君に、会議規則第31条第2項の規定によって、当選の告知をします。

四海公貴君、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選承諾及び挨拶を求めます。

○2番（四海公貴君） 皆さん、おはようございます。ただいま熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員に選出いただきまして、誠にありがとうございます。これから高齢者が大変多い時代がもっとももっと来ますので、しっかりと熊本県の後期高齢者医療を適正に安定的に運営できるよう、様々な議論を行っていくことを皆様にお約束したいと思います。今後とも皆様の御指導、御鞭撻の方をよろしくお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

-----○-----

日程第18 各委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出について

○議長（豊田紀代美君） 日程第18、各委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出についてを議題とします。

各委員長から、審査中の事件及び所管事務のうち会議規則第110条の規定によって、ただいまタブレットにて送信しましたとおり、閉会中の継続審査及び継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊田紀代美君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

令和6年第2回宇城市議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前10時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

宇城市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

宇城市議第172号
令和6年6月27日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

総務文教常任委員長 坂元 大介

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第43号	令和6年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決

宇城市議第172号
令和6年6月27日

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

建設経済常任委員長 嘉古田 茂己

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第43号	令和6年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第50号	宇城市三角駅前フィッシャーマンズワープ条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

民生常任委員長 山森 悦嗣

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査の結果
議案第43号	令和6年度宇城市一般会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第44号	令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第45号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第46号	宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
議案第47号	宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する等の条例の制定について	原案可決
議案第48号	宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第49号	宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
請願第1号	現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願	採 択

令和6年第2回定例会 賛否一覧表

○:賛成 ●:反対 欠:欠席 除:除斥 棄:棄権

議員名 件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	15	16	17	18	20	21	22	審議 結果	賛 成	反 対
	坂元 大介	四海 公貴	村上 真由子	河野 真理	吉良 邦夫	田中 美君	嘉古田 茂己	原田 祐作	永木 誠	山森 悦嗣	三角 隆史	坂下 勳	高橋 佳大	溝見 友一	園田 幸雄	福田 良二	河野 正明	豊田 紀代美	中山 弘幸	石川 洋一			
承認第6号 専決処分等の報告及び承認を求めることについて(専決第10号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	承認	19	0
議案第43号 令和6年度宇城市一般会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第44号 令和6年度宇城市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第45号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第46号 宇城市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第47号 宇城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例の一部を改正する等の条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第48号 宇城市重度心身障がい者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第49号 宇城市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
議案第50号 宇城市三角駅前フィッシャーマンズワーフ条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	原案 可決	19	0
請願第1号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める請願	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	採択	19	0
発議第1号 現行健康保険証について当面の間の存続を求める意見書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	●	原案 可決	18	1

議長のため表決には加わりません